

青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち

# 浜田市 総合振興計画

基本構想／平成18年度～平成27年度

後期基本計画／平成23年度～平成27年度



# 🌊 青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち

## ごあいさつ

本市は、平成17年10月の市町村合併後、まちづくりの基本指針となる「浜田市総合振興計画（基本構想、前期基本計画）」を平成18年度に策定し、多くの施策を実行してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化、経済・雇用情勢の低迷など本市を取り巻く環境は厳しい状況にはありましたが、浜田医療センターやJR浜田駅、島根あさひ社会復帰促進センター、大規模農業団地「新開団地」などの拠点施設の整備、石州半紙<sup>せきしゅうばんし</sup>のユネスコ無形文化遺産への登録や浜田港の重点港湾への選定など、市勢の発展に希望をもたらす出来事もありました。

こうした中、これまでの課題や成果、社会経済情勢の変化などを踏まえ、引き続き本市の将来像「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現を目指すため、このたび、平成23年度から5年間の道標となる「浜田市総合振興計画（後期基本計画）」を策定いたしました。

この計画に基づき、7つの「リーディングプラン」をはじめとする施策や事業を積極的に展開し、地方自治の新時代にあふさわしい自立した自治体として、また、島根県西部の中核都市として、更なる飛躍を目指すとともに、市民がいきいきと輝き、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たって熱心にご審議いただきました浜田市総合振興計画審議会や浜田市地域協議会の委員をはじめ、貴重なご意見を賜りました多くの皆さまに厚く御礼申し上げます。



平成23年 3月

浜田市長 宇津 徹 男



# 目 次

## 序 章

|               |   |
|---------------|---|
| 1 総合振興計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の期間と構成    | 1 |
| 3 基本構想        | 2 |

## 第1章 後期基本計画の策定に当たって

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 後期基本計画の概要       | 7  |
| 2 浜田市を取り巻く状況の変化   | 8  |
| (1) 人口減少と少子高齢化の進行 | 8  |
| (2) 社会経済情勢の変化     | 11 |
| (3) 地方分権及び地域主権の進展 | 11 |
| 3 土地利用構想          | 12 |

## 第2章 まちづくりの展開

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 部門別施策体系                        | 15 |
| 2 リーディングプラン                      | 16 |
| 3 部門別計画                          | 18 |
| Ⅰ 健康でいきいきと暮らせるまち【健康・福祉部門】        | 18 |
| Ⅱ 豊かな心を育む教育と文化を身近に感じるまち【教育・文化部門】 | 28 |
| Ⅲ 自然環境を活かした潤いのあるまち【環境部門】         | 37 |
| Ⅳ 地域資源を活かした産業を創造するまち【産業・経済部門】    | 45 |
| Ⅴ 快適で安心して暮らせる、にぎわいのあるまち【建設・安全部門】 | 60 |
| Ⅵ 市民とともに創り育てるまち【市民活動・定住部門】       | 71 |

## 第3章 計画推進の方策

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 市民参画の推進          | 81 |
| 2 調和のとれたまちづくりの推進   | 82 |
| 3 効率的・計画的な行財政運営の推進 | 83 |
| 4 広域的・広角的なまちづくりの推進 | 84 |
| ■ 財政計画             | 85 |

## 資 料 編

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ■資料1 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定体制  | 87 |
| ■資料2 浜田市総合振興計画審議会条例        | 88 |
| ■資料3 浜田市総合振興計画審議会委員名簿      | 89 |
| ■資料4 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定経過  | 89 |
| ■資料5 浜田市総合振興計画後期基本計画の諮問・答申 | 90 |
| ■資料6 代表的な目標一覧              | 91 |
| ■資料7 用語の解説                 | 94 |
| ■資料8 憲章、宣言、浜田市民歌           | 98 |

# 序 章



# 序 章

## 1 総合振興計画策定の趣旨

浜田市総合振興計画は、長期的な視点から本市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた計画です。

この計画は、本市の最上位の計画として市政運営の最も基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となります。

このたび、前期基本計画（平成18年度～平成22年度）の終了に伴い、平成23年度を初年度とする後期基本計画を新たに策定しました。

## 2 計画の期間と構成

浜田市総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

【基本構想】 本市の将来像とまちづくりの基本的方向である大綱を示すものです。

〔期間〕 平成18年度から平成27年度までの10年間

【基本計画】 基本構想を実現するための各分野の施策を体系的に示すものです。

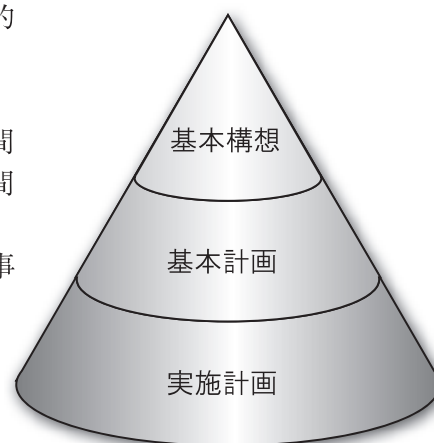
〔期間〕

前期 平成18年度から平成22年度までの5年間

後期 平成23年度から平成27年度までの5年間

【実施計画】 基本計画に示した施策の方向に沿って具体的な事業を定めるものです。

〔期間〕 3年間（毎年見直し）



### ■計画期間のイメージ図

| 年度(平成) | 18         | 19 | 20         | 21         | 22         | 23        | 24 | 25 | 26 | 27         |            |            |  |
|--------|------------|----|------------|------------|------------|-----------|----|----|----|------------|------------|------------|--|
| 基本構想   | 基本構想 10年   |    |            |            |            |           |    |    |    |            |            |            |  |
| 基本計画   | 前期基本計画 5年  |    |            |            |            | 後期基本計画 5年 |    |    |    |            |            |            |  |
| 実施計画   | H18～H20 3年 |    |            |            |            |           |    |    |    |            | H23～H25 3年 |            |  |
|        |            |    | H19～H21 3年 |            |            |           |    |    |    | H24～H26 3年 |            |            |  |
|        |            |    | H20～H22 3年 |            |            |           |    |    |    | H25～H27 3年 |            |            |  |
|        |            |    |            | H21～H23 3年 |            |           |    |    |    |            | H26～H28 3年 |            |  |
|        |            |    |            |            | H22～H24 3年 |           |    |    |    |            |            | H27～H29 3年 |  |

### 3 基本構想（平成18年度策定）

## 将 来 像

市民一人ひとりが海・山などの素晴らしい自然を大切にし、先人から受け継いだ文化、伝統を守り育てるとともに、「交流拠点」という地域特性を活かしてまちに賑わいをもたらし、だれもが輝いて暮らせるまちの姿

## 青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち

を浜田市が目指す将来像とします。

## 基本構想 概念図



## 将来像実現のための基本方針

「浜田市の将来像」を実現するための「まちづくりの大綱」相互を調整し、結びつける共通の考え方となるものです。

### ① 市民と行政の協働によるまちづくり

人と人とのつながりを大切にし、市民と行政や市民相互が連携を深め、それぞれが互いの特性を理解するとともに市民参画の環境を整え、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

### ② 調和のとれたまちづくり

「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」と「地域の個性を活かしたまちづくり」の2点を基本とした市民主体の調和のとれたまちづくりを進めます。

## まちづくりの大綱

浜田市は「浜田市の将来像」を実現していくために、6本の「まちづくりの大綱」を掲げ、積極的に推進していきます。

### I 健康でいきいきと 暮らせるまち

市民だれもが健康でいきいきと暮らすことができる環境と長い人生を安心しておくることができる環境を備えた保健、医療、福祉が連携するまちを目指します。



YASAKA招待親善ゲートボール大会

### II 豊かな心を育む教育と 文化を身近に感じるまち

人権尊重の精神を根底におき、豊かな教育資源とかかわる中で、自ら学び高めあう学習活動を推進し、次代を担う人材の育成を図るとともに、地域固有の文化を創造するまちを目指します。



石州和紙会館での紙漉き体験

### Ⅲ 自然環境を活かした 潤いのあるまち

海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた、潤いのあるまちを目指します。



棚田（三隅自治区）

### Ⅳ 地域資源を活かした 産業を創造するまち

農山漁村の地域資源を有効に活用し、農林水産業や商工業などの既存産業と矯正施設や観光とのネットワーク化により、自立と魅力が持てる地域の産業振興に取り組み、活力ある産業を創造するまちを目指します。



金城町ぶどう生産者協議会の皆さん

### Ⅴ 快適で安心して暮らせる、 にぎわいのあるまち

地域内を結ぶ便利な道路網と広域的な社会・経済活動を促進する高速道路網を核に鉄道、港湾など各種交通基盤の充実と情報通信基盤を整備し利便性を高め、安全、安心、快適性にすぐれ暮らしの活力を生む都市機能を持つまちを目指します。



第二浜田ダム（イメージ）

### Ⅵ 市民とともに 創り育てるまち

市民、民間、NPO（特定非営利活動法人）と行政との協働により、地域の課題を解決し、多様な地域の資源を活かして、誰もが地域でいきいきと元気に暮らせるまちを目指します。



地域協議会（金城自治区）



## 大綱の推進にあたって

浜田市は、「浜田市の将来像」を実現していくため、「まちづくりの大綱」に基づき、さまざまな施策を推進していきますが、その行動原則を以下のとおり掲げて基本構想の実現を目指します。

### ① 市民参画の推進

市民と行政がそれぞれの役割を自覚し補完する、協働によるまちづくりに取り組みます。  
そのため、広報広聴活動や情報提供に積極的に取り組むとともに、市民が主体的に市政に参画できる機会の拡充をはかります。

### ② 調和のとれたまちづくりの推進

合併により周辺地域となることの不安や心配を解消し、市民と行政が密接に連携すること  
ができるしくみとして、「浜田那賀方式自治区」を導入しました。  
市民の誰もが「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」と今まで培って  
きた歴史や伝統文化・芸能など地域の個性を大切にするための「地域の個性を活かしたまち  
づくり」を基本とし、調和のとれたまちづくりを進めます。

### ③ 効率的・計画的な行財政運営の推進

常に時代に即した行財政運営を行うために、組織機構や事務などの効率化、健全性を重視  
した計画的な財政運営に努めます。  
また、市の施策や事業などについて、その必要性や効率性、成果などの評価検証を行い改  
善を図るため、行政評価システムを構築します。

### ④ 広域的・広角的なまちづくりの推進

島根県西部の中核都市としてリーダーシップを発揮し、関係する市町との役割分担や連  
携・協力を図り、広域的な課題に取り組んでいきます。  
また、交流拠点としての恵まれた地勢や地域資源を活かして、国内各地や環日本海地域な  
どとの市民や地域の交流を促進するとともに、積極的な情報発信に努めます。

# 後期基本計画

## 第1章

### 後期基本計画の策定に当たって

# 第1章 後期基本計画の策定に当たって

## 1 後期基本計画の概要

### (1) 計画の期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間のうち平成23年度から平成27年度までの5年間です。

### (2) 計画の性格

後期基本計画は、浜田市基本構想の「将来像」である「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」を実現するため、まちづくりの大綱や施策大綱に基づき、必要となる主要施策や目標、主要事業等を定めたものです。

### (3) 計画の考え方

後期基本計画の推進に当たり、より実行性のある施策や事業等を展開していくため、次の3つの考え方を基本とします。

#### ① 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政とが「協働」の意味と必要性について十分に理解し、その基本となる方針を定めた上で、協働のまちづくりの推進に向けた仕組みづくりが必要です。

このため、後期基本計画は、各施策や事業の実施に当たって、より効率的かつ効果的な施策等が進められる計画にするとともに、本市の協働のまちづくりを推進するための基本となる計画とします。

#### ② 主要施策等の明確化

後期基本計画では、基本構想に掲げる6つの「まちづくりの大綱」について、その施策大綱を進めるための「主要施策の展開」や「代表的な目標」、「主要事業」を明確にし、より具体的で実効性のある計画とします。

#### ③ 目標値設定と進捗管理体制の確立

後期基本計画では、分かりやすい目標値を設定することにより、その目標値に対する毎年度の進捗状況が、より客観的に評価できるようにし、PDCAサイクル（計画→実行→評価・点検→改善・処置）による適切な進捗管理に努めます。

## 2 浜田市を取り巻く状況の変化

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

#### ① 総人口

##### 【日本の現状と今後の予測】

日本の総人口は、平成17年の国勢調査やその後の人口推計から、長期の減少過程に入っているとされており、大都市圏への人口集中は引き続き進む一方、地方の人口減少は顕著なものとなっています。

また、総人口に占める65歳以上の人口（老年人口）割合は更に増加すると見込まれており、これまでの予測を上回るスピードで少子高齢化が進行しています。

##### 【本市の現状と今後の予測】

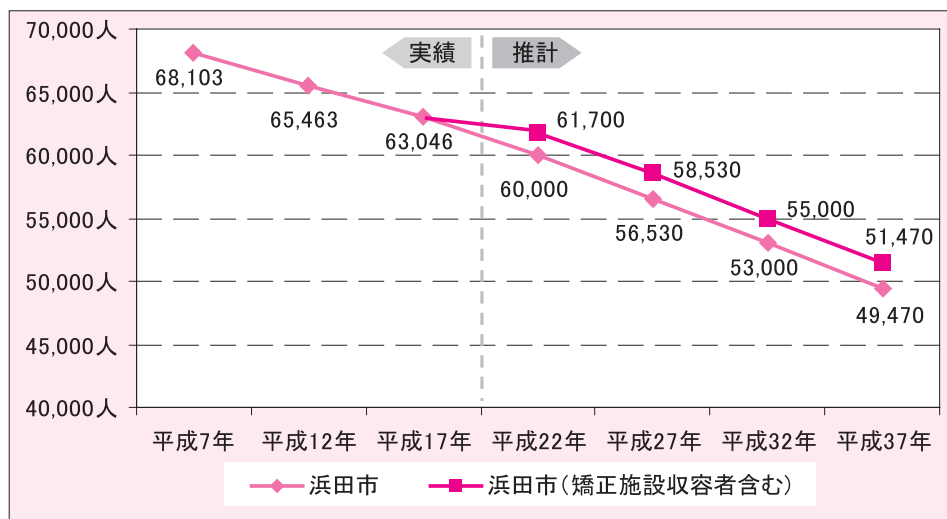
本市の総人口は、近年の国勢調査においては、昭和60年の72,529人をピークとして以後は人口減少傾向が続き、平成17年には63,046人となり、平成12年の65,463人と比較して2,417人（3.7%）が減少しています。

今後においても、更なる人口減少の加速が見込まれ、後期基本計画の最終年である平成27年の人口（島根あさひ社会復帰促進センター（以下「矯正施設」という。）の収容者を除く。）は、56,530人と極めて厳しい予測となっています。

その後も更に人口減少は進み、平成37年には5万人を割り込むことが予測されます。

また、少子高齢化の進行は、人口ピラミッドグラフに示すとおり一層顕著なものになると予測されます。

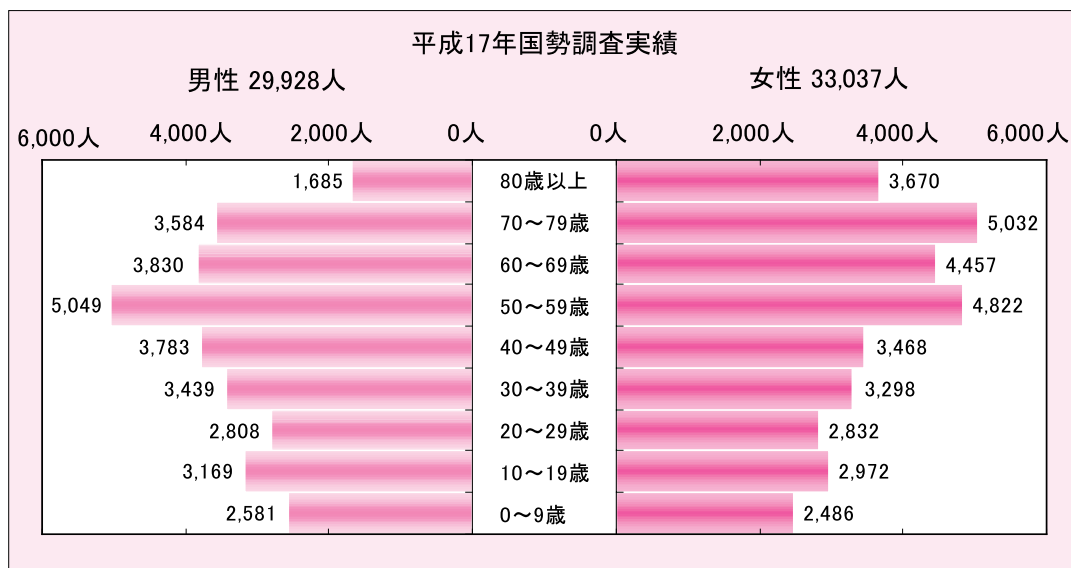
■グラフ1 人口の推移



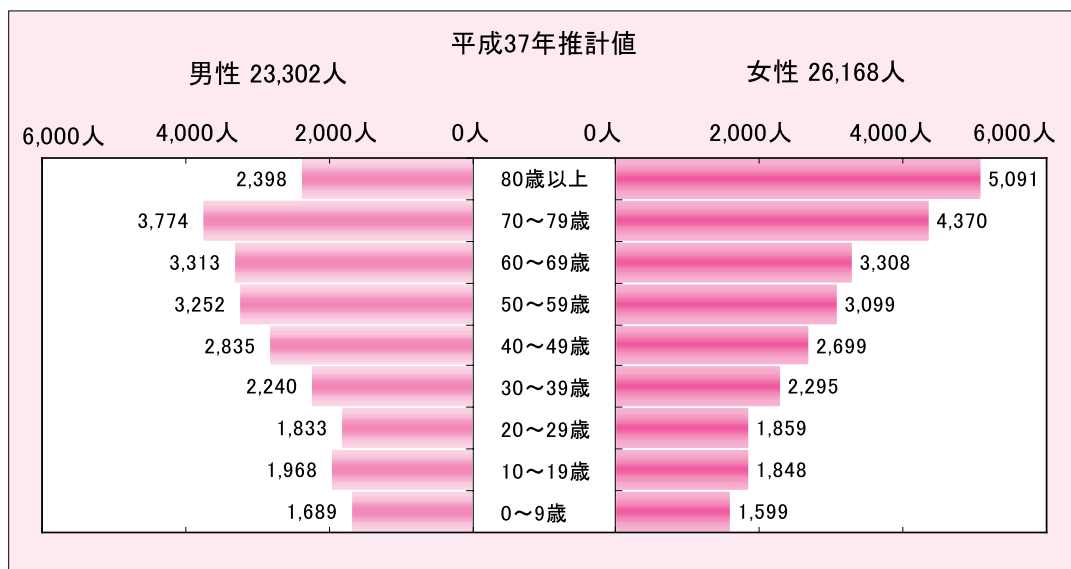
(※平成17年までは国勢調査、平成22年以降は本市の推計による。)



## ■グラフ2 人口ピラミッドによる推移（矯正施設収容者を除く。）



（※年齢不詳数（81人）は含まれていないため、総人口と乖離がある。）



（※「平成37年推計値」は、本市の推計による。）

### 【課題と対策】

このような人口減少と少子高齢化の進行を念頭に置き、この後期基本計画において定住対策をはじめとした各施策や事業を展開することが喫緊の課題となっています。

このため、「定住人口」、「交流人口」※1、「二地域居住人口」※2、「情報交流人口」※3の4つの人口で地域活力の維持と向上を図る必要があります。

※1「交流人口」 観光者等の一時的・短期的な滞在人口。

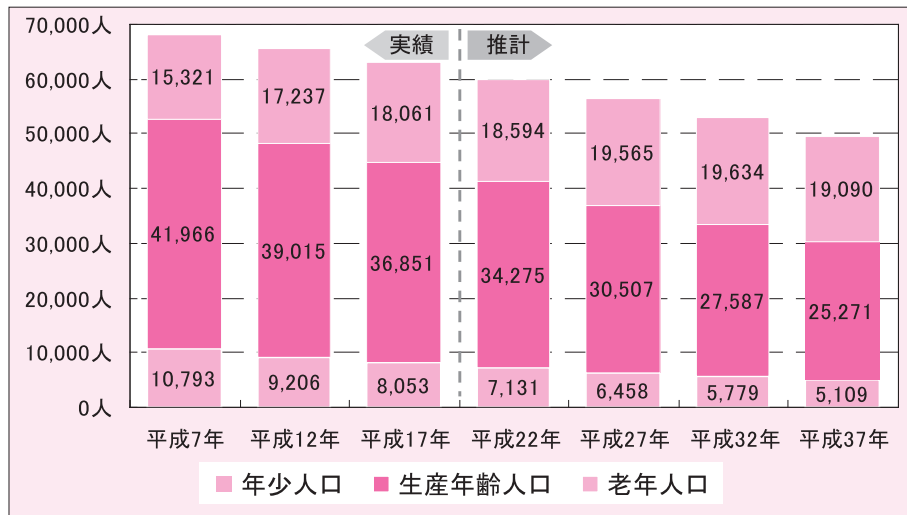
※2「二地域居住人口」 都市住民が年間で1か月以上の中・長期、または定期的・反復的に農山漁村等の同一地域に滞在し、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の居住に加えた生活拠点を持つ人口。

※3「情報交流人口」 市外に居住する人に対して、インターネット、郵便等による情報提供サービスを行う等、「情報交流」を行っている「登録者人口」。市が行う「はまだ特別市民制度」、「ふるさとメール」、「はまだ虹の大使」等のほか、各種NPOや団体等が行うものを含む。

## ② 年齢3区分別人口

平成27年における年齢3区分別人口は、年少人口（15歳未満）が6,458人に、生産年齢人口（15歳～64歳）は30,507人に、老年人口（65歳以上）は19,565人になる見込みであり、平成17年と比較すると、それぞれ約19.8%の減、約17.2%の減、約8.3%の増となっています。

■グラフ3 年齢3区分別人口の推移（矯正施設収容者を除く。）

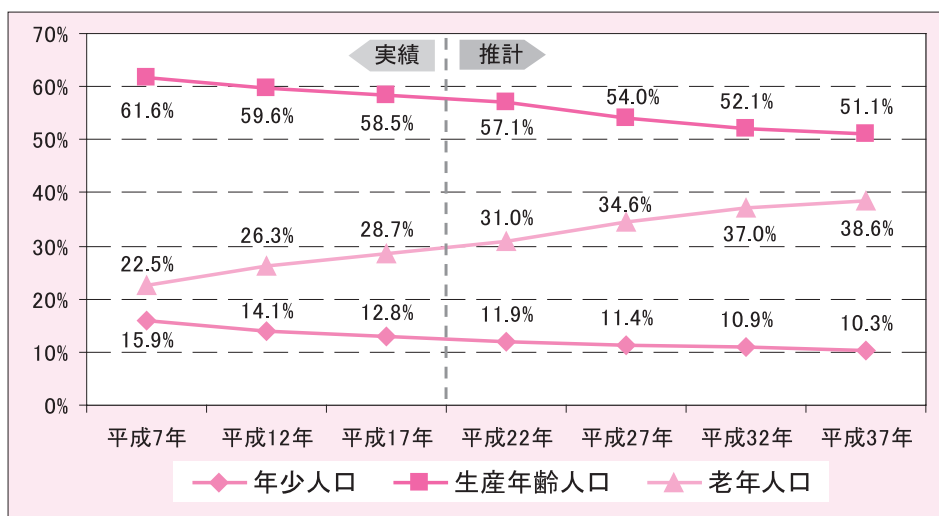


（※平成17年までは国勢調査、平成22年以降は本市の推計による。）

各年齢区分別人口の総人口に対する割合をみると、平成17年に58.5%であった生産年齢人口の割合は、平成27年には54.0%まで減少し、産業への影響、更には医療、福祉、年金といった今後の社会保障に係る問題にも影響してくることが予想されます。

また、年少人口の割合は、平成27年には11.4%まで減少する一方で、同年の老年人口の割合（高齢化率）は34.6%に達し、市民の約3人に1人が高齢者となり、更なる少子高齢化が進行するものと予測されます。

■グラフ4 年齢3区分別人口割合の推移（矯正施設収容者を除く。）

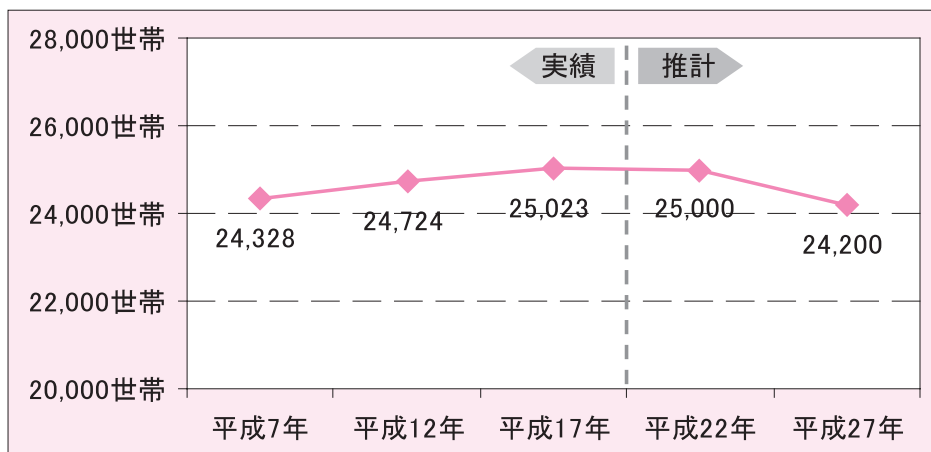


（※平成17年までは国勢調査、平成22年以降は本市の推計による。）

## ③ 世帯数

本市の世帯数は、これまでは核家族化の進行等により増加傾向にありましたが、今後は人口減少の加速に伴って減少に転じるものと予測されます。

■グラフ5 世帯数の推移（矯正施設収容者を除く。）



（※平成17年までは国勢調査、平成22年以降は本市の推計による。）

## (2) 社会経済情勢の変化

日本経済は、バブル経済の崩壊以降、緩やかな景気回復を繰り返しながら、平成19年秋から景気後退局面に入り、平成20年秋には世界的な金融危機によって急激に落ち込み、かつて経験したことのない不況にあります。

本市においても、企業活動や個人消費は持ち直しの動きは見られるものの依然として厳しい状況にあり、法人市民税や固定資産税の税収が減少しています。

## (3) 地方分権及び地域主権の進展

我が国の社会・経済の発展に伴い、従来から続いてきた中央集権型社会の問題点が顕在化する中で、それらの問題に対応すべく、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）が施行され、国と地方が対等・協力の関係となりました。

また、平成22年6月22日に閣議決定した「地域主権戦略大綱」により地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するための措置や取組の方針が明らかにされ、自治体には自己責任と自己決定による地域の行政運営が更に求められることになりました。

このことから、私たちには地域の住民として、これまで以上に地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく取組が求められています。

### 3 土地利用構想

#### ◆基本方針

地域ゾーニング※<sub>1</sub>による土地利用は、浜田自治区の市街地を中心とした経済・文化交流都市ゾーン※<sub>2</sub>と、地理的条件による水産資源保全・活用ゾーン、ふるさと交流・定住ゾーン、森林資源保全・活用ゾーンを設定し、各ゾーンで特色を活かした効率的で効果的な施策展開を目指します。

また、地域の貴重な財産である豊かな自然やこの地域の基幹産業である農林水産業と、水源かん養機能を有する農地や森林を守り育てていくために、海辺部と農村部、山間地域の連携強化を図っていきます。

#### (1) 経済・文化交流都市ゾーン

浜田自治区の市街地を経済機能と学習・学術文化に関する交流機能等が集積し、本市の中核拠点にふさわしい都市基盤を備えた「経済・文化交流都市ゾーン」として整備します。

#### (2) 水産資源保全・活用ゾーン

日本海に面した海岸地域と水産資源を有効に活用し、生産性の高い漁業振興と多彩な交流機能の充実を図る「水産資源保全・活用ゾーン」として整備します。

#### (3) ふるさと交流・定住ゾーン

浜田自治区の郊外と金城・旭・弥栄・三隅自治区を美しい農村環境と生活基盤が充実し、都市との交流が促進される便利で快適な定住機能を持つ「ふるさと交流・定住ゾーン」として整備します。

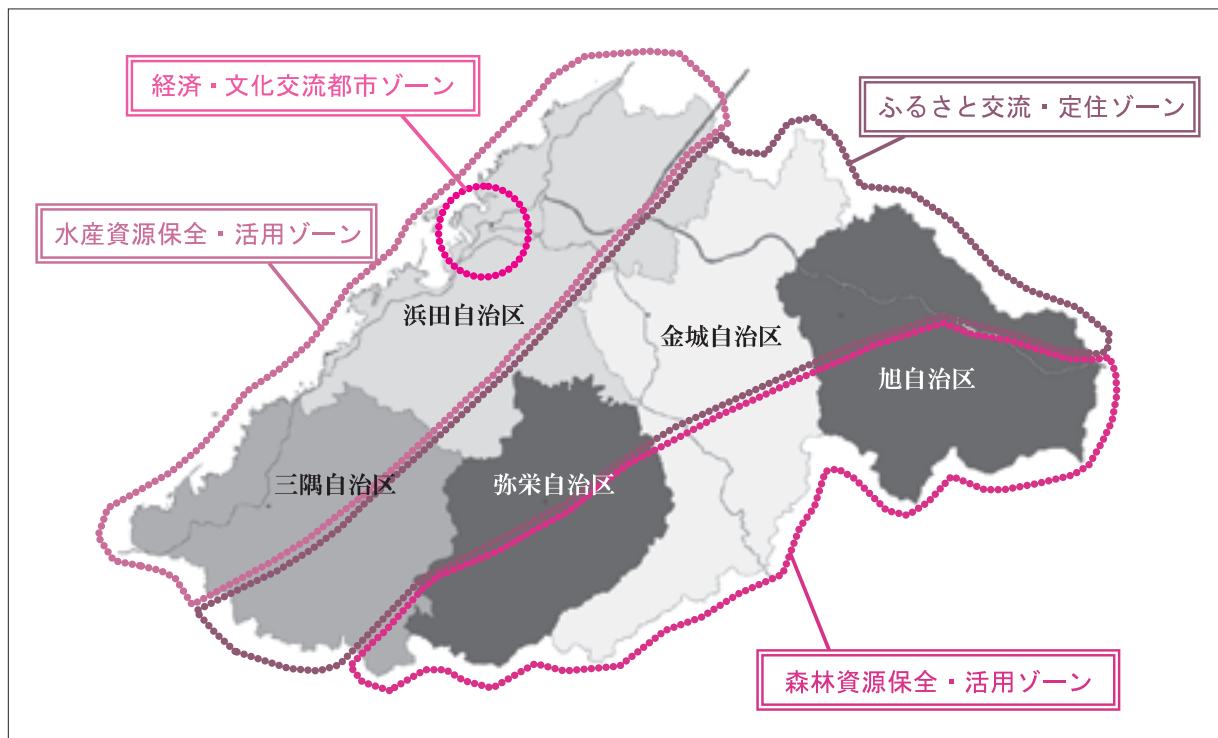
#### (4) 森林資源保全・活用ゾーン

中国山地に広がる山林地帯を自然環境保全、レクリエーション、水源かん養、新たな資源活用等、豊かな森林の保全と多面的な活用を図る「森林資源保全・活用ゾーン」として整備します。

※1「ゾーニング」 都市計画や建築プラン等で、空間を用途別に分けて配置すること。

※2「ゾーン」 地域、区域、範囲。

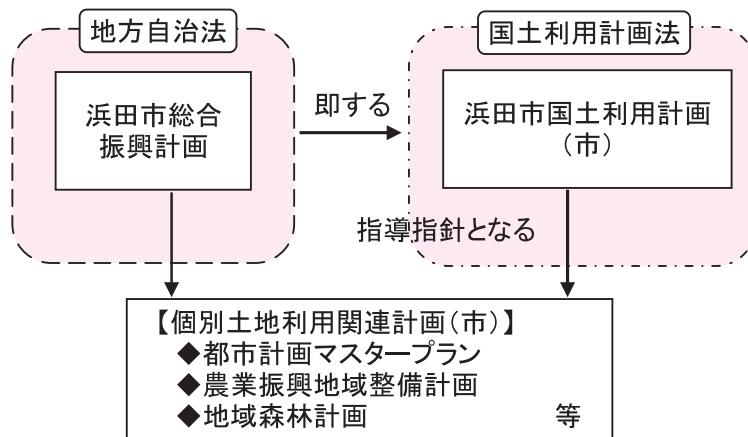
## 【土地利用ゾーニング（イメージ図）】



### 【参考】

本市の土地利用については、総合振興計画を基本とし、国土利用計画や都市計画マスタープラン等と整合性を図りながら進めていきます。

次の図は、各計画間の関係を示しています。





# 後期基本計画

## 第2章

### まちづくりの展開

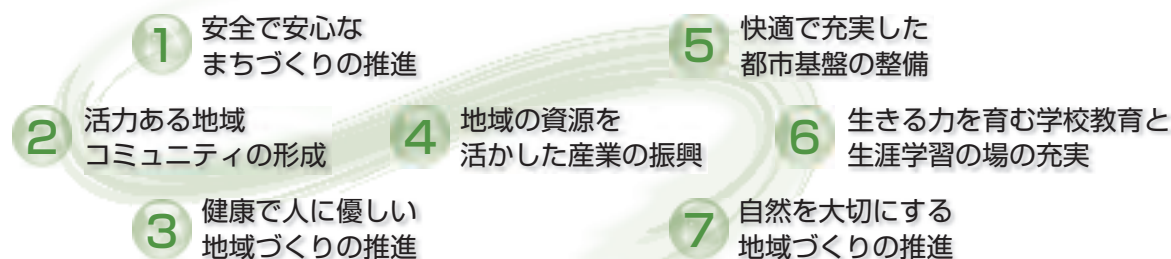
## 第2章 まちづくりの展開

### 1 部門別施策体系

| 将来像                              | 基本方針                                      | まちづくりの大綱                                             | 施策大綱                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>青い海・緑の大地<br/>人が輝き文化のかおるまち</p> | <p>・調和のとれたまちづくり<br/>・市民と行政の協働によるまちづくり</p> | <p><b>I 健康でいきいきと暮らせるまち</b><br/>【健康・福祉部門】</p>         | <ol style="list-style-type: none"> <li>だれもが安心して受けられる医療体制の整備</li> <li>生涯を通じて豊かな生活の実現を目指す健康づくりの推進</li> <li>子どもを安心して産み育てる環境づくり</li> <li>高齢者・障がい者にやさしい環境づくり</li> <li>市民との協働による地域福祉の推進</li> </ol>  |
|                                  |                                           | <p><b>II 豊かな心を育む教育と文化を身近に感じるまち</b><br/>【教育・文化部門】</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>生涯学習の推進と地域活動を担う人材の育成</li> <li>生きる力を育む学校教育の充実</li> <li>生涯を通じて活動できるスポーツの振興</li> <li>歴史・文化の伝承と地域性豊かな文化の創造</li> </ol>                                      |
|                                  |                                           | <p><b>III 自然環境を活かした潤いのあるまち</b><br/>【環境部門】</p>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>地域特性を活かした景観形成の推進</li> <li>環境保全の人づくり・地域づくりの推進</li> <li>地球温暖化対策への積極的な取組</li> <li>循環型社会構築に向けた取組</li> </ol>                                                |
|                                  |                                           | <p><b>IV 地域資源を活かした産業を創造するまち</b><br/>【産業・経済部門】</p>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>地域の特性を活かした農林水産業の振興</li> <li>活力ある商工業の振興</li> <li>矯正施設を核とした地域の振興</li> <li>浜田港・三隅港を活かした産業の振興</li> <li>地域資源を活かした観光の振興</li> <li>企業誘致や新産業による雇用の促進</li> </ol> |
|                                  |                                           | <p><b>V 快適で安心して暮らせる、にぎわいのあるまち</b><br/>【建設・安全部門】</p>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>快適な道路環境の整備</li> <li>利便性の高い公共交通の確保</li> <li>地域情報化の推進</li> <li>充実した都市基盤の整備</li> <li>安全なまちづくりの推進</li> <li>上・下水道等生活基盤の整備</li> </ol>                        |
|                                  |                                           | <p><b>VI 市民とともに創り育てるまち</b><br/>【市民活動・定住部門】</p>       | <ol style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの形成</li> <li>定住対策の推進</li> <li>人権を尊重するまちづくりの推進</li> <li>大学等高等教育機関と連携した地域づくり</li> <li>男女共同参画社会の形成</li> <li>国際交流・地域間交流の推進</li> </ol>              |

## 2 リーディングプラン

後期基本計画における特に重要で先導する施策や事業を「リーディングプラン」と位置付けて優先的に推進するとともに、各部門の施策や事業を横断的に展開します。



### 1 安全で安心なまちづくりの推進

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、自主的な地域ボランティア組織等の結成を促進し、地域や行政、関係機関・団体が一体となった防災・防犯体制を強化します。

#### 【対応する事業】

- ・地域安全まちづくり事業
- ・はまだ子ども安全センター事業
- ・消防救急無線設備整備事業 等



青色防犯パトロール隊による巡回

### 2 活力ある地域コミュニティの形成

市民主体によるまちづくりへの気運の醸成を図るとともに、協働のまちづくりの原則や制度を定め、地域活動に対する積極的な支援を行います。

#### 【対応する事業】

- ・（仮称）浜田市自治基本条例の制定
- ・地区まちづくり推進委員会の設置
- ・まちづくり総合交付金事業 等



とんど焼き（弥栄自治区）

### 3 健康で人に優しい地域づくりの推進

保健・医療・福祉の更なる充実を図り、健康で人に優しい地域づくりを推進します。

#### 【対応する事業】

- ・地域医療連携事業
- ・生活習慣病予防事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- ・地域支援事業（介護予防事業）
- ・障がい者地域生活支援事業 等



国民健康保険診療所での診療

#### 4 地域の資源を活かした産業の振興

地域の自然や農林水産物、伝統芸能等の地域資源を活かし、戦略的な宣伝活動と販路拡大により産業の振興を図ります。

##### 【対応する事業】

- ・水産物ブランド化事業
- ・中山間地域等直接支払事業
- ・感動を呼ぶツーリズム創造事業
- ・はまだ産業振興機構事業 等



どんちっち三魚  
(あじ、かれい、のどぐろ)

#### 5 快適で充実した都市基盤の整備

道路や交通網の整備促進と浜田港の機能を強化し、災害に強く快適で充実した都市基盤の整備を図ります。

##### 【対応する事業】

- ・浜田三隅道路建設の促進
- ・三隅益田道路事業の促進
- ・第二浜田ダム事業の促進
- ・浜田港整備事業の促進
- ・(仮称)地域公共交通計画策定事業 等



浜田港でのコンテナ積み下ろし

#### 6 生きる力を育む学校教育と生涯学習の場の充実

次世代を担う子どもたちの教育環境の向上を図るため、学校教育環境の整備を行うとともに、生涯学習の場の充実を図ります。

##### 【対応する事業】

- ・ふるまい向上プロジェクトの推進
- ・小中一貫教育の推進
- ・ICT教育の推進
- ・市立中央図書館、市立三隅図書館の建設
- ・長浜小学校の改築事業 等



浜田市立中央図書館（イメージ）

#### 7 自然を大切にする地域づくりの推進

恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全や地球温暖化対策活動を推進します。

##### 【対応する事業】

- ・環境保全活動グループ等支援事業
- ・新エネルギー導入促進事業
- ・リサイクルシステムの構築 等



「しまえっこ」によるアダプトプログラム

### 3 部門別計画

#### I 健康でいきいきと暮らせるまち 【健康・福祉部門】

浜田市は、市民だれもが健康でいきいきと暮らすことができる環境と長い人生を安心しておくることのできる環境を備えた保健、医療、福祉が連携するまちを目指します。

##### 1 だれもが安心して受けられる医療体制の整備

- ① 中核病院の整備と充実
- ② へき地医療体制の充実
- ③ 救急医療体制の充実
- ④ 医療従事者の確保

##### 2 生涯を通じて豊かな生活の実現を目指す健康づくりの推進

- ① 予防を重視した健康づくりの推進
- ② こころの健康づくりの推進
- ③ 感染症等の健康危機管理対策の推進
- ④ 健康づくりを支援する環境づくり

##### 3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

- ① 地域における子育て支援
- ② 健やかに産み育てる環境づくり
- ③ 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

##### 4 高齢者・障がい者にやさしい環境づくり

- ① 高齢者を支える地域社会の形成
- ② 生きがい対策と社会参加の促進
- ③ 地域包括ケアの推進
- ④ 障がい者の生活支援と就労支援

##### 5 市民との協働による地域福祉の推進

- ① 新たな地域づくりの推進
- ② 地域の支え合い活動の推進と支援
- ③ ボランティアやNPOとの連携



## 1 だれもが安心して受けられる医療体制の整備

### (1) 現状と課題

- 全国的な医療従事者※<sub>1</sub>不足が深刻な問題となっている中、浜田医療センターでも特定診療科の常勤医師の不在や不足がみられ、また、中山間地域を中心に無医地区が点在しています。この現状を克服するには、将来の地域医療を担う人材の育成や招へいを行うとともに、民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携と医療に対する住民理解により、地域全体の総合的な医療体制を整備し、充実させることが必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 中核病院の整備と充実

浜田医療センター等が行う、二次・三次の高度医療やリハビリ※<sub>2</sub>、緩和ケア※<sub>3</sub>、7対1看護※<sub>4</sub>等の質の高い医療を提供する役割が有効に機能するよう医療従事者の確保や招へいを行うとともに、民間医療機関等との連携や医療への住民理解を深める啓発活動を強化します。

#### ② へき地医療体制の充実

市内5か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら計画的な医療機器の更新に努めるとともに、一体的な運営等により、安定した医療サービスの提供を継続します。

また、各地域の民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携を強化し、地域医療ネットワーク※<sub>5</sub>の充実を図ります。

#### ③ 救急医療体制の充実

民間医療機関や国民健康保険診療所と中核病院がそれぞれ担う一次と高次の救急医療提供体制が有効に機能するよう、休日応急診療所の運営体制の在り方を含めた機能強化を進めるとともに、市民に対して日常的に地域の医療情報を分かりやすく提供します。

また、救急患者に対する的確な対応を行うため、それぞれの医療機関が適切な連携とれるよう救急医療体制を充実します。

#### ④ 医療従事者の確保

本市における医師・看護師等の医療従事者の不足は、中核病院や民間医療機関ともに同様の傾向が見られます。

また、開業医師の平均年齢は60歳に近い状況にあるため、将来の地域医療を担う人材の育成や招へいに努め、医療従事者の確保を図ります。

※1「医療従事者」 医師、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、医療機関や福祉施設等に従事する様々な国家資格等を持つ専門職。

※2「リハビリ」 リハビリテーションの略。身体障がい者や精神障がい者、事故や病気の後遺障がいをもつ人に行われる最大限の機能回復、社会復帰を目指した総合治療・訓練。

※3「緩和ケア」 がん患者の治療等に際し、治癒を目的にするだけでなく、身体的、精神的苦痛を緩和する等、各個人にきめ細やかな対応を行うこと。

※4「7対1看護」 1人の看護師が平均7人の患者を看護する看護体制。一般的には他に10対1、13対1、15対1の区分がある。

※5「ネットワーク」 網の目のような組織。通信網、道路網、情報網。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                   | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                                  |
|--------------------------|----------|---------|----------------------------------------|
| 浜田市国民健康保険診療所の数           | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 本市の国民健康保険診療所の数                         |
|                          | 5 施設     | 5 施設    |                                        |
| 土曜日診療を実施する浜田市国民健康保険診療所の数 | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 国民健康保険診療所医師の連携により土曜日診療を行う本市国民健康保険診療所の数 |
|                          | 3 施設     | 3 施設    |                                        |
| 浜田市休日応急診療所の数             | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 初期救急医療として休日診療を行う本市の休日応急診療所の数           |
|                          | 1 施設     | 1 施設    |                                        |

## (4) 主要事業

| 事業名                 | 事業主体 | 事業の概要                                                                    |
|---------------------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 地域医療連携事業            | 市・民間 | 身近で専門医療を受診できる地域医療ネットワークの充実を図り、地域医療シンポジウム、タウンミーティングの実施や各種団体を通じた啓発活動を行う。   |
| 初期・二次・三次救急医療※6の連携強化 | 市・民間 | 浜田市休日応急診療所と在宅当番医制を実施するとともに、新たな救急医療体制を構築する。                               |
| リハビリテーションカレッジ島根支援事業 | 市    | 修学に対する資金貸付けと入学金の助成により、入学者の増加を図る。                                         |
| 医学生、研修医等の受入れ        | 市・民間 | 民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院等が連携し、医学生、研修医等の受入れを推進する。                            |
| 医療従事者を目指す若者を育てる取組   | 市    | 中学生の医療体験実習、高校生への医療関係講演会、石見高等看護学院、島根大学医学部への地域枠推薦入学等により、将来の地域医療を担う人材を育成する。 |



国民健康保険弥栄診療所での医療体験実習



国民健康保険波佐診療所医師による往診

※6「初期・二次・三次救急医療」 救急医療体制を構成する医療体制区分。日常的な救急患者の医療を外来診療で行う初期救急医療。入院治療が必要な重症救急患者を対象とする二次救急医療。二次救急医療で対応できない重篤な救急患者に対して高度な医療を行う三次救急医療。

## 2 生涯を通じて豊かな生活の実現を目指す健康づくりの推進

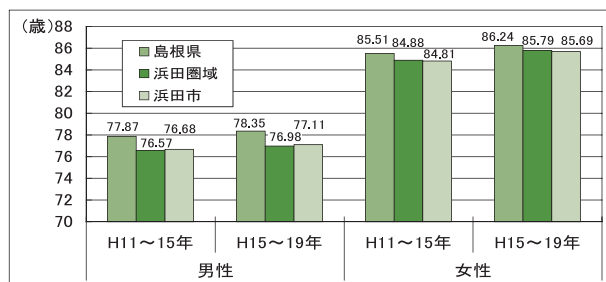
### (1) 現状と課題

- 平均寿命と健康寿命は徐々に伸びてはいるものの、鳥根県の平均との差は縮まっておらず、県内において低い水準にあります。寿命を引き下げている要因は、脳血管疾患、心疾患、がん等が挙げられます。

すべての市民が健康でいきいきと生活するには、心と体の健康が欠かせません。市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちながら、生活習慣の改善による健康増進を図ることが必要です。

併せて、がん検診の無料化や自殺対策等の施策を積極的に推進していくことが必要です。

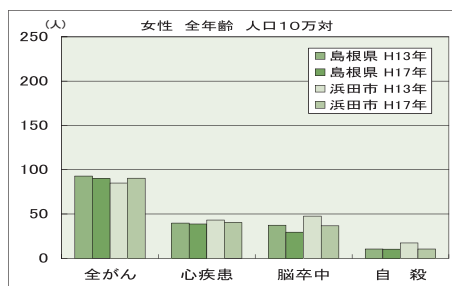
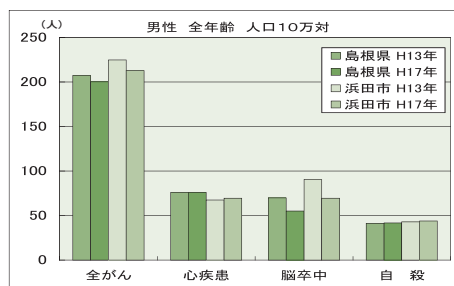
#### 男女別平均寿命



(注1) 数値は、鳥根県健康指標マクロ（平成13年、17年を中心とする5年平均）による。

(注2) 「浜田圏域」は、浜田市と江津市のエリア。

#### 主要死因別年齢調整死亡率



(注) 数値は、鳥根県健康指標マクロ（平成13年、平成17年を中心とする5年平均）による。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 予防を重視した健康づくりの推進

平均寿命や健康寿命の延伸を目指し、脳血管疾患やがん等の疾病の発症予防と早期発見のために、生活習慣や食生活の改善の推進と各種健（検）診の受診率向上に向けた受診費用の助成や普及啓発活動等に取り組みます。

また、生涯の各ライフステージ<sub>※1</sub>に応じた健康づくり活動と市民一人ひとりが健康づくりの意識を高めることができるような普及啓発活動を、家庭や地域、学校、職場、各関係機関・団体等と連携し、一体となって推進します。

#### ② こころの健康づくりの推進

生活環境や社会環境の多様化に伴い、ストレスを感じている人の割合が高くなっています。こころの健康に関する市民への普及啓発や相談できる場の確保等を行うことにより、こころの健康づくりを推進します。

また、うつ病等の予防や早期発見、適正な治療の推進に努めるとともに、関係機関との連携による自殺対策のための体制を整備します。

## ③ 感染症等の健康危機管理対策の推進

新型インフルエンザやSARS※2等の感染症、食中毒、薬害等、何らかの原因により生ずる市民の生命や健康を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防や拡大防止を図り、健康被害を最小限にとどめるための危機管理体制を充実します。

また、市民に対する新たな感染症等の予防や適切な治療、拡大防止等に関する情報提供、正しい知識の普及啓発を行います。さらに、予防接種による感染症の発症予防や重症化予防、まん延予防に努めます。

## ④ 健康づくりを支援する環境づくり

健康は、個人の努力だけではなく、家庭や地域、関係機関・団体等が支え合い、連携することによって維持することができます。個々の健康になろうとする力を引き出し、自然にそれが実践でき、かつ、支援できる環境づくりに取り組みます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                              | 現状値                            | 目標値                           | 目標の説明                                                |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------|
| 平均寿命                                | 平成22年度当初<br>男77.11歳<br>女85.69歳 | 平成27年度末<br>男78.35歳<br>女86.24歳 | 男女別の平均寿命<br>(目標値は島根県平均値)                             |
| 脳血管疾患年齢調整死亡率※3<br>(人口10万人当たりの年間死者数) | 平成22年度当初<br>50.7               | 平成27年度末<br>40.3               | 全年齢合計による脳血管疾患年齢調整死亡率<br>(目標値は島根県平均値)                 |
| がん年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死者数)      | 平成22年度当初<br>141.6              | 平成27年度末<br>136.6              | 全年齢合計によるがん年齢調整死亡率<br>(目標値は島根県平均値)                    |
| 自殺年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死者数)      | 平成22年度当初<br>27.0               | 平成27年度末<br>25.7               | 全年齢合計による自殺年齢調整死亡率<br>(目標値は島根県平均値)                    |
| 心疾患年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死者数)     | 平成22年度当初<br>53.6               | 平成27年度末<br>52.2               | 全年齢合計による心疾患年齢調整死亡率<br>(目標値は島根県平均値より低率のため、過去の改善率から算出) |

(注)「現状値」、「目標値」は、それぞれ平成17年、22年を中心とする5年平均による。

## (4) 主要事業

| 事業名            | 事業主体 | 事業の概要                                                                        |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 生活習慣病予防事業      | 市・民間 | 生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見・予防のための各種健(検)診、指導を実施する。                                    |
| 自殺予防対策事業       | 市・民間 | こころの健康づくりのための普及啓発、訪問指導の実施やうつ病等の早期発見・相談体制等、地域全体のネットワーク構築による支援体制の整備、自殺対策に取り組む。 |
| 感染症対策事業        | 市    | 結核や新たな感染症に関する正しい知識の普及推進、発生予防・拡大防止体制の整備、予防接種事業を推進する。                          |
| 浜田市健康増進計画の推進   | 市    | 市民の健康増進に関する計画を推進する。                                                          |
| 市民主体の健康づくり活動支援 | 市・民間 | 健康づくり組織の育成、地域健康づくり活動の支援を行う。                                                  |

※1「ライフステージ」 人の一生を少年期、青年期、壮年期、老齢期等と分けた、それぞれの段階。

※2「SARS」 重症急性呼吸器症候群。肺炎に似た症状で、38℃以上の高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身倦怠感、意識混濁などの症状もある。

※3「年齢調整死亡率」 年齢構成が異なる地域間の比較を行う目的で年齢人口を調整した死亡率。

### 3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

#### (1) 現状と課題

- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化しています。
- すべての子どもが健やかに心豊かに育つためには、地域全体での子育て、仕事と生活の調和の実現、安全・安心なまちづくりの推進等、新しいニーズに対応した子育て支援が必要です。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① 地域における子育て支援

すべての市民が子育ての意義について理解を深め、子どもの個性や主体性、社会性が育つ支援や環境の整備を推進します。

また、ライフスタイル<sup>※1</sup>や社会環境の変化に対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりや地域の子育て活動への支援、さらには、子育て相談窓口や情報提供体制の整備等、子育て支援のネットワークを構築します。

##### ② 健やかに産み育てる環境づくり

母子の健康が確保されるように各種健診や保健指導を充実します。

また、親の育児不安の軽減や解消を図るため、児童家庭相談体制を充実し、妊娠期からの継続した支援を推進します。

##### ③ 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子育てと仕事の両立を支援するため、職場における育児・介護休業制度等の普及啓発や子育て家庭に対する理解度の向上に努めるとともに、病後児保育<sup>※2</sup>や放課後児童の居場所づくり等、保護者の就労形態や社会参加等に対応した多様な支援サービスの充実を図ります。

また、子どもの安全・安心を確保しつつ、家庭、地域、行政が一体となった地域全体での子育てを推進し、次世代の担い手である子どもたちが心豊かに成長し、将来に向かって夢や希望を持てるまちづくりを展開します。



子育て支援センターでのすくすく講座

※1「ライフスタイル」生活様式や営み方、また、人生観、価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※2「病後児保育」保育所等に通っている児童が病気回復期にある時に、病院等に付設された専用スペースで一時的に行われる保育サービス。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標        | 現状値                | 目標値               | 目標の説明                   |
|---------------|--------------------|-------------------|-------------------------|
| 通常保育の定員       | 平成22年度当初<br>1,730人 | 平成27年度末<br>1,775人 | 市内認可保育所の定員の合計           |
| 延長保育の実施施設数    | 平成22年度当初<br>22施設   | 平成27年度末<br>26施設   | 市内延長保育事業の実施保育所数         |
| 放課後児童クラブ等の受入数 | 平成22年度当初<br>572人   | 平成27年度末<br>710人   | 市内放課後児童クラブ等における児童受入数の合計 |
| 地域子育て拠点施設数    | 平成22年度当初<br>2施設    | 平成27年度末<br>3施設    | 市内子育て拠点施設の数             |

## (4) 主要事業

| 事業名           | 事業主体 | 事業の概要                                                         |
|---------------|------|---------------------------------------------------------------|
| 子育て支援ネットワーク事業 | 市    | 子育て支援コーディネーターを配置し、関係機関が一体となった総合的な子育て支援の推進を図る。                 |
| 保育事業          | 市・民間 | 保護者の子育てと仕事の両立支援のため、特別保育や病後児保育、延長保育を実施する。                      |
| 放課後児童クラブ設置事業  | 市    | 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童（小学校1～3年生）を対象に、放課後の安全な居場所を提供し、児童の健全育成を図る。 |
| 安心お産応援事業      | 市    | 妊婦健診の公費負担、一般不妊治療費助成、ママパパ学級等、お産応援体制の充実を図る。                     |
| 乳幼児健診事業       | 市    | 各種健診や訪問指導の実施、療育相談支援体制の整備を行う。                                  |
| 児童家庭相談事業      | 市    | 要保護児童対策地域協議会の設置、地域の連携体制づくりや相談支援体制の充実を図る。                      |
| 食育の推進         | 市    | 食育推進ネットワーク会議を中心とした食体験事業の実施と食育推進計画を進める。                        |
| 子育て応援隊の育成     | 市    | 「子育て応援隊」を育成し、地域で子育て支援に取り組む体制の整備を行う。                           |
| 子育て支援センター事業   | 市・民間 | 子育て支援センター等を活用した親子の交流の場や相談事業を行う拠点の整備を行う。                       |
| 次世代育成支援事業     | 市    | 浜田市次世代育成支援計画に基づく子育て支援事業を実施する。                                 |



## 4 高齢者・障がい者にやさしい環境づくり

### (1) 現状と課題

- 高齢化率は30.8%（平成22年10月1日、住民基本台帳による数値）で、約3.3人に1人が高齢者となっています。ますます高まる高齢者の介護ニーズに対応するため、家庭、地域、行政等が一体となって、高齢者を支える地域社会を再構築することが必要です。  
また、高齢者が健康でいきいきと生活するには、地域社会の一員として、自らの経験と知識を活かして積極的に社会活動に参加できる環境づくりを進めることも必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、家庭や地域、職場、学校等で共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らすという考え（ノーマライゼーション）が定着してきました。  
また、障がいのある人たちの意見が社会基盤の整備等に取り入れられるようになりました。しかし、障がいのある人たちが地域で快適に暮らしていくためには、生活を直接支えるサービスの充実や住環境・雇用環境の更なる向上が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 高齢者を支える地域社会の形成

高齢者の介護ニーズや生活上の不安等を的確に把握した高齢者福祉施設を整備するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための生活支援や地域ネットワークづくりへの支援を行います。

#### ② 生きがい対策と社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念やバリアフリー<sup>※1</sup>に対する市民意識の高揚を図るとともに、生活支援やコミュニケーション支援、文化活動への支援等に努め、社会参加促進事業の充実を図ります。

また、浜田市社会福祉協議会や浜田市高齢者クラブ連合会、各公民館における活動を支援するとともに、高齢者や障がい者の交流の場や経験・知識を活かせる場を整備し、社会参加が容易にできる環境を整備します。

さらに、浜田市シルバー人材センターが実施する高齢者の能力や技術を活かした業務が地域の多様な要望に対応できる体制の整備を支援します。

#### ③ 地域包括ケア<sup>※2</sup>の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、できるだけ要介護状態にならないようにするため、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する取組を進め、医療機関や地域組織等との連携を図りながら各種の介護予防事業を実施します。

高齢者の状態に応じた介護サービス、医療サービス等、様々なサービスを提供し、高齢者の心身の健康維持や生活安定のために必要な援助、支援を行う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

元気な高齢者の生きがい対策や生活機能低下の予防のため、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的活動組織の育成・支援を行います。

地域の実情に応じた様々な事業を実施し、高齢者やその家族に対する日常生活への支援を行います。

## ④ 障がい者の生活支援と就労支援

障がい者が施設生活から地域生活に移行するためには、様々な地域生活支援体制の整備が必要です。安定した地域生活を継続するためにも、相談支援体制の充実や在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、地域やボランティア団体等と連携して権利擁護等の推進に努めます。

また、就業希望者への対策としては、関係機関との連携を図りながら、雇用の場の拡大と就労支援に努めます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                   | 現状値                 | 目標値                  | 目標の説明                                  |
|--------------------------|---------------------|----------------------|----------------------------------------|
| 認知症サポーター数                | 平成22年度当初<br>378人    | 平成27年度末<br>628人      | 増加が懸念される認知症の人とその家族の応援者である本市の認知症サポーターの数 |
| 就労支援事業所等に通所する障がい者の平均工賃月額 | 平成22年度当初<br>27,105円 | 平成27年度末<br>28,000円以上 | 本市の就労支援事業所等に通所している障がい者の平均工賃月額          |

## (4) 主要事業

| 事業名                 | 事業主体 | 事業の概要                                                                           |
|---------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 社会参加促進事業            | 市・民間 | シルバー人材センターや高齢者クラブ等の各組織と連携した高齢者・障がい者等の社会参加の場の整備を行う。                              |
| 地域支援事業<br>(包括的支援事業) | 市    | 地域包括支援センターの体制整備や機能充実、地域ネットワークの構築を行う。<br>・高齢者等の相談、権利擁護等の総合的支援<br>・介護サービスの質の確保と向上 |
| 地域支援事業<br>(任意事業)    | 市    | 地域実態に応じた介護サービス以外の福祉サービスの充実を図る。                                                  |
| 地域支援事業<br>(介護予防事業)  | 市    | 各種介護予防事業を推進する。<br>・介護予防プログラムの提供<br>・介護予防に関する知識の普及啓発<br>・介護予防に関するボランティア等の人材育成、支援 |
| 浜田市障害者計画、障害福祉計画の推進  | 市    | 障がい者施策の基本的な計画や障がい者福祉サービス等の確保に関する計画を推進する。                                        |
| 障がい者地域生活支援事業        | 市    | 相談支援事業、地域活動支援センター事業、コミュニケーション支援事業等を実施し、充実を図る。                                   |
| 障がい者就労支援の促進         | 市・民間 | 浜田市障害者計画に基づき、障がい者の就労支援の促進を図る。                                                   |

※1「バリアフリー」 何らかの障がいをもつ人が、通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

※2「地域包括ケア」 高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう医療、介護、福祉の各サービスを包括的、継続的に提供し、支援を行うこと。

## 5 市民との協働による地域福祉の推進

### (1) 現状と課題

- 少子高齢化の進行による核家族化、高齢化世帯の増加等に伴い、地域社会が有してきた連帯や相互扶助の機能が薄れてきています。このような中で、すべての人が支え合い、思いやりある地域コミュニティ※<sub>1</sub>を再構築することが必要となっています。特に、災害時においては、高齢者や障がいのある人に対する支援体制の充実が必要です。

また、健康づくりや介護、子育て支援は、行政サービスだけでは十分でなく、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、あらゆる活動に積極的に参加できる環境の整備が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 新たな地域づくりの推進

市民や行政、地域にかかわるすべての人々が手をつなぎ合うことによって地域の幸せを創り出せるような新たな地域の仕組みづくりを推進します。

また、福祉制度が複雑多様化する中で、あらゆる情報を的確に伝達し、福祉施策が細やかに実践できるように、行政や各種団体、地域コミュニティ等が協力して地域福祉を推進する体制を確立します。

#### ② 地域の支え合い活動の推進と支援

日頃から各地域で取り組んでいる助け合いや支え合いの活動を検証し、それぞれの活動の良さを市全体に広めていきます。

また、身近である隣近所とのつながりを大切にしながら、地域での新たな支え合いの活動が立ち上がるように支援します。

#### ③ ボランティアやNPOとの連携

専門的な知識や活動実績を有するボランティアやNPO※<sub>2</sub>と連携を密にし、より効果的で、かつ、効率的な地域福祉を推進します。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標       | 現状値      | 目標値     | 目標の説明               |
|--------------|----------|---------|---------------------|
| 災害時要援護者登録者の数 | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 本市の災害時要援護者支援制度の登録者数 |
|              | 3,100人   | 4,000人  |                     |

### (4) 主要事業

| 事業名           | 事業主体 | 事業の概要                            |
|---------------|------|----------------------------------|
| 浜田市地域福祉計画推進事業 | 市    | 地域福祉活動の指針となる「浜田市地域福祉計画」を推進する。    |
| 社会福祉協議会助成事業   | 市    | 地域福祉活動の中心団体である浜田市社会福祉協議会への助成を行う。 |
| 地域福祉まると支援推進事業 | 市    | 地域福祉関連団体への助成等を行う。                |

※1「コミュニティ」 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団。地域社会。共同体。

※2「NPO」 非営利組織。政府や民間企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公的活動を行う組織・団体。

## II 豊かな心を育む教育と文化を身近に感じるまち 【教育・文化部門】

浜田市は、人権尊重の精神を根底におき、豊かな教育資源とかがわる中で、自ら学び高めあう学習活動を推進し、次代を担う人材の育成を図るとともに、地域固有の文化を創造するまちを目指します。

### 1 生涯学習の推進と地域活動を担う人材の育成

- ① 子どもたちを健やかに育むための家庭教育の充実
- ② 生涯の各期に対応した学習機会の提供
- ③ 生涯学習環境の整備と機能の充実
- ④ 学んだことを活かす地域活動の推進

### 2 生きる力を育む学校教育の充実

- ① 自然に感動する心・ふるさとを愛する心を育てる教育の推進
- ② 確かな学力の定着に向けた取組の推進
- ③ 一人ひとりを大切にする教育の推進
- ④ 健やかな育ちを支える食育と体力づくりの推進
- ⑤ 安全で安心な教育環境の整備

### 3 生涯を通じて活動できるスポーツの振興

- ① 心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② スポーツ精神のかん養と競技力向上の推進
- ③ スポーツ・レクリエーション環境の整備

### 4 歴史・文化の伝承と地域性豊かな文化の創造

- ① ふるさとの文化を育む基盤づくり
- ② 文化創造のための環境づくり
- ③ 地域に息づく自然と文化の再発見とその蓄積
- ④ 地域への愛着や誇りをもてる環境づくり

## 1 生涯学習の推進と地域活動を担う人材の育成

### (1) 現状と課題

- 社会教育は、「個人の要望」※<sub>1</sub>の実現から「社会の要請」※<sub>2</sub>の解決へとシフトしつつあります。学習の成果を活かせる「知の循環型社会」の実現を目指して、「自己完結型」から「地域還元型」へと転換を図り、より充実した生涯学習社会の実現に向けた取組が求められています。

社会教育と学校教育、家庭教育との連携を一層強化し、市民の学習活動を推進する拠点である公民館の充実を図る必要があります。

また、市民に親しまれ利用しやすい社会教育施設・情報拠点施設としての図書館の整備が急務となっています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 子どもたちを健やかに育むための家庭教育の充実

教育の原点である家庭教育を単位とした学習の充実に向け、「ふるまい向上プロジェクト」に取り組み、豊かな心を育むための学習機会の提供やメディア接触時間の抑制を含めた基本的生活習慣の定着、規範意識の醸成を図ります。

また、多様な教育資源とかかわる中で、豊かな人間性や社会性、ふるさとを愛する心が育つように家庭・地域が連携した支援体制づくりを進めます。

#### ② 生涯の各期に対応した学習機会の提供

社会教育の拠点施設である公民館等において、地域の特性を活かしながら市民に学習機会を提供し、積極的に社会貢献のできる人材の育成に努めます。

また、学校における人権教育を効果的に進めるために家庭や地域、関係団体との更なる連携を図り、地域ぐるみで人権尊重のまちづくりが推進できるよう体制を整えます。

#### ③ 生涯学習環境の整備と機能の充実

市民の学習意欲に対応するため、新しい図書館の建設に併せて、移動図書館車を含めた図書館の情報ネットワークの利用拡大と効率的な図書の提供を図ります。

また、市民が身近な場所で学習活動ができるように学校施設を開放し、地域における学習環境の充実を図ります。

#### ④ 学んだことを活かす地域活動の推進

市民の学習成果を活かす機会を拡大するため、自らが学んだことを地域に還元できる仕組みを構築します。

また、公民館を拠点にした地域における教育力の向上を図るとともに、地域による学校支援活動の取組等により、地域活動を推進します。

※1「個人の要望」 個人の興味・関心に基づく学習。

※2「社会の要請」 自立した個人の育成、自立した地域社会の形成に資する学習。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標               | 現状値                | 目標値                | 目標の説明                         |
|----------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 「地域力」醸成プログラム事業実施公民館数 | 平成22年度当初<br>11館    | 平成27年度末<br>20館     | 地域課題の解決に向けた学習・実践活動を実施する公民館数   |
| 地域による学校支援活動の参加者数     | 平成21年度<br>延べ4,102人 | 平成27年度<br>延べ6,000人 | 地域による学校支援活動に参加したボランティアの年間延べ人数 |

## (4) 主要事業

| 事業名                 | 事業主体   | 事業の概要                                                                             |
|---------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ふるさと教育推進事業          | 市      | 学校、家庭、地域社会が一体となったふるさと教育を推進する。                                                     |
| 公民館活動推進事業           | 市      | 地域の特性を活かし、各期に対応した事業の展開と地域に密着した施設としての機能の充実を図る。                                     |
| 人権学習活動              | 市      | 公民館等を利用し、人権学習講座を開設する。                                                             |
| 子ども体験活動             | 市・民間   | 地域間交流や各種団体との連携を重視した各種体験活動を推進する。                                                   |
| 放課後子どもプランの推進        | 市・民間   | 子ども教室事業、児童クラブ事業等の実施により、子どもを地域ぐるみで育む活動を推進する。                                       |
| ふるまい向上プロジェクトの推進     | 県・市・民間 | ふるまい(礼儀、作法、あいさつ、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動・動作、思いやりの総称)の向上を推進する。(家庭・学校・地域での取組の推進) |
| 「地域力」醸成プログラム事業の推進   | 市・民間   | 地域課題の解決に向けた学習・実践活動の仕組みづくりを行う。                                                     |
| 成人式開催事業             | 市      | 社会人としての自覚を促すため、成人式を実施する。                                                          |
| 市立中央図書館の建設          | 市      | 現市立浜田図書館を市立中央図書館として整備する。<br>(平成25年度開館予定)                                          |
| 市立三隅図書館の建設          | 市      | 現市立三隅図書室を市立三隅図書館として整備する。<br>(平成24年度開館予定)                                          |
| 図書館ネットワークシステムの活用    | 市      | 移動図書館の充実と各図書館・室の図書情報を共有化する図書館ネットワークシステムの利用拡大を図る。                                  |
| 学校開放事業(文化活動)        | 市      | 学校施設を有効活用し、地域の文化活動の場を提供する。                                                        |
| 浜田市子ども読書活動推進計画の策定事業 | 市      | 地域の実情を踏まえた子ども読書活動推進の目標を設定する。                                                      |
| ボランティア活動推進事業        | 市      | 青少年のボランティア活動推進とボランティア情報紙の発行を行う。                                                   |
| 地域による学校支援事業         | 市・民間   | 学校は教育活動の充実を図り、地域は地域の教育力の向上を目指す。                                                   |

## 2 生きる力を育む学校教育の充実

### (1) 現状と課題

- 近年、少子化をはじめとして核家族化、情報化、国際化が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭の教育力低下や地域とのつながりの希薄化等に伴い、子どもの人とかかわる力が弱まってきていると指摘されています。

また、特別な支援を要する子どもたちへの対応、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応、学力向上への対応、学校情報化への対応、老朽化した学校施設の整備や耐震化、学校の配置計画の見直し等、時代のすう勢から、教育を取り巻く様々な課題が浮かび上がっています。

このような状況の中、義務教育9年間を見通した“縦の一貫教育”と家庭や地域、学校の“横の連携”を大切にするとともに、一人ひとりの子どもの特性を把握し、子どもや地域、保護者のニーズに合った支援を行う必要があります。子どもたちが将来に明るい夢を持ち、「生きる力」を育む体制づくりが求められています。

また、子どもたちが人権の重要性について確かな知識を持ち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるように人権教育を推進していく必要があります。

さらに、多発する事件や事故を教訓に、子どもの安全対策を強化する必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 自然に感動する心・ふるさとを愛する心を育てる教育の推進

「生きる力」を育み、心豊かでたくましい子どもを育成するため、自然や文化、人との本物のふれあいを実感できる「ふるさと教育」を推進します。

また、豊かな感性を養う読書活動を推進するとともに、自立する心、耐える心、礼儀作法、コミュニケーション能力等、“ふるまい向上県民運動”を通じて、豊かな人間性を育てる教育を行います。

#### ② 確かな学力の定着に向けた取組の推進

児童・生徒の確かな学力の向上を目指して「わかる授業」の実施に取り組めます。

また、教員の資質向上に努めるとともに、学力調査の実施を通して学力や学習意欲、生活の実態を把握し、小・中学校9年間を見通した子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進します。

学習指導要領の改訂に対応した円滑で効果的な教育課程の実施に向けた環境の整備に努めます。

#### ③ 一人ひとりを大切にする教育の推進

人権感覚を育み、人を人として大切にする学校づくりと自尊感情を育て困難に負けないたくましい子どもの育成に取り組めます。

特別な支援が必要な児童・生徒へのきめ細やかな支援と学級運営の円滑化に努めるとともに、不登校児童・生徒の解消に向けた一層の取組を行い、いじめ等の問題行動の未然防止に向けた指導相談機能の充実を図ります。

#### ④ 健やかな育ちを支える食育と体力づくりの推進

地場産物を学校給食に活用した郷土の食文化と望ましい食習慣の形成に取り組むとともに、体力や運動能力の向上を目指した指導を進めます。

## ⑤ 安全で安心な教育環境の整備

児童・生徒の安全確保に向けた防犯意識の高揚を図るとともに、子ども見守り活動を推進します。併せて、健康管理の把握や就学支援を行い、安心して学べる環境づくりを進めます。

また、耐震診断の結果を踏まえた校舎等の耐震化を図るとともに、必要に応じて修繕や改修を行い、学校施設環境の整備を進めます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標       | 現状値             | 目標値             | 目標の説明                                       |
|--------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------|
| 小・中学校施設の耐震化率 | 平成22年度当初<br>48% | 平成27年度末<br>100% | 耐震性のある小・中学校施設の総棟数 ÷ 小・中学校施設の総棟数 (95棟) × 100 |

## (4) 主要事業

| 事業名                           | 事業主体 | 事業の概要                                             |
|-------------------------------|------|---------------------------------------------------|
| ふるさと教育推進事業【再掲】                | 市    | 学校、家庭、地域社会が一体となったふるさと教育を推進する。                     |
| 学校図書館支援事業                     | 県・市  | 学校図書館への図書館司書・ボランティアの配置と学校図書館支援センターによる学校図書館の支援を行う。 |
| 小中一貫教育の推進事業                   | 市    | 中学校区をブロックとした地域の実態に合わせた小中一貫教育を推進する。                |
| 学力調査の実施及び学力向上対策事業             | 市    | 学力・意識調査を実施し、結果分析と対応策検討による学力向上を図る。                 |
| 学校の人権意識高揚事業                   | 市    | 教職員人権同和教育研修を繰り返し実施するとともに、生徒による人権集会を開催する。          |
| 学校生活支援員配置事業                   | 市    | 社会人の支援員を学校に配置し、発達障がい児童・生徒、保健室登校児童・生徒等に対する個別支援を行う。 |
| 特別支援教育推進事業                    | 市    | 特別な支援が必要な児童・生徒の自立に向け、保健・医療・福祉等が一体となった相談・支援を行う。    |
| 学校での相談支援体制整備事業                | 市    | スクールカウンセラーによる専門相談や社会人による身近な相談支援を行う。               |
| 行政による個別相談支援体制整備事業             | 市    | 家庭訪問専任指導員と指導主事による個別案件解決に向けた相談支援を行う。               |
| 食育推進事業                        | 市    | 望ましい食習慣について栄養教諭等による食育の充実と家庭への啓発を行う。               |
| 学校給食での地産地消の推進                 | 市・民間 | 地場産物の利用拡大と統一献立実施による地場産物への理解促進を図り、地産地消を推進する。       |
| 長浜小学校改築事業                     | 市    | 老朽化した校舎を現地改築する。(平成24年4月開校)                        |
| 浜田市学校統合計画の推進                  | 市    | 望ましい教育環境実現のため、浜田市学校統合計画を推進する。                     |
| はまだ子ども安全センター事業及び子ども安全連絡協議会の促進 | 市    | 「子ども見守り隊」等による登下校時の児童・生徒、地域の安全確保対策を図る。             |
| 就学支援事業                        | 市    | 経済的に困窮している家庭に対して学用品費、修学旅行費、遠距離通学費、医療費、給食費等の援助を行う。 |
| ICT教育※1の推進                    | 市    | 電子黒板等の活用による学力向上や情報モラル教育を推進する。                     |

※1 「ICT教育」 パソコンや視聴覚機器等のICT（情報通信技術）を用いて、コミュニケーション能力を身に付けるための教育。

### 3 生涯を通じて活動できるスポーツの振興

#### (1) 現状と課題

- 近年、市民のスポーツに対するニーズやかかわり方が高度化・多様化してきている中で、一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

しかしながら、各施設の老朽化等に伴い、スポーツを取り巻く環境は十分とはいえず、各スポーツ施設の移設を含め、整備・補修計画の見直しが必要となっています。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① 心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動の推進

市民一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備します。

また、海や砂浜、山、川等の地域資源を活かしたスポーツの普及を図ります。

さらに、スポーツリーダーの人材育成と資質の向上に取り組み、スポーツ関係団体や体育指導委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図ります。

##### ② スポーツ精神のかん養と競技力向上の推進

スポーツ少年団活動や「J F A 夢の教室」※<sub>1</sub>の開催等を通じて、年少者に対する礼節の尊重や友情を育む心を養う等の「スポーツ精神」の高揚を図ります。

また、各種大規模大会の誘致を推進し、競技力向上と競技人口の拡大を図るとともに、スポーツ選手活用体力向上事業やトップアスリート支援事業を展開し、高いレベルのスポーツに触れる機会の拡充を図ります。

##### ③ スポーツ・レクリエーション環境の整備

地域住民に学校体育施設を開放し、身近で使いやすい施設運営を進めます。

また、老朽化した各種スポーツ施設や設備の安全対策と計画的な整備・充実を図るため、施設の移設を含めた整備・補修計画の見直しを行います。

さらに、市民が気軽に日常的にスポーツに親しむ場として、既存の施設や組織の活用、学校の運動部活動との連携を図りながら、総合型地域スポーツクラブ※<sub>2</sub>の創設を推進します。



弥栄ロードレース大会

※1「J F A 夢の教室」 財団法人日本サッカー協会主催のJリーグやなでしこリーグの現役選手、OB、OG、関係者、その他種目の現役選手等のOB、OGを「夢先生」として小学校に派遣し、「夢の教室」と呼ばれる授業を行う事業。

※2「総合型地域スポーツクラブ」 1995年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、幅広い世代の人々が各自の興味や関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標          | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                     |
|-----------------|----------|---------|---------------------------|
| 各種スポーツ教室の開催回数   | 平成21年度   | 平成27年度  | ファミリースポーツ教室、スケート教室の年間開催回数 |
|                 | 6回       | 10回     |                           |
| J F A 夢の教室の開催回数 | 平成22年度   | 平成27年度  | J F A 夢の教室の年間開催回数         |
|                 | 1回       | 2回      |                           |
| 総合型地域スポーツクラブの数  | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 総合型地域スポーツクラブの創設数          |
|                 | 1クラブ     | 10クラブ   |                           |

## (4) 主要事業

| 事業名               | 事業主体 | 事業の概要                                        |
|-------------------|------|----------------------------------------------|
| 総合スポーツ大会開催事業      | 市・体協 | 市民参加の総合的なスポーツ大会を開催する。                        |
| 各種スポーツ教室・大会開催事業   | 市    | 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。                    |
| 学校開放事業(スポーツ活動)    | 市    | 学校体育施設を有効利用し、生涯スポーツ活動の場を提供する。                |
| 運動施設改修事業          | 市    | 市内の運動施設整備計画の策定と計画的な整備・改修を行う。                 |
| 総合型地域スポーツクラブの設置事業 | 市    | 総合型地域スポーツクラブの設置に対する支援を行う。                    |
| 社会体育推進事業          | 市    | 各種スポーツ・レクリエーション事業や教室を実施するとともに、各スポーツ団体の育成を図る。 |



サン・ビレッジ浜田でのスケート教室



島根県雪合戦大会（旭自治区）



## 4 歴史・文化の伝承と地域性豊かな文化の創造

### (1) 現状と課題

- 本市では、石見神楽をはじめとする伝統文化が継承されているとともに、天然記念物や史跡等の多くの文化財が存在しています。今後も伝統文化の保存・継承や文化財の保護、活用を図る必要があります。

また、美術館や資料館等の優れた芸術や歴史に親しむ施設を活用し、市民が自ら自然や文化、芸術を身近に感じることのできる地域性に富んだ文化を創造することが求められています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① ふるさとの文化を育む基盤づくり

地域で受け継がれ、守られている石見神楽や田囃子等の伝統文化を保存・継承するため、歴史的・文化的価値の理解と普及を図ります。

また、地域住民による主体的な文化活動を支援するため、伝統芸能の体験機会を拡大するとともに、後継者の育成等の各種助成制度が活用できるように支援します。

#### ② 文化創造のための環境づくり

市民の自由な文化創造活動を推進するため、美術展等の開催や文化協会、文化団体等への支援を行います。

また、世界こども美術館創作活動館と学校の連携による特色ある鑑賞活動や創作活動、石正美術館での市民講座や石央文化ホールでの公演等、既存の文化交流施設を利用した芸術文化活動を支援するとともに、美術品の展示や芸術家の公演等の優れた芸術の鑑賞機会を提供します。

#### ③ 地域に息づく自然と文化の再発見とその蓄積

本市固有の地域財産である文化財の把握と整理に努めるとともに、専門機関との更なる連携により地域で実施される調査・研究活動を支援します。

また、埋蔵文化財の計画的な調査を行うとともに、その調査結果の蓄積と効果的な情報発信を行います。

#### ④ 地域への愛着や誇りをもてる環境づくり

文化財の所有者や関係者と連携を図り、指定文化財の保存と管理に努めます。

また、文化財の説明板やパンフレット等を作成し、広報紙や市ホームページ等を利用して蓄積された調査・研究の成果を市内外に周知するとともに、各資料館や歴史文化公園を地域学習拠点として有効に活用し、地域への愛着や誇りを持てる施設となるように意識の醸成に努めます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標       | 現状値     | 目標値     | 目標の説明                               |
|--------------|---------|---------|-------------------------------------|
| 文化活動の助成申請件数  | 平成21年度  | 平成27年度  | 伝統芸能の後継者育成や文化活動への各種助成制度の申請件数        |
|              | 5 件     | 7 件     |                                     |
| 石央文化ホールの入館者数 | 平成21年度  | 平成27年度  | 石央文化ホールにおける公演等の入場者数と会議室等の利用者数の年間合計数 |
|              | 65,069人 | 75,000人 |                                     |
| 美術館の入館者数     | 平成21年度  | 平成27年度  | 世界こども美術館創作活動館と石正美術館における入館者の年間合計数    |
|              | 74,900人 | 80,000人 |                                     |

## (4) 主要事業

| 事業名                       | 事業主体 | 事業の概要                                        |
|---------------------------|------|----------------------------------------------|
| 伝統文化の保存・継承や文化活動のための環境整備事業 | 市    | 石見神楽、田囃子等の後継者育成や文化活動への各種助成等の支援を行う。           |
| 芸術文化活動に対する支援事業            | 市    | 文化協会への補助や各団体発表会に対する支援を行うとともに、浜田市美術展を開催する。    |
| 芸術鑑賞機会の提供事業               | 市・民間 | 美術館、文化ホール等と連携し、市民や児童・生徒への芸術鑑賞機会を提供する。        |
| 文化財の調査・研究事業               | 市    | 指定文化財を含む文化財の把握と調査・研究の充実を図る。                  |
| 埋蔵文化財の分布・発掘調査事業           | 市    | 計画的な埋蔵文化財の把握と発掘調査による各種開発行為事業との円滑な調整を図る。      |
| 文化財の保護活用事業                | 市    | 指定文化財の台帳整備や保護を行うとともに、新規指定文化財の調査と対象文化財の指定を行う。 |
| 御便殿の管理活用事業                | 市    | 御便殿建物を活用し、浜田城関係資料館を整備する。                     |



田囃子（三隅自治区）



御便殿

## Ⅲ 自然環境を活かした潤いのあるまち 【環境部門】

浜田市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた、潤いのあるまちを目指します。

### 1 地域特性を活かした景観形成の推進

- ① 地域の特性を大切にした景観づくりの推進
- ② 市民との協働による景観づくりの推進

### 2 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

- ① 市民活動の促進
- ② 地域学習と学校教育の推進
- ③ 地域における環境リーダーの育成
- ④ 地域の資源や特色を活かしたまちづくり

### 3 地球温暖化対策への積極的な取組

- ① 地球温暖化対策実行計画の策定と取組の推進
- ② はまだエコライフ推進隊の活動支援
- ③ 新エネルギーの導入促進

### 4 循環型社会構築に向けた取組

- ① 4つの「R（アール）」で進めるごみの減量
- ② 廃棄物の適正な処理の推進

## 1 地域特性を活かした景観形成の推進

### (1) 現状と課題

- 自然環境を活かした潤いのあるまちづくりを推進するためには、本市の印象やイメージに沿った景観形成が重要であり、地域の特性を活かしたやすらぎのある景観の形成が求められています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 地域の特性を大切にした景観づくりの推進

本市の青い海や緑の大地に恵まれた美しい自然環境や歴史的な景観を活かし、棚田等の自然の移ろいにより変わり行く景観や歴史的な文化を感じさせる景観等、地域の特性を大切にした景観の形成や保全を進めます。

#### ② 市民との協働による景観づくりの推進

生活環境において、市民の心にやすらぎと潤いを与える緑豊かな景観づくりを進めるため、市民の景観づくり意識の醸成を図るとともに、市民との協働による緑や花があふれる景観づくりを進めます。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標         | 現状値            | 目標値             | 目標の説明                  |
|----------------|----------------|-----------------|------------------------|
| 緑と花の沿道推進事業実施件数 | 平成21年度末<br>70件 | 平成27年度末<br>100件 | 緑と花の沿道推進事業に取り組んだ累積実施件数 |

### (4) 主要事業

| 事業名         | 事業主体 | 事業の概要                                                            |
|-------------|------|------------------------------------------------------------------|
| 景観づくり事業     | 市    | 道路・公園の修景事業の実施、史跡・名跡の保存、万灯山公園イルミネーションの実施等を行う。                     |
| 棚田等農地保全整備事業 | 市    | 棚田等農地営農継続のため、畦畔 <sup>※1</sup> 管理軽減化への支援を行う。(耐久性畦畔改良)             |
| 緑と花の沿道推進事業  | 市    | 都市計画の用途地域内において公道沿いに生垣等の植栽を設置し、または公道沿いのブロック塀等を除去したものに対して奨励金を交付する。 |

※1 「畦畔」 田畑を区切るあぜ。

## 2 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

### (1) 現状と課題

- 本市の恵まれた自然環境は、先人たちによって大切に守り受け継がれてきたものであり、今の時代に生きる私たちが適切に保全し、後世に引き継いでいく必要があります。  
市民一人ひとりが、環境保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮するよう努めるとともに、本市が実施する施策への協力が不可欠です。
- 地球温暖化をはじめとする様々な環境問題は、大きな社会問題となっており、個人や家庭だけでなく、公民館や市民団体・グループにおける活動が不可欠です。  
また、子どもたちによる実践活動と連携した地域での取組が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 市民活動の促進

本市では、平成21年に市民組織として設立された「浜田市地球温暖化対策地域協議会(はまだエコライフ推進隊)」をはじめとした活動グループ等との連携や活動に対する支援を行います。

また、「もったいない」の精神を通じた行動を広げるとともに、生活の豊かさと環境保全を両立させたライフスタイルへの意識を高め、市民の自主的な活動が更に活発化されるように各種啓発活動や情報提供等を行います。

#### ② 地域学習と学校教育の推進

学校において、総合的な学習の時間等を活用して、地球規模での環境問題をテーマとした学習やふるさとを考える学習を通して、浜田の海、山、川にふれるとともに、そこに生きる人々との交流を大切に、積極的な環境教育に取り組みます。

また、個人や家庭だけでなく、公民館や市民団体・グループにおける自主的な活動を支援します。

このように、地域における活動や学校における教育等、様々な機会を捉えて環境保全の重要性や必要性をPRし、持続的な取組を促進します。

#### ③ 地域における環境リーダーの育成

地域における具体的な取組に当たって、地域に根ざした環境保全活動を展開するとともに、地域と行政との連携を強化するため、地域の環境清掃指導員等への研修を充実し、人材の育成を図ります。

#### ④ 地域の資源や特色を活かしたまちづくり

地域の大切な財産である美しい海、山、川、田園等の農山漁村環境を守り育て、次世代に継承するまちづくりを進めることが必要です。

自然環境と社会基盤が調和した潤いのあるまちづくりを推進することが求められており、森林や棚田、水環境の保全活動等、地域資源を活かした取組を推進します。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標           | 現状値             | 目標値              | 目標の説明                |
|------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 環境アダプトプログラム登録団体数 | 平成21年度末<br>20団体 | 平成27年度末<br>30団体  | 環境アダプトプログラムへの登録団体数   |
| こどもエコクラブ登録団体数    | 平成21年度末<br>2団体  | 平成27年度末<br>10団体  | こどもエコクラブへの登録団体数      |
| はまだエコライフ推進隊会員数   | 平成21年度末<br>97団体 | 平成27年度末<br>120団体 | はまだエコライフ推進隊への加入団体会員数 |
|                  | 平成21年度末<br>25人  | 平成27年度末<br>40人   | はまだエコライフ推進隊への加入個人会員数 |

## (4) 主要事業

| 事業名             | 事業主体 | 事業の概要                                                                        |
|-----------------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 環境アダプトプログラム推進事業 | 市    | 公園や広場等の公共の場所の清掃美化活動に対して支援する。また、国のボランティアサポートプログラムや県のハートフルしまね制度等と連携し、活動の輪を広げる。 |
| 環境保全活動グループ等支援事業 | 市    | はまだエコライフ推進隊等、環境保全活動に取り組む市民組織や団体等の活動に対し支援を行う。                                 |
| 環境教材提供事業        | 市    | 幼稚園・保育所・学校等に対し環境教材を提供する。                                                     |
| 環境リーダー研修事業      | 市    | 地域における環境リーダーを育成する。                                                           |
| もったいない運動推進事業    | 市    | 環境に負担をかけないライフスタイルへの取組に対する支援を行う。                                              |
| 地域資源活用事業        | 市    | ホテルの生息維持や川・海の水環境保全等の地域資源を活かした取組を推進する。                                        |



地域交流プラザ「まんてん」広場での美化活動



生活と環境を考える市民の集い

### 3 地球温暖化対策への積極的な取組

#### (1) 現状と課題

- 生活様式の多様化に伴う身近な生活環境問題をはじめ、地球的規模での環境問題に直面しており、特に、地球温暖化問題については、海面上昇、異常気象等の様々な面で私たちの生活に影響を及ぼしていることから、全世界で取り組むべき喫緊の課題として対策に努める必要があります。
- 本市では、事務所や小売店、飲食店、学校等の民生業務部門や一般家庭の民生家庭部門における二酸化炭素排出量の増加が著しく、効果的な対策が求められています。

また、地球温暖化対策として、太陽光、風力、バイオマス等といった環境にやさしい新エネルギー<sup>※1</sup>の導入にも積極的に取り組む必要があります。

一方、はまだエコライフ推進隊や環境保全活動に取り組んでいる多くの市民団体・グループ、個人等の市民活動の活性化が必要です。

これらの対策については、経済的・社会的・環境的側面という社会経済活動を総合的に捉える具体的な施策をより一層進めることが求められているとともに、地域や家庭、事業所、学校等の協力と連携が不可欠です。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① 地球温暖化対策実行計画の策定と取組の推進

本市における地球温暖化対策においては、浜田市地球温暖化対策推進計画（平成20年12月策定）に基づいた取組を進めており、計画の目標年度である平成25年度には、期間中の取組の検証・評価を行い、地球温暖化の現状や国内外の動向、地域特性を踏まえた計画の見直しが必要です。

見直しに当たっては、「浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、より地域の実情に応じた地球温暖化対策を進めます。

##### ② はまだエコライフ推進隊の活動支援

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民や事業者、行政で構成する浜田市地球温暖化対策地域協議会「はまだエコライフ推進隊」（平成21年2月設立）の活動を支援し、地域の実情に応じた地球温暖化対策を促進します。

##### ③ 新エネルギーの導入促進

地球温暖化対策を積極的に推進するため、化石燃料に代わる太陽光、風力、バイオマス等の環境にやさしい新エネルギーの導入に向けた普及・啓発活動を積極的に進めます。

※1「新エネルギー」 資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、地熱、水力等の「自然エネルギー」、「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱等の「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション（燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房等に利用するシステム）等の「高効率エネルギー」がある。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                     | 現状値               | 目標値                | 目標の説明                   |
|----------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 二酸化炭素排出量（事務事業・オフィス＝市役所の取組） | 平成21年度<br>3,218 t | 平成27年度<br>3,025 t  | 市関連施設から排出される二酸化炭素の年間排出量 |
| エコライフチャレンジしまね参加世帯数         | 平成21年度末<br>682世帯  | 平成27年度末<br>1,000世帯 | エコライフチャレンジしまねに参加する世帯数   |

## (4) 主要事業

| 事業名                       | 事業主体 | 事業の概要                                                       |
|---------------------------|------|-------------------------------------------------------------|
| 浜田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業 | 市    | 本市の区域全体の自然的社会的条件に応じた計画を策定し、推進する。                            |
| はまだエコライフ推進隊等活動支援事業        | 市    | 地球温暖化対策等に取り組む市民組織や団体等の活動に対して支援を行う。                          |
| 新エネルギー導入促進事業              | 市    | 新エネルギー導入を促進するための支援、普及・啓発活動を実施する。                            |
| 地球温暖化対策推進事業               | 市    | 増加率の高い家庭部門の二酸化炭素排出量を重点的に削減するため、1世帯当たり582kgの削減に向けた実践活動を促進する。 |



太陽光発電システム



エコライフ推進隊による浜田子ども環境探偵団



弥畝山に建設予定の風力発電施設（イメージ）

## 4 循環型社会構築に向けた取組

### (1) 現状と課題

- 国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により、従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図る「循環型社会」の構築を目指しています。

このため、更なるごみの減量化や資源化を進めるため、市民や事業者の意識の醸成を図るとともに、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、最終処分場の延命や経費の削減を図る必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 4つの「R（アール）」で進めるごみの減量

ごみの減量化で一番重要なのは、排出者(市民・事業者)の意識と小さな努力の積み重ねです。まだ使えるものを捨てたり、必要以上にものを買ったりせず、ごみを減らす「4 R」に取り組み、環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指すため、市民の自主的な取組が広がるように各種啓発活動や情報提供等を行います。

##### ◎Refuse（リフューズ）：ごみになるものは断る

買い物にはマイバッグを持って、過剰包装を断ります。

##### ◎Reduce（リデュース）：ごみを減らす

シャンプー等は、詰め替え用で補充します。

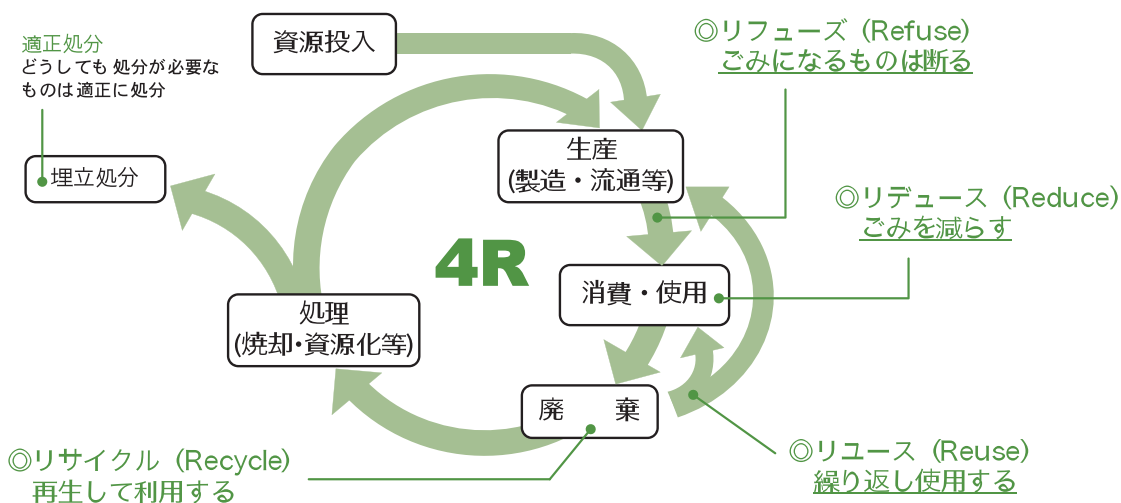
##### ◎Reuse（リユース）：繰り返し使用する

（何度でも洗って使える）リターナブル容器に入ったものを選びます。

##### ◎Recycle（リサイクル）：再生して利用する

廃食用油、古着・古布等の拠点回収リサイクル事業を利用します。

#### ■4つのRのイメージ図



## ② 廃棄物の適正な処理の推進

ごみの飛散がない等、環境配慮型の被覆型埋立処分場が完成したことにより、この施設を有効に利用して、環境への負荷の少ない適正なごみ処理を行います。さらに、ごみ焼却の過程で出るスラグ※<sub>1</sub>の再利用に努めます。

また、跡を絶たない不法投棄については、防止のための環境パトロールの強化や監視カメラの設置、意識啓発に努めます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標          | 現状値    | 目標値    | 目標の説明                               |
|-----------------|--------|--------|-------------------------------------|
| ごみのリサイクル率       | 平成21年度 | 平成27年度 | (直接資源化量 + 中間処理後資源化量) ÷ 総ごみ排出量 × 100 |
|                 | 20.0%  | 26.7%  |                                     |
| 市民一人1日当たりのごみ排出量 | 平成21年度 | 平成27年度 | 総ごみ排出量 ÷ 本市人口 ÷ 365日                |
|                 | 982 g  | 882 g  |                                     |

## (4) 主要事業

| 事業名           | 事業主体 | 事業の概要                                                             |
|---------------|------|-------------------------------------------------------------------|
| マイバッグ持参運動推進事業 | 市    | マイバッグ持参運動を積極的に推進する。<br>レジ袋無料配布中止に向けた仕組みづくりのため、事業者や市民団体等との連携を強化する。 |
| リサイクルシステムの構築  | 市    | 廃食用油、生ごみ、ペット・プラ等のリサイクルが実施できるシステムを構築する。                            |
| リサイクル啓発事業     | 市    | 特定の資源ごみや廃食用油の拠点回収とリサイクル意識の啓発を図る。                                  |
| 不法投棄ごみゼロ運動    | 市    | 環境パトロールを実施するとともに、不法投棄防止のための意識啓発を図る。                               |



マイバッグ持参運動

※1 「スラグ」 金属の製錬に際して、熔融した金属から分離して浮かぶ。道路の路盤材やコンクリート骨材として広く用いられる。



## IV 地域資源を活かした産業を創造するまち 【産業・経済部門】

浜田市は、農山漁村の地域資源を有効に活用し、農林水産業や商工業などの既存産業と矯正施設や観光とのネットワーク化により、自立と魅力が持てる地域の産業振興に取り組み、活力ある産業を創造するまちを目指します。

### 1 地域の特性を活かした農林水産業の振興

- ① 農地の利活用と環境保全に根ざした営農活動の推進
- ② 環境負荷を軽減する畜産経営の推進
- ③ 森林機能の保全向上に寄与する施策の展開
- ④ 農林水産物の輸出促進
- ⑤ 持続可能な漁船漁業の展開、栽培漁業の推進、担い手の育成
- ⑥ 水産加工業の持続的発展と水産物ブランド化の推進

### 2 活力ある商工業の振興

- ① にぎわいのある商業・サービス業の振興
- ② 地域に活力を与える製造業の振興
- ③ 中小企業の振興と産業を支える人材の育成

### 3 矯正施設を核とした地域の振興

- ① 構造改革特区制度の活用による地域雇用の拡大と定住促進
- ② 施設内外の消費による地域経済の活性化
- ③ 地域資源を活かした刑務作業等による地域再生
- ④ ホスピタリティの推進と地域との協働による活力の醸成

### 4 浜田港・三隅港を活かした産業の振興

- ① 総合物流拠点の整備と利用促進
- ② 利用しやすい港づくりや港湾サービス体制の充実
- ③ 臨港地区の産業振興

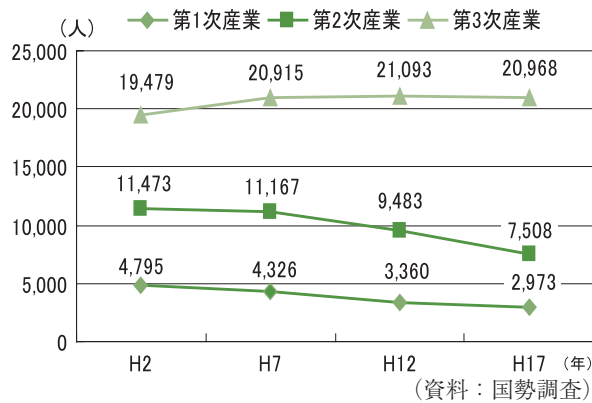
### 5 地域資源を活かした観光の振興

- ① 交流・体験活動を取り入れた滞在型観光の推進
- ② 石見神楽の里づくり
- ③ 浜田ならではの食の魅力づくり
- ④ 情報受発信機能の充実
- ⑤ 温泉施設の保全、整備
- ⑥ 北東アジア地域等からの外国人観光客の誘致

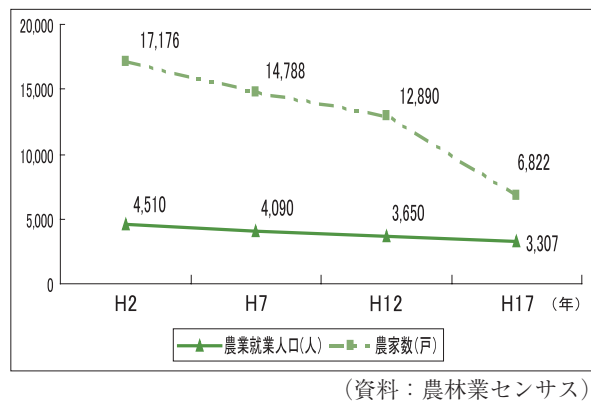
### 6 企業誘致や新産業による雇用の促進

- ① 地域の特性を活かした企業誘致
- ② 島根県と連携した新産業の創出
- ③ 起業・創業の促進
- ④ U・Iターン者や若者等の雇用促進

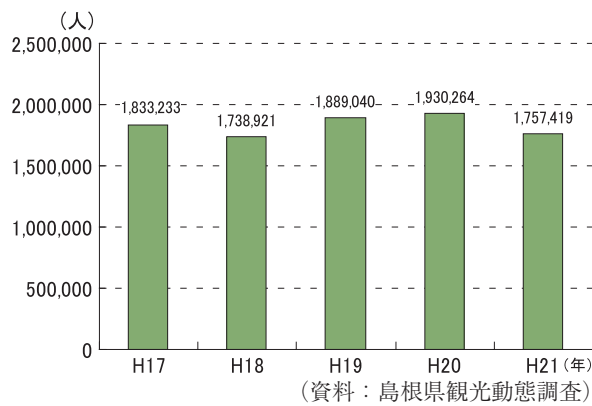
## 産業別人口



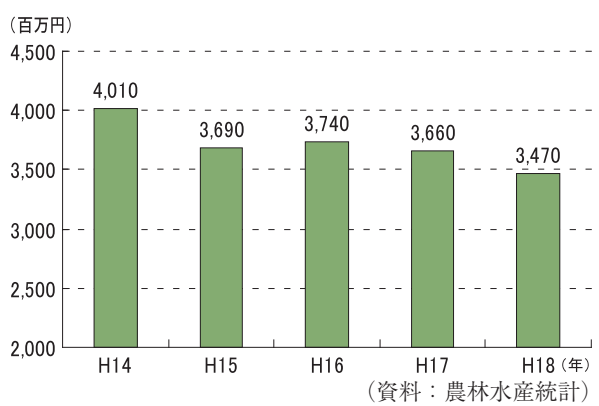
## 農家数、農業就業人口の推移



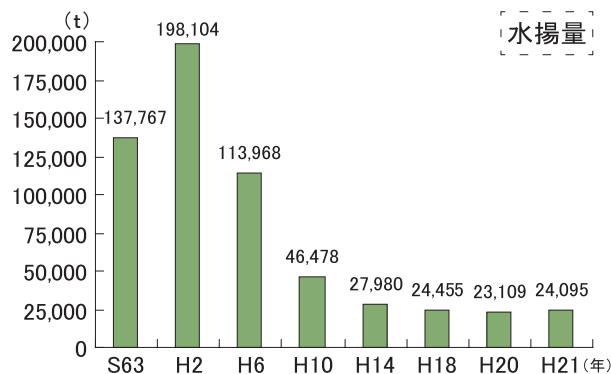
## 観光客入り込み延べ数



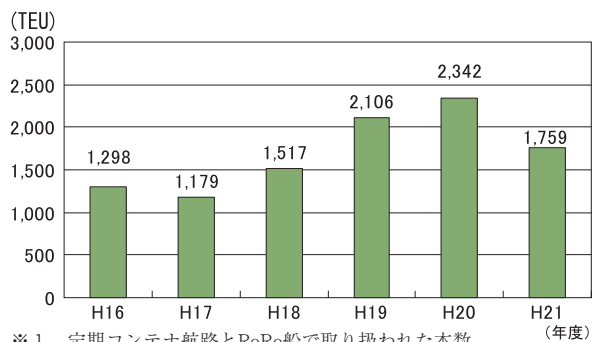
## 農業算出額の推移



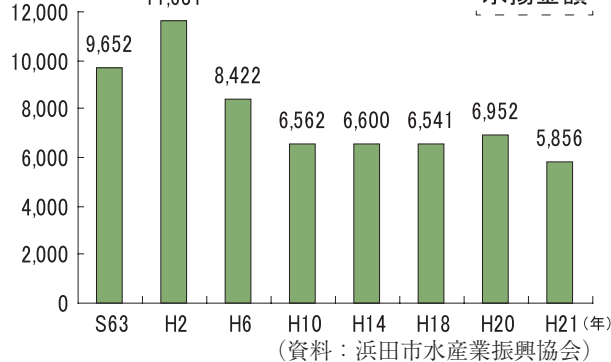
## 浜田漁港の水揚げ推移



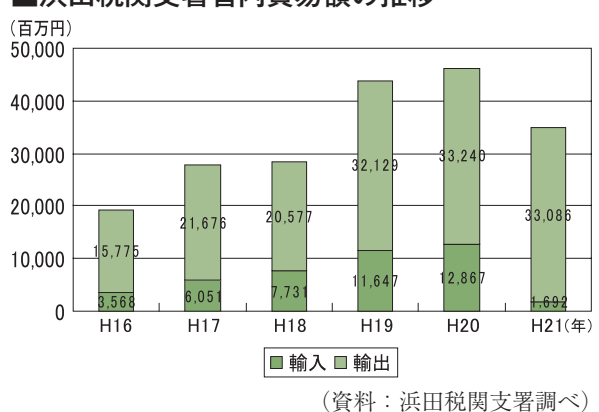
## 浜田港の貿易コンテナ取扱実績



## 浜田漁港の水揚げ金額



## 浜田税関支署管内貿易額の推移



## 1 地域の特性を活かした農林水産業の振興

### (1) 現状と課題

- 農業・農村においては、農業所得の減少、担い手不足の深刻化、農地利用の低迷といった厳しい状況に直面しています。また、地域資源の核となる農地が利活用されず、耕作放棄地が拡大する傾向にあります。一方、消費者や食品産業界からは、安全で安心であり、かつ、新鮮な農産物や多彩で高品質な食品へのニーズが高まっています。  
このような状況を踏まえ、本市においては、地域が共同で農地を守る体制づくりに加え、中山間地域の特性を活かした生産から加工、販売に至るまでの戦略的な取組が必要です。
- 畜産業においては、環境負荷を軽減する畜産経営を推進するため、耕種農家との連携を軸に堆肥化とその活用を促進する仕組みづくりを支援し、生産コスト低減に取り組むとともに加工品製造による経営の安定化が課題となっています。
- 林業においては、長期に渡る材価の低迷や外材のシェア拡大等により生産活動が停滞しており、さらに近年は、森林所有者の高齢化や不在地化、世代交代等によって森林管理意欲が低下し、山離れが深刻な問題となっています。森林が本来持っている地球温暖化や土砂災害の防止機能を最大限に発揮させるため、健全な森林の整備・育成を行う必要があります。また、地域材の利用増進を図ることも必要です。
- 水産業においては、漁獲量の減少、燃油価格の高騰、漁船の老朽化に伴う維持管理経費の増大と代船の確保、魚価の低迷、消費者の魚離れ、漁業就業者の高齢化等、深刻な問題を抱えています。このような状況の中、基幹産業である水産業の振興を図るためには、漁業協同組合JFしまね、浜田魚商協同組合、島根県等の関係機関と密接な連携をとりながら、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るとともに、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 農地の利活用と環境保全に根ざした営農活動の推進

農業・農村の活性化のため、生産面では、意欲ある多様な農業者を育成・確保するとともに、担い手への農地集積により安定した農業経営基盤を確立します。また、耕作放棄地の発生防止対策や農地・用排水路・農道等の地域資源の保全を推進します。

加工・販売面では、農商工連携を通じた商品開発や農産品のブランド※<sub>1</sub>化等を推進するとともに、販路開拓のための対外的な情報発信や産直活動の活性化を図る等、農業・農村の6次産業化※<sub>2</sub>を推進します。さらには、安全・安心な食の提供のために有機農業等の環境に配慮した農業の推進と地産地消に努めます。

また、農業者の生産意欲を減退させる有害鳥獣については、被害防止対策と捕獲対策を強化し、営農活動を支援します。

#### ② 環境負荷を軽減する畜産経営の推進

畜産経営で発生する環境負荷については、耕種農家との連携を軸に堆肥化とその活用を促進する仕組みを支援し、経営基盤の安定化を図ります。

※1「ブランド」 銘柄。商標。

※2「6次産業化」 地域で生産（1次産業）された農林水産物等を素材に、商品加工（2次産業）し、より付加価値をつけて流通・販売（3次産業）すること。（1次×2次×3次＝6次）

## ③ 森林機能の保全向上に寄与する施策の展開

森林機能については、「水土保全林」、「共生林」、「循環利用林」に大別しており、これらの機能が高まるよう森林の整備を進めます。

循環利用林の整備に伴う木材の利活用については、関係機関・団体と連携した木材利用行動計画を策定し、活用の推進を図ります。

共生林については、森林空間の活用が図られるように市民団体や企業が行う森林保全活動を推進する制度を活用した取組やナラ枯れ等の病虫害被害防止対策を推進します。

また、効率的な森林施業や木材搬出が行えるように林道と作業道を適切に組み合わせた林内路網整備を進めます。

さらに、伐採木をシイタケの原木に利用するとともに、間伐材をくんえん木材や木質バイオマスとして利用する等、木材の高付加価値化や再利用に取り組み、木造住宅や公共建築物での地域材の利用促進を図ります。

## ④ 農林水産物の輸出促進

台湾等における石見物産展や商談会を契機として、石見地域の農林水産物や加工品等の輸出を促進します。

また、今後、需要の拡大が見込まれる北東アジア地域を対象とした新たな販路の拡大を図るとともに、民間主導型による貿易を進めます。

## ⑤ 持続可能な漁船漁業の展開、栽培漁業の推進、担い手の育成

漁業生産性の向上を図るため、浜田漁港の取扱量確保のための圏外漁船の入港促進、漁船の老朽化対策として国の施策を活用した漁船漁業の代船プロジェクトに取り組み、代船確保を図ります。

また、LED漁船<sup>※3</sup>の導入等の新たな技術開発による漁業生産費の低減策に取り組むとともに、資源回復のためのヒラメ稚魚の中間育成や放流等による栽培漁業の推進、さらに、養殖業の推進や販売ルートの確保に努めます。

次世代の水産業の担い手確保のため、島根県立浜田水産高等学校の担い手育成プログラムを通じた担い手の育成やU・Iターン<sup>※4</sup>者の受入れを支援します。

また、新規就業者に対する資金援助と技術指導により沿岸漁業（一本釣りを含む。）の担い手の創出、育成に努めます。

## ⑥ 水産加工業の持続的発展と水産物ブランド化の推進

水産加工業の効率化を図るための加工場やC A S冷凍<sup>※5</sup>等の鮮度保持に関する施設整備、水産加工品の新商品開発を支援します。

また、水産物の販売力の強化を図るため、「どんちっち」ブランドの知名度向上と新たな浜田水産物ブランドの確立による高付加価値化の取組を推進するとともに、水産物に関する消費者ニーズの把握と情報発信を通じた効果的な販売促進に努めます。



浜田水産高等学校生徒による開発商品

※3 「LED漁船」 LED照明設備を搭載した漁船。

※4 「U・Iターン」 都市に居住する人が、故郷(Uターン)や自分の出身地以外の地方(Iターン)へ住居を移すこと。

※5 「CAS冷凍」 セルアライブシステム冷凍(Cells Alive System 冷凍)の略。従来の冷凍技法による食品の凍結融解に伴う食味の低下を大幅に低減することを可能にした冷凍技術。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標           | 現状値               | 目標値               | 目標の説明                                              |
|------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 新規就農者数           | 平成21年度末<br>31経営体  | 平成27年度末<br>40経営体  | 県において就農計画が認定された農業経営体数（雇用就農者、農外企業参入者等を含む。）          |
| 認定農業者数           | 平成21年度末<br>64経営体  | 平成27年度末<br>68経営体  | 市において農業経営改善計画が認定された農業経営体数                          |
| エコファーマー数         | 平成21年度末<br>194経営体 | 平成27年度末<br>200経営体 | 持続農業法 <sup>※1</sup> に基づく導入計画を作成し、県知事の認定を受けた農業経営体の数 |
| 「どんちっち」ブランド加盟店舗数 | 平成21年度末<br>86店舗   | 平成27年度末<br>95店舗   | ブランド規格等に基づく“どんちっち三魚”の取扱業者の店舗数                      |



浜田漁港での水揚げ



森づくりは海づくり in 浜田での植樹



ピオーネ



赤梨



いちじく



西条柿



いちご

※1 「持続農業法」 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の略称。



## (4) 主要事業

| 事業名                | 事業主体   | 事業の概要                                                                         |
|--------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 耕作放棄地再生利用推進事業      | 市      | 耕作放棄地の再生作業、土壌改良、耕作維持、施設修繕整備事業等を実施し、農地の有効活用・保全を図ることにより、食糧自給率アップを目指す。           |
| 農地・水環境保全向上対策事業     | 民間     | 農地、用排水路、農道等の地域資源の適切な保全活動や施設の長寿命化、生態系保全等の環境保全向上活動を支援する。                        |
| 中山間地域等直接支払事業       | 民間     | 丘陵地や山地で、傾斜地が多い等の立地特性による耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図り、農業生産条件の不利を補正する。                 |
| 農林水産振興がんばる地域応援総合事業 | 市・民間   | 産直市を核とした地産地消の推進や木材生産団地化の推進等の地域プロジェクトを効果的に支援する。                                |
| ふるさと農業研修生育成事業      | 市      | 本市での新規農業研修希望者に対し、先進的な実践農業者を受入先として農業経営や農業技術の養成等を行い、農業従事者の拡大とU・Iターン希望者の定住促進を図る。 |
| 生産拡大緊急対策出荷奨励事業     | 民間     | 産直市に農林産物を出荷する者やJAに対して、その生産、集・出荷に要する経費の一部を補助する。                                |
| 家畜導入資金貸付事業         | 民間     | 肉用牛繁殖経営を行う畜産農家に対し、黒毛和種の繁殖雌牛の導入にかかる資金を無利子で3か年貸し付ける。                            |
| 農産物ブランド化事業         | 市・民間   | 振興作物等の産地化や農産物等を活用した特産品開発等への支援を行う。                                             |
| 森林整備地域活動支援事業       | 民間     | 対象森林において、森林施業を実施するための現況調査や施業実施区域の測量、歩道の整備等の活動に対する支援を行う。                       |
| 森林整備加速化・林業再生事業     | 市・民間   | 間伐、路網整備、伐採から搬出・利用までの一貫した取組により、間伐材の活用や木質バイオマスによる地域材の利用を促進する。                   |
| 農林水産物等地域産品海外販路拡大事業 | 市・民間   | 地域資源の活用と地域産業の振興のため、農林水産物の海外への販路拡大を促進する。                                       |
| 栽培漁業事業化促進事業        | 市・民間   | ヒラメの稚魚を中間育成※2し、放流することにより、水産資源の回復を図る。                                          |
| 浜田漁港活用推進事業         | 市・民間   | 圏外船誘致活動や施設・機械整備を行う。                                                           |
| 中間育成施設整備事業         | 市・民間   | 中間育成施設を整備する。                                                                  |
| 水産物ブランド化事業         | 市・民間   | 「どんちっち」ブランドの推進による知名度向上と安全安心な水産物提供の支援に取り組み、新たなブランド開発を行う。                       |
| 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業 | 県・市・民間 | 漁業者、流通、加工業者等関係者が一体となって代船確保を図る等、収益性の高い漁業を目指すとともに、水産基地「浜田」の活性化を図る。              |
| 低燃費型漁船開発事業         | 市・民間   | LED照明の漁船使用等による低燃費化を図り、漁船の操業コストを削減する。                                          |
| 水産加工場整備事業          | 市・民間   | 水産加工業の効率化を図るため、水産加工場の整備を支援する。                                                 |
| 新規漁業者定着化支援資金貸付事業   | 県・市    | 新規の漁業者の操業初期段階における必要経費を貸し付けることにより、漁業者の負担を軽減し、新規漁業者の定着化を図る。                     |
| 漁業技術指導支援事業         | 県・市・民間 | 新規漁業就業者向けの技術指導等を支援し、技術の普及を図る。                                                 |

※2「中間育成」 天然種苗や人口種苗を放流できる大きさまで育てること。

## 2 活力ある商工業の振興

### (1) 現状と課題

- 本市の中心市街地は、平成3年12月の浜田自動車道の開通以後、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出に伴う居住人口の郊外への移動や都市機能の郊外分散化により、空き店舗が増加し、商業機能が低下している状況にあります。  
このため、中心市街地をはじめとした商店街の空き店舗を解消し、商業機能を回復させることが課題となっています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① にぎわいのある商業・サービス業の振興

中心市街地における空き店舗を解消し、商業機能を回復させるため、本市の安全で安心な食材を利用した食品加工や販売等により、空き店舗の有効活用に取り組みます。

また、商店街や商工関係団体が主体となって行う商店街環境整備事業等を支援するとともに、商店街間の連携強化に努め、商業の活性化を図ります。

#### ② 地域に活力を与える製造業の振興

市内には、食料品加工や木材・木製品加工をはじめとする製造業があり、本市の経済に大きな影響を与えています。

これら製造業の経営基盤の強化のため、新製品・新技術の開発や販路拡大、人材育成、労働力の確保等の支援を行います。

#### ③ 中小企業の振興と産業を支える人材の育成

商工会議所や商工会が行う中小企業対策事業等への支援を通じ、地域産業の育成や商業活性化への取組を進めます。

また、各産業の専門家や市民、経営者、関係団体と連携し、テクノ・カフェ構想推進事業や地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実施により、企業の競争力の強化や人材育成、後継者確保等に取り組みます。



佐々木正 名誉市民によるテクノ・カフェ

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標   | 現状値     | 目標値     | 目標の説明                                    |
|----------|---------|---------|------------------------------------------|
| 新商品の開発件数 | 平成21年度末 | 平成27年度末 | 本市の助成金を活用した新商品（食品加工・木材加工・機械加工製品等）の開発累積件数 |
|          | 26件     | 41件     |                                          |

## (4) 主要事業

| 事業名                      | 事業主体 | 事業の概要                                                                       |
|--------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 商業活性化支援事業                | 市    | 商店街振興組合等が実施する商業活性化事業等の費用の一部を補助する。                                           |
| イノベティブ※1・アクション・プラン支援事業   | 市    | 市内の中小企業者等に対し、事業化を目的とした新製品、新技術の開発、特許権等の取得、新製品の販路開拓に要する経費の一部を補助する。            |
| 地域雇用創造推進事業<br>(新パッケージ事業) | 市・民間 | 求職者や企業等を対象とした人材育成セミナーを開催する。また、U・Iターン定住希望者への住居等の情報提供や農林水産業を中心とした体験型ツアーを実施する。 |
| テクノ・カフェ構想推進事業            | 市・民間 | 各産業の専門家を招へいし、企業の抱える課題の解決方法を探るとともに、地域の特性を活かした新産業の創出、新技術の開発を進め、企業の競争力の強化を図る。  |



人材育成セミナー



就職フェア会場

※1 「イノベティブ」（=innovative）「革新的な」・「斬新な」・「進取の気性に富む」の意味。

### 3 矯正施設を核とした地域の振興

#### (1) 現状と課題

- 「官民協働の運営」による島根あさひ社会復帰促進センターの開庁に伴い、新たな雇用の創出、人口の増加、衣食住をはじめとした地域経済への波及効果がみられ、引き続き定住促進や地域活性化に大きく寄与することが期待されます。

このため、地元の農業振興の一端を担う施設外刑務作業の実施や食材等の更なる地産地消の推進、視察者や面会者等の増加に対応した受入れ体制づくりが必要です。

また、地域行事を通じた矯正施設関係職員や家族との地域住民ふれあい活動の推進、人権意識の高揚のための普及啓発活動、地域と連携した更生プログラムの推進に取り組むことも必要です。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① 構造改革特区制度の活用による地域雇用の拡大と定住促進

今後、島根あさひ社会復帰促進センターは、収容人員の増加が見込まれることから、雇用の拡大が期待されます。国や島根県、関係機関と連携し、状況に応じた地域雇用の拡大に努めます。

また、地域医療の充実に向けた矯正施設診療所内の眼科の一般開放を含め、「地域との共生」を基本理念のひとつに掲げる同センターの運営を継続的に支援します。

##### ② 施設内外の消費による地域経済の活性化

島根県や地元経済界等の関係機関と連携し、地元食材の納入をはじめとした施設内消費の拡大に努め、地場産業の活性化を図ります。

矯正施設関係職員や家族の転入による購買力の増加、視察者や面会者等の交流人口の増加に対応するため、宿泊施設や観光情報をはじめとした地域の魅力を発信し、受入れ体制を整備します。

##### ③ 地域資源を活かした刑務作業等による地域再生

高齢化や担い手不足に悩む中山間地域の現状を踏まえ、職業訓練や刑務作業に地域の人材等の資源の活用を積極的に働きかけることにより、地場産業である農林水産業の活性化を図り、地域の再生を目指します。

##### ④ ホスピタリティの推進と地域との協働による活力の醸成

人にやさしいまちづくりの実現は、本市のイメージアップにつながるとともに、ホスピタリティ※1あふれるまちとして新たな魅力に成り得るものであり、観光産業をはじめとする各分野への波及効果も期待できます。

矯正施設立地自治体として、受刑者や面会者等の矯正施設に関係するすべての人に対し、本市ならではの温かい心で迎えられるように人権意識の高揚を図ります。

さらに、地域と連携した更生プログラムの展開を図るとともに、地域行事等において矯正施設関係職員・家族との交流を深める等により、地域活力の醸成を図ります。

※1「ホスピタリティ」 おもてなしの心。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標        | 現状値     | 目標値     | 目標の説明                         |
|---------------|---------|---------|-------------------------------|
| 矯正施設に関する雇用者数  | 平成21年度  | 平成27年度  | 民間事業者による本市の年間雇用者数（パートを含む。）    |
|               | 360人    | 370人    |                               |
| 矯正施設への食材の納入率  | 平成21年度末 | 平成27年度末 | 地元企業から矯正施設に納入される食材の割合（流通を含む。） |
|               | 100%    | 100%    |                               |
| 施設外刑務作業の導入箇所数 | 平成21年度末 | 平成27年度末 | 施設外刑務作業箇所数                    |
|               | 2 か所    | 4 か所    |                               |

## (4) 主要事業

| 事業名              | 事業主体     | 事業の概要                                     |
|------------------|----------|-------------------------------------------|
| 構造改革特別区域計画認定申請事業 | 県・市      | PFI事業者への業務委託と島根県への矯正施設内診療所の管理委託について申請する。  |
| 矯正施設地産地消推進事業     | 国・県・市・民間 | 矯正施設関係者への食材提供等に取り組み、地場産品の地産地消を推進する。       |
| 刑務作業等導入地域再生事業    | 国・県・市・民間 | 農林水産業をはじめとして、刑務作業を取り入れることでの地域産業の再生を図る。    |
| ホスピタリティ推進事業      | 国・県・市・民間 | 住民説明会の開催や広報活動等により、矯正施設への正しい認識と人権意識の高揚を図る。 |



島根あさひ社会復帰促進センター



島根あさひ社会復帰促進センター内眼科の一般開放



## 4 浜田港・三隅港を活かした産業の振興

### (1) 現状と課題

- 浜田港と三隅港の重要港湾を有する本市においては、貨物取扱量を増加し、貿易振興により圏域企業を活性化させることが課題となっています。

このような中、国における港湾整備事業の選択と集中を図る観点から、浜田港は地域の産業・経済を支える物流拠点として、重点港湾43港に選ばれ、直轄港湾整備事業の着手対象港湾となりました。

今後は、アクセス道路である臨港道路福井4号線の整備、冬季荒天時の静穏度を上げる防波堤の整備、大型船舶の寄港を可能とする水深の確保、倉庫の整備等、物流拠点としての港湾整備に取り組む必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 総合物流拠点の整備と利用促進

浜田港の総合物流拠点の機能を強化するため、アクセス道路や防波堤、水深確保等の物流インフラ整備や港湾機能の整備を進めます。

また、ポートセールス※<sub>1</sub>を積極的に行い、貨物取扱量の増加を目指した浜田港の利用促進に努めます。

#### ② 利用しやすい港づくりや港湾サービス体制の充実

利用者の利便性を向上させるため、倉庫等の建設、ロット※<sub>2</sub>の少ない品目を取りまとめることのできる商社機能の確立や多数の検査項目に対応可能な検査機関の拡充を図り、リードタイム※<sub>3</sub>やコストを縮減する等、サービス体制の充実に努めます。

港湾施設使用料の減免をはじめ、他港と競争できる軽減策や支援策について、港湾関係行政機関や港湾事業者と連携を図りながら検討します。

#### ③ 臨港地区の産業振興

浜田港（福井地区、長浜地区）や三隅港（松原地区）の臨海工業団地への企業誘致に取り組み、臨港地区の産業振興を図ります。加えて、産業・物流機能が集積することによる港湾を核として、迅速で、かつ、柔軟で効率的な流通機能の確立を目指します。

※1「ポートセールス」 貿易貨物の集積、寄港船舶の誘致を目的とした港湾の振興策。

※2「ロット」 同一仕様の製品や部品を生産単位としてまとめた数量。

※3「リードタイム」 貨物が港に陸揚げされてから引き取り可能となるまでの所要時間。または工場等へ入荷されるまでの調達時間。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標   | 現状値      | 目標値      | 目標の説明                                   |
|----------|----------|----------|-----------------------------------------|
| 取扱いコンテナ数 | 平成21年度   | 平成27年度   | 浜田港で取り扱う年間コンテナ量の数（1TEUは20フィートコンテナ1本に相当） |
|          | 1,179TEU | 2,500TEU |                                         |

## (4) 主要事業

| 事業名          | 事業主体 | 事業の概要                          |
|--------------|------|--------------------------------|
| コンテナ航路利用促進事業 | 県・市  | 物流網の整備、ポートセールスの推進、浜田港のPR強化を図る。 |
| 港湾施設使用料軽減事業  | 市    | 使用料の減免継続の働きかけを行う。              |
| 企業誘致推進事業     | 県・市  | 企業の誘致を推進する。                    |
| 浜田港整備事業      | 国    | 臨港道路福井4号線、新北防波堤（L=400m）を整備する。  |



浜田港の全景

## 5 地域資源を活かした観光の振興

### (1) 現状と課題

- 観光産業においては、ライフスタイルの多様化に伴う観光客のニーズの変化により、当地域の観光入り込み客は減少傾向にあります。



石見神楽 演目「大蛇（おろち）」

このような状況の中、観光による経済効果を高めるためには、豊かな海と緑が薫る田園の魅力を含わせ持ち、温泉も有する本市の地域特性を活かして、都市住民が求めるスローライフ※<sub>1</sub>に着目し、観光客が当地域により長い時間滞在する仕組みづくりが必要です。

また、国内の都市部や海外に向けた積極的な観光PR活動に併せてニーズ調査を行う等、観光需要に適時に対応するための戦略的な取組が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 交流・体験活動を取り入れた滞在型観光の推進

地域資源である海や山での感動を与える体験や民泊の受け皿となる組織の育成強化を図るとともに、関係団体と連携して癒しのスローライフを提供するグリーンツーリズムやマリンツーリズム等、多様なツーリズム※<sub>2</sub>の商品造成に取り組み、国内の都市部だけでなく海外に向けても積極的に情報を発信します。

また、こうしたツーリズム体験、スポーツ施設、歴史・文化資産、娯楽施設等を有効に活用し、合宿や教育旅行の誘致を目指します。

#### ② 石見神楽の里づくり

島根県では、古事記編纂1300年を記念し、「神々の国しまね～古事記1300年」と題した観光キャンペーンを平成22年度から平成25年度において実施しています。郷土芸能である石見神楽の演目の多くが古事記や日本書紀の神話を原拠としていることから、この機会を石見神楽の大きなPRの場と捉え、今後の誘客につなげるため、石見神楽の起源や歴史・伝統を再認識するとともに、夜神楽上演、神楽鑑賞ツアーの商品化、神楽関連商品の開発、神楽に不可欠な石州和紙産業の保存・育成等に取り組み、島根県における石見神楽の観光拠点地域として、石見神楽の里づくりを進めます。

#### ③ 浜田ならではの食の魅力づくり

本市の豊富な食材や食文化を活用したご当地グルメを開発し、おもてなしの心を醸成することで、食の魅力あふれるまちづくりを推進し、観光客の増加を図ります。

#### ④ 情報受発信機能の充実

観光客は、観光情報の多くをインターネットで入手することから、宿泊・飲食・体験メニュー等の提供事業者によりIT（情報技術）の更なる活用を呼びかけるとともに、観光情報の中心的なサイトである浜田市や観光協会のホームページの充実、メディア等を通じた積極的な広報に努めます。

また、広島PRセンターを活用し、大きな市場である広島方面への情報受発信機能を強化します。

#### ⑤ 温泉施設の保全、整備

本市の貴重な天然資源である美又温泉、旭温泉、湯屋温泉、波佐小国温泉等の温泉源の保全を図るとともに、温泉や観光関係施設の整備を行い、地域の魅力づくりと観光客の増加を図ります。

※1「スローライフ」 自然と調和してゆったりした時間の流れを楽しむ生き方を求める人のライフスタイル。

※2「ツーリズム」 自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

## ⑥ 北東アジア地域等からの外国人観光客の誘致

外国人観光客が快適に滞在し、周遊できる観光地としての魅力づくりを行うとともに、各種メディアを活用した外国人向けのPR活動に取り組み、中国、韓国、台湾、ロシア等、北東アジア地域をはじめとした外国人観光客を誘致します。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                          | 現状値                 | 目標値                 | 目標の説明                              |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|
| 観光入り込み客数                        | 平成21年<br>1,757,419人 | 平成27年<br>2,021,000人 | 市内観光関連施設への年間（1月～12月）入り込み客数         |
| 宿泊客数                            | 平成21年<br>111,067人   | 平成27年<br>128,000人   | 市内のホテル・旅館・民宿・キャンプ場等の年間（1月～12月）宿泊客数 |
| 浜田の五地想ものがたり※ <sub>3</sub> 協賛店舗数 | 平成21年度末<br>19店舗     | 平成27年度末<br>50店舗     | 浜田の食材にこだわった地産地消メニューの提供店舗数          |
| 浜田市ツーリズム協議会会員数                  | 平成21年度末<br>27人      | 平成27年度末<br>50人      | ツーリズム体験プログラムや民泊を提供する事業者の会員数        |

## (4) 主要事業

| 事業名             | 事業主体   | 事業の概要                                                       |
|-----------------|--------|-------------------------------------------------------------|
| はまだ自然体験型観光推進事業  | 市・民間   | 自然体験型観光の体制整備と商品開発に取り組み、本市の自然を活かした体験型観光事業について助成する。           |
| 感動を呼ぶツーリズム創造事業  | 民間     | ツーリズムのメニューや料金設定のデータ化、プログラムの開発、PR活動等のツーリズム推進体制の整備を図る。        |
| 石見神楽振興事業        | 市・広域   | 石見神楽のPR活動を通じて交流人口の拡大を目指すとともに、市内において一定期間、夜神楽上演を行い、宿泊客の増加を図る。 |
| 石見神楽関連商品開発事業    | 観光協会   | 神楽の有料公演、神楽関連商品の販売による雇用の確保を図る。                               |
| 石見神楽館の整備        | 市      | 神楽舞殿や観覧席を備えた神楽館を整備する。                                       |
| 浜田の五地想ものがたり推進事業 | 市・民間   | 本市のご当地グルメや郷土料理を提供できる受け皿を整備し、観光客の誘致を図る。                      |
| 観光PR強化事業        | 観光協会   | JR浜田駅に整備した特産品販売・観光案内拠点の運営等事業の受け皿となる観光協会の体制づくりを支援する。         |
| 浜田市広島PRセンター運営事業 | 市      | 広島地域への観光PR活動と情報発信機能を強化し、本市への誘客を図る。                          |
| 観光情報発信機能の充実     | 市・観光協会 | ホームページ等のメディアを通じた宿泊・飲食施設、体験メニュー等の情報発信を行う。                    |
| 温泉施設の保全、整備      | 市・民間   | 美又温泉、旭温泉、湯屋温泉、波佐小国温泉等の温泉資源の保全と温泉関係施設の整備を行う。                 |
| 合宿・教育旅行等誘致事業    | 市・民間   | 浜田圏域外の各種スポーツ団体や文化サークル等が行う合宿や教育旅行を誘致する。                      |
| 海外からの観光客誘致事業    | 市      | 中国、韓国、台湾、ロシア等、主に北東アジア地域からの外国人観光客を誘致する。                      |

※3 「五地想ものがたり」 浜田の5つの自治区の食文化への想いを込め、「ご馳走」と掛け合わせた造語。山海の豊富な食資源を見つめ直すとともに、地産地消へのこだわりとおもてなしの心を持って本市の食の魅力をPRする取組。



## 6 企業誘致や新産業による雇用の促進

### (1) 現状と課題

- 本市の雇用環境は、長引く景気の低迷等から民間企業の業績が悪化しており、雇用確保が困難な状況にあります。

国内における産業間競争の中、本市の産業の発展と雇用環境の整備のためには、農林水産業、製造業、観光産業等の業種において本市の特性を活かした産業を育成するとともに、企業誘致や創業者支援等により、早期に雇用の場を確保することが課題となっています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 地域の特性を活かした企業誘致

本市の広大な土地や物流の要となる高速道路や浜田港等を活かし、島根県と連携して全国の企業に対する土地情報や工業団地情報の提供を行うとともに、土地基盤整備の実施や企業ニーズを踏まえた柔軟で、かつ、多様な支援を行い、更なる企業誘致活動を推進します。

#### ② 島根県と連携した新産業の創出

島根県との連携やテクノ・カフェ構想推進事業により、新産業創出プロジェクトを推進し、産業基盤の確立を目指します。

#### ③ 起業・創業の促進

新ビジネス等の起業や創業の支援により産業の裾野を広げ、雇用の拡大に努めます。

#### ④ U・Iターン者や若者等の雇用促進

U・Iターン者や若者等に魅力ある雇用環境を整え、雇用の促進を図ります。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標 | 現状値           | 目標値           | 目標の説明                                 |
|--------|---------------|---------------|---------------------------------------|
| 企業誘致件数 | 平成21年度末<br>0件 | 平成27年度末<br>2件 | 平成18年度以降、本市の誘致活動により新規の企業立地に結び付いたものの件数 |

### (4) 主要事業

| 事業名                          | 事業主体 | 事業の概要                                                                       |
|------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| はまだ産業振興機構事業                  | 市・民間 | 本市の産業振興の中核を担う組織として、市内企業への訪問による集中的、密着的支援と新製品や新技術の開発、販路拡大までの一貫サポート等を実施する。     |
| 浜田市人会事業                      | 市    | 本市出身者との交流や情報交換により、都市部で活躍する貴重な人材資源を活用し、情報交換等を実施する。                           |
| 創業者支援資金助成事業                  | 市    | 本市において創業する者に対し、費用の一部を補助する。                                                  |
| 地域雇用創造推進事業<br>(新パッケージ事業)【再掲】 | 市・民間 | 求職者や企業等を対象とした人材育成セミナーを開催する。また、U・Iターン定住希望者への住居等の情報提供や農林水産業を中心とした体験型ツアーを実施する。 |
| 浜田・江津地区雇用推進協議会事業             | 民間   | 新就職者激励会、就職情報交換会、高校訪問、就職フェア等を実施する。                                           |
| 企業誘致事業                       | 市    | 本市への企業誘致を推進する。                                                              |
| テクノ・カフェ構想推進事業<br>【再掲】        | 市・民間 | 各産業の専門家を招へいし、企業の抱える課題の解決方法を探るとともに、地域の特性を活かした新産業の創出、新技術の開発を進め、企業の競争力の強化を図る。  |



## V 快適で安心して暮らせる、にぎわいのあるまち 【建設・安全部門】

浜田市は、地域内を結ぶ便利な道路網と広域的な社会・経済活動を促進する高速道路網を核に鉄道、港湾など各種交通基盤の充実と情報通信基盤を整備し利便性を高め、安全、安心、快適性にすぐれ暮らしの活力を生む都市機能を持つまちを目指します。

### 1 快適な道路環境の整備

- ① 地域内道路ネットワークの整備
- ② 高速交通ネットワークの整備

### 2 利便性の高い公共交通の確保

- ① 公共交通ネットワークの構築

### 3 地域情報化の推進

- ① 情報通信基盤の活用

### 4 充実した都市基盤の整備

- ① 地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ② 魅力ある都市空間の整備
- ③ まちづくりの基本である地籍の明確化

### 5 安全なまちづくりの推進

- ① 災害に強い生活基盤の整備
- ② 防災体制の充実
- ③ 消防・救急体制の充実
- ④ 交通事故や犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

### 6 上・下水道等生活基盤の整備

- ① きれいで安全な水道水の供給
- ② 快適な生活をもたらす下水道の整備促進
- ③ 住環境整備の推進

## 1 快適な道路環境の整備

### (1) 現状と課題

- 国道9号、国道186号や主要地方道、一般県道、広域農道は、道路ネットワークの構築に重要な役割を担っています。これら主要な幹線道路が動脈の役割を果たし、それに接続する地域に密着した市道や農林道が毛細血管の役割を果たしています。

広大な市域において、均衡のとれた市勢発展のためには、幹線道路や高速交通網は必要不可欠であり、早急な整備が求められています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 地域内道路ネットワークの整備

安全で安心な市民生活を確保し、地域の産業振興等を図るため、支所間を短時間で連結する“20分間構想”等の幹線道路の整備を含めた利便性の高い道路ネットワークの整備を促進します。



浜田三隅道路 周布川大橋

#### ② 高速交通ネットワークの整備

山陰自動車道の早期整備は、自動車交通に大きく依存する本市にとって極めて重要な施策です。東西に長い島根県の移動時間の短縮や地域内道路の渋滞緩和と交通の安全対策を図るため、高速交通網の整備を強力に推進します。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標 | 現状値                  | 目標値                 | 目標の説明                |
|--------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 市道延長   | 平成21年度当初<br>1,507 km | 平成27年度末<br>1,512 km | 市道認定した市道の総延長         |
| 市道改良率  | 平成21年度当初<br>44.7%    | 平成27年度末<br>45.6%    | (改良済区間 ÷ 市道延長) × 100 |

### (4) 主要事業

| 事業名        | 事業主体 | 事業の概要                                                                                 |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 県道改良事業     | 県    | 熱田インター線、国道186号、浜田作木線、浜田美都線（木都賀～田野原工区）、三隅井野長浜線、三隅美都線、田所国府線、今福芸北線、桜江金城線、弥栄旭インター線等       |
| 農道整備事業     | 県    | 基幹農道小山3期地区（後野町 延長約1.2km）<br>一般農道はまだ中央地区（内田町～三階町 延長約3.1km）<br>一般農道櫛田原地区（櫛田原町 延長約1.1km） |
| 広域基幹林道整備事業 | 県    | 金城・弥栄線（延長約25.2km）<br>三隅線（延長約8.8km）                                                    |
| 森林基幹林道開設事業 | 県    | 足尾線（旭町 延長約12.4km）                                                                     |
| 浜田三隅道路建設事業 | 国    | 原井町～三隅町森溝上 延長約14.5km                                                                  |
| 三隅益田道路建設事業 | 国    | 三隅町～益田市遠田 延長約14.0km                                                                   |

## 2 利便性の高い公共交通の確保

### (1) 現状と課題

- 近年、自家用車等の普及や人口減少に伴い、公共交通機関の利用者が減少しています。  
中山間地域が大部分を占める本市において、安心して生活を営んでいくためには、民間バス路線の廃止や減便等も勘案しながら、将来にわたる公共交通網の確保に向け、住民、交通事業者、関係機関と行政が連携して取り組む必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 公共交通ネットワークの構築

日常生活における交通手段を確保するため、「(仮称)浜田市地域公共交通計画」を策定し、市民の利用実態に応じた持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

また、交通空白地域の解消を図るために導入した「新交通システム」においては、更なる利便性が向上するように運行システム等の改善に取り組みます。



デマンドタクシー（どんちっちタクシー）

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標         | 現状値     | 目標値     | 目標の説明                       |
|----------------|---------|---------|-----------------------------|
| 市営バスの乗客数       | 平成21年度  | 平成27年度  | 市内で運行する市営バスの一便当たりの平均乗客数     |
|                | 3.5人    | 3.7人    |                             |
| デマンドタクシー※1の乗客数 | 平成21年度  | 平成27年度  | 市内で運行するデマンドタクシーの一便当たりの平均乗客数 |
|                | 2.4人    | 2.5人    |                             |
| 交通空白地域の数       | 平成21年度末 | 平成27年度末 | バス停から500m以上離れた集落の数          |
|                | 10か所    | 0か所     |                             |

### (4) 主要事業

| 事業名                     | 事業主体 | 事業の概要                             |
|-------------------------|------|-----------------------------------|
| (仮称)浜田市地域公共交通計画の策定事業    | 市・民間 | 将来にわたって持続可能な交通ネットワークを整備する計画を策定する。 |
| 生活路線バス運行事業              | 市    | 公共交通の充実に向け、市営バスの利便性向上を図る。         |
| 新交通システム運営事業(予約型乗合タクシー等) | 市・民間 | 交通空白地域における新交通システムの利便性向上を図る。       |
| 路線バス利用促進事業              | 市・民間 | 運行会社へのバス路線維持の補助を行う。               |

※1「デマンドタクシー」 予約型乗り合いタクシー。玄関先から目的地までドア・ツー・ドアで移動できる低料金の乗合タクシー。

### 3 地域情報化の推進

#### (1) 現状と課題

- 本市では、だれもが利用しやすい快適な情報通信環境の構築を目指し、ケーブルテレビ※<sub>1</sub>の整備に取り組んできました。  
近年は、携帯電話やインターネットに代表されるように、日常生活においても情報化が急速に進んでおり、情報通信環境を活用した地域情報化の推進が必要となっています。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① 情報通信基盤の活用

ユビキタス社会※<sub>2</sub>の到来を踏まえ、これまで取り組んできたケーブルテレビ網等の情報通信基盤を活用し、どこでも必要な情報を受発信することのできる移動通信用鉄塔施設の誘致等により、移動型情報通信環境の充実を図ります。

また、情報通信技術の活用により、健康づくりや防災等における市民生活の利便性の向上に努めます。

#### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標                      | 現状値             | 目標値            | 目標の説明                                 |
|-----------------------------|-----------------|----------------|---------------------------------------|
| 携帯電話不感地区数<br>(避難所における不感地区数) | 平成22年度当初<br>5地区 | 平成27年度末<br>0地区 | 本市災害時指定避難所施設において携帯電話が利用できない施設を有する地区の数 |

#### (4) 主要事業

| 事業名            | 事業主体 | 事業の概要                                                                                                                 |
|----------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動通信用鉄塔整備事業    | 市・民間 | 情報通信基盤を活用した携帯電話不感地域の解消のため、鉄塔施設等の整備を行う。                                                                                |
| 地域情報化推進事業      | 市    | 歴史、文化、自然等の素材や資料をアーカイブ※ <sub>3</sub> し、いつでもどこからでも利用できる環境の整備と高齢者ポータルサイト※ <sub>4</sub> 、子育て支援ポータルサイトを活用した各種情報の提供や相談等を行う。 |
| 電子申請受付システム整備事業 | 市    | インターネットを利用した電子申請受付サービスを整備する。                                                                                          |
| ひゃこるネットみすみ運営事業 | 市    | 行政情報の提供やまちの話題等の情報を提供する。                                                                                               |
| 防災無線等施設維持管理事業  | 市    | 携帯電話のメール機能を利用した災害等の情報配信を行う。                                                                                           |

※1「ケーブルテレビ」 アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル、光ファイバー・ケーブルを用いて伝送する有線テレビ。双方向通信が可能。回線は、電話、インターネットも用いられる。

※2「ユビキタス社会」 「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

※3「アーカイブ」 デジタル化されたデータを圧縮する技術や方法。

※4「ポータルサイト」 インターネットの「入り口」(ポータル)に相当するウェブサイト(様々な情報を提供するページ)のこと。

## 4 充実した都市基盤の整備

### (1) 現状と課題

- ・ 快適でにぎわいのあるまちづくりのためには、住環境や道路、公園等の都市基盤の整備計画が必要であり、地域特性を活かした各種マスタープランの策定により、市民の協力を得ながら積極的に進める必要があります。
- ・ 魅力ある都市空間を形成するためには、中心市街地の活性化は不可欠です。旧浜田医療センター跡地や市役所周辺地区の整備は、本市のまちづくりの中心的な事業であり、強力に事業を推進する必要があります。

また、地籍の明確化や土地取引の円滑化に資する国土調査は、長い期間と多額の事業費を要しますが、公共事業の促進に必要不可欠なものであるため、着実に推進することが重要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 地域特性を活かしたまちづくりの推進

本市のまちづくりを行うための「設計図」として、浜田市都市計画マスタープランを策定し、将来の都市像に沿った地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

#### ② 魅力ある都市空間の整備

旧浜田医療センターの跡地周辺は、幼稚園や小・中学校、高等学校、市営住宅、特別養護老人ホーム等があるため、地域の特性を活かした幅広い年代の市民がふれあい交流できる施設の整備を行います。

国の出先機関を集約するとともに、関係する諸施設を併設することにより、まちづくりの拠点となる都市空間を創出します。

また、コミュニティネットワークを補完する市街地道路の整備を推進し、安全で利便性に優れた都市環境を整備します。

人々の憩いの場となる公園については、既存の公園の維持管理に心がけるとともに、新たな需要について検討します。

#### ③ まちづくりの基本である地籍の明確化

地籍の明確化により、土地取引や事業用地取得の円滑化を図るとともに、課税の適正化や公平化を図るため、計画的に事業を実施します。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標     | 現状値                   | 目標値                   | 目標の説明       |
|------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 地籍調査実施済の面積 | 平成22年度当初              | 平成27年度末               | 地籍調査実施済の総面積 |
|            | 291.5 km <sup>2</sup> | 358.9 km <sup>2</sup> |             |



## (4) 主要事業

| 事業名                | 事業主体 | 事業の概要                                   |
|--------------------|------|-----------------------------------------|
| 浜田市都市計画マスタープラン策定事業 | 市    | 本市の都市計画に関する基本的な方針を策定する。                 |
| 浜田文教地区基盤整備事業       | 市    | 地域特性を活かした土地利用を図るため、道路、公園等の基盤整備を推進する。    |
| シビックコア事業           | 国・市  | 国施設の集合化を図る。                             |
| あんしん歩行エリア整備事業      | 市    | カラー舗装、歩道整備、区画線設置、道路照明等の整備を推進する。         |
| 公園整備の推進            | 県・市  | 都市公園等の整備を推進する。                          |
| 地籍調査事業             | 市    | 地籍の明確化を図る。(調査面積 661.74km <sup>2</sup> ) |



道路改良によるカラー舗装



万灯山公園

## 5 安全なまちづくりの推進

### (1) 現状と課題

- 本市は、過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われたことから、その教訓を活かした災害に強いまちづくりが求められており、洪水調整のためのダム事業や河川、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊等の対策を促進する必要があります。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症、これまで例のない集中的な豪雨や竜巻、武力攻撃やテロ等、様々な危機への的確な対応が求められており、各種の危機情報や警報、避難の指示・誘導等の情報を市民に確実に伝える必要があります。
- 自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域における防災・防犯意識の向上に努めるとともに、自主防災組織の設立や活動支援を行う必要があります。

また、災害時要援護者の支援については一層の充実が求められており、市民の防火・防災意識の高揚に努めるとともに、地域における防災力の向上を図る必要があります。

- 市民の生命や財産を守るためには、常備消防や非常備消防、自主防災組織等がそれぞれの役割を分担し、予防査察の強化等、火災を発生させない環境づくりに取り組むとともに、消防施設等の計画的な配置や高度化を進め、消防基盤と体制の充実を図る必要があります。

また、救急救命士の養成や応急手当の普及啓発等を通じて、救急・救助体制を充実・強化する必要があります。

- 浜田警察署管内での犯罪は減少傾向にありますが、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売、不審者による女性や子どもへの声かけ事例等は続いており、犯罪を未然に防止するために警察と関係機関、市民、地域が連携した地域ぐるみの防犯体制を強化する必要があります。

また、交通安全施設を整備するとともに、警察等関係機関と協力した交通安全教育や交通安全啓発活動を推進する必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 災害に強い生活基盤の整備

大水害から市民の生命と財産を守るため、第二浜田ダムと矢原川ダムの建設を推進するとともに、地すべりや土石流対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全対策等の防災事業を推進します。

冬季における市民生活を守るため、迅速な除雪の実施等の雪害対策に努めます。

防災活動の支障となる狭あい道路を解消し、良好な住環境を確保するため、建築物の建替え時等に市民の理解と協力の下、市道の拡幅整備を進めます。

#### ② 防災体制の充実

地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立と活動の支援に努めるとともに、災害時要援護者支援制度の周知に努め、救護体制や情報伝達体制の強化を図ります。



自主防災組織による訓練

## ③ 消防・救急体制の充実

消防救急無線の高度化のため、通信方式をデジタル化に整備し、高機能消防指令システムと連動させることにより、初動体制の強化を図ります。

火災や交通、水難事故等に的確に対応できる消防車両、消防資機材の充実や地域特性に応じた消防水利の充実を図るとともに、各種訓練の強化に努めます。

地域防災を担う消防団員の資質向上や消防団施設装備の充実に努め、消防本部と自主防災組織との連携により、地域防災力の強化を図ります。

また、市民への防火・防災教育や広報活動を行い、住宅防火対策や様々な災害対策の普及啓発に努めます。

高規格救急自動車※<sub>1</sub>や救命資機材の充実をはじめ、救急救命士の養成や応急手当の普及啓発を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）※<sub>2</sub>を使用した救命率の向上を市民とともに推進します。

## ④ 交通事故や犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

交通の安全確保のため、道路照明や歩道整備等の交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、警察等の関係機関と協力し、市民に対する交通安全教育、啓発活動を推進します。

また、「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の基本理念に基づき、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めるとともに、「自分たちのまちは自分たちが守る」という市民の防犯意識を高め、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防犯活動を推進します。



青色防犯パトロール隊による巡回

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標            | 現状値               | 目標値                | 目標の説明                             |
|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 木造住宅耐震診断・改修等の実施件数 | 平成21年度末<br>12件    | 平成27年度末<br>126件    | 対象となる木造住宅の耐震診断や改修等に対し補助を行った累積申請件数 |
| 自主防災組織の組織率        | 平成21年度末<br>20.5%  | 平成27年度末<br>70.0%   | 全世帯数に対する組織された地域の世帯数の割合            |
| 防災防犯メール登録者数       | 平成21年度末<br>2,444人 | 平成27年度末<br>10,000人 | 浜田市防災防犯メールに登録している者の数              |

※1「高規格救急自動車」 救急救命士が高度な救命処置を行えるように、広いスペースと救命資機材を積載した救急車。

※2「自動体外式除細動器（AED）」 電気ショックが必要な心臓の状態を自動で判断し、心臓に電気ショックを与えることができる機器。

## (4) 主要事業

| 事業名               | 事業主体 | 事業の概要                                                                |
|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------|
| 第二浜田ダム事業          | 県    | 第二浜田ダムを整備する。<br>重力式コンクリートダム<br>高さ97.8m、総貯水容量15,470,000m <sup>3</sup> |
| 矢原川ダム事業           | 県    | 矢原川ダムを整備する。<br>重力式コンクリートダム<br>高さ67.5m、総貯水容量12,000,000m <sup>3</sup>  |
| 狭あい道路拡幅整備事業       | 市    | 建築物の建替え時等に市民の理解と協力により市道の拡幅整備を推進する。<br>各年度 3か所程度                      |
| 備蓄物資配置事業          | 市    | 浜田市防災備蓄計画に基づき、備蓄物資、調達物資等を整備する。                                       |
| 防災行政無線統合事業        | 市    | 全国瞬時警報システムの導入に併せ、各自治区で運用する防災行政無線を有線で統合し、本庁において制御統制を実施する。             |
| ドクターヘリ導入事業        | 県    | 救急医療体制強化のため、平成23年中に医療用ヘリコプターを導入する。                                   |
| 消防救急無線設備整備事業      | 市    | 消防救急無線の高度化に対応するため、通信方式を現在のアナログ方式からデジタル方式に移行する。                       |
| 消防署金城出張所移転新築事業    | 市    | 市内消防力の不均衡是正のため、消防署美又出張所を移転し、新築する。                                    |
| 消防施設整備事業          | 市    | 消防ポンプ自動車、指揮車、高規格救急車を更新する。                                            |
| 防災まちづくり事業         | 市    | 小型動力ポンプや小型動力ポンプ積載車の整備、消防ポンプ車庫改築、消防水利の設置を行う。                          |
| 救急業務高度化事業         | 市    | 計画的な救急救命士の養成や再教育、気管挿管・薬剤投与認定救命士の育成を行う。                               |
| 地域安全まちづくり事業       | 市    | 自主防災組織の結成や活動の支援、防災資機材購入の支援、災害時要援護者支援体制の強化を図る。                        |
| 浜田市橋梁長寿命化修繕計画策定事業 | 市    | 適正な橋梁修繕計画を策定する。                                                      |
| 建築物耐震改修促進事業       | 市    | 対象となる木造住宅の耐震診断や改修等に対する補助を行う。                                         |
| あんしん歩行エリア整備事業【再掲】 | 市    | カラー舗装、歩道整備、区画線設置、道路照明等の整備を推進する。                                      |



## 6 上・下水道等生活基盤の整備

### (1) 現状と課題

- 上水道は、昭和9年に事業を開始し、昭和55年からの第4期拡張事業による水道普及率は99.8%となっています。今後は老朽化した管路等の施設更新を順次行い、併せて耐震化を図っていく必要があります。

簡易水道は、給水区域は山間部に多いことから、多数の施設を建設し、配水しています。このことから、配水管の老朽化による漏水事故も多く、維持管理費等に多額の経費がかかっているため、上水道事業との事業統合を視野に入れた計画的、効率的な施設整備が必要となっています。

- 下水道は、早期の汚水処理整備の促進を図るため、地域ごとに策定した地域再生計画に基づき、集合処理区域と合併処理浄化槽による個別処理区域に分けて一体的な整備を行ってきました。その結果、ほぼ施設整備が完了した地域もありますが、中心市街地の下水道整備は未着手であり、市内で大きな格差が生じています。

下水道整備は、快適な生活環境の整備のみならず、河川等の公共水域の水質保全のためにも重要な社会基盤となることから、中心市街地における下水道整備に早急に取り組む必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① きれいで安全な水道水の供給

上水道では、将来を展望した施設の改良と整備を行うため、昭和55年から第4期拡張事業を進めています。

山間部においては、平成11年から水道未普及地域解消事業を進めた結果、浜田自治区のほとんどの地域が給水区域になり、今後は老朽施設の更新や施設改良を行い、水道施設の効率的な整備と耐震化を進めます。

金城・旭・弥栄・三隅自治区における簡易水道は、施設の老朽化による機能低下が進んでいるため、送配水施設の改良や漏水防止対策を進めます。

また、平成28年度末の上水道との統合に向け、簡易水道再編推進事業等で効率的な施設整備を行うことでコスト削減に努め、きれいで安心して飲める水道水を安定供給できるよう整備を進めます。

工業用水道は、地域における産業インフラとして産業経済活動や地域振興に不可欠な施設であり、引き続き豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を図ります。

#### ② 快適な生活をもたらす下水道の整備促進

下水道は、清潔で快適な生活を営む上で不可欠な施設です。家庭の生活雑排水や事業所の汚水を処理することで、公共用水域の水質を保全するという重要な役割も担っています。

公共下水道整備事業、農業・漁業集落排水整備事業、個別浄化槽整備事業等の地域に応じた手法により整備を進め、環境保全と水洗化率の向上に努めます。

また、下水道終末処理場から発生する汚泥を堆肥化し、農地等に還元することにより、処分汚泥量の減量化と資源循環型社会の構築を目指します。



## ③ 住環境整備の推進

住宅施策を計画的、総合的に推進するための基本となる浜田市住宅マスタープランに基づき、市民の協力を得ながら計画の実現に取り組みます。

また、健康で文化的な生活を営むに足る公営住宅を整備し、これを住宅困窮者に低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に努めます。

## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標             | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                      |
|--------------------|----------|---------|----------------------------|
| 簡易水道の取水施設と浄水施設の施設数 | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 効率的な市内の簡易水道取水施設と浄水施設の数     |
|                    | 49か所     | 32か所    |                            |
| 汚水処理普及率            | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 集合処理方式と個別処理方式を併せた汚水処理人口の割合 |
|                    | 38.9%    | 47.0%   |                            |

## (4) 主要事業

| 事業名                                  | 事業主体 | 事業の概要                                                                |
|--------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------|
| 第4期拡張事業                              | 市    | 上水道施設等を整備する。<br>美川浄水場の整備<br>大麻簡易水道統合                                 |
| 水道未普及地域解消事業                          | 市    | 水道未普及地域の飲料水確保のための施設を整備する。<br>河内簡易水道（井川地区）<br>平原簡易水道（下室谷地区）           |
| 簡易水道再編推進事業                           | 市    | 簡易水道施設等を整備する。<br>統合簡易水道（今福美又、新旭、三保、三隅、弥栄）<br>簡易水道統合整備（雲城波佐、遠隔監視システム） |
| 生活基盤近代化事業                            | 市    | 簡易水道施設の改良を行う。<br>増補改良（雲城波佐、新旭、平原）<br>基幹改良（雲城波佐）                      |
| 下水道事業<br>下水道集合処理事業<br>（公共下水道・農業集落排水） | 市    | 公共下水道処理施設を整備する。<br>国府処理区他                                            |
| 生活排水処理事業<br>（市町村設置型合併浄化槽）            | 市    | 個人宅の合併処理浄化槽設置を行う。                                                    |
| 合併処理浄化槽設置助成事業<br>（個人設置型合併浄化槽）        | 個人   | 個人宅の合併処理浄化槽設置に対し助成する。                                                |
| 市営住宅の集約建替事業                          | 市    | 公営住宅（熱田、長浜、城ヶ平）の集約建替を行う。<br>新規（仮称）西住宅団地80戸程度                         |

## VI 市民とともに創り育てるまち 【市民活動・定住部門】

浜田市は、市民、民間、NPO(特定非営利活動法人)と行政との協働により、地域の課題を解決し、多様な地域の資源を活かして、誰もが地域でいきいきと元気に暮らせるまちを目指します。

### 1 地域コミュニティの形成

- ① 市民主体による協働のまちづくりの推進
- ② 地域コミュニティの再生・強化
- ③ 市民活動等への支援

### 2 定住対策の推進

- ① 定住相談体制の充実
- ② 情報受発信の充実とPR活動の推進
- ③ 短期滞在等のメニューの充実と利用の促進
- ④ 広域圏での定住対策の推進

### 3 人権を尊重するまちづくりの推進

- ① すべての人が大切にされる人権啓発の推進
- ② 子どもの命と人権を守る活動の推進

### 4 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

- ① 大学等との連携の推進
- ② 大学等の機能活用の推進

### 5 男女共同参画社会の形成

- ① 男女がともに参画する社会の実現

### 6 国際交流・地域間交流の推進

- ① 多文化共生社会の実現
- ② 地域の特性を活かしたネットワークの構築

## 1 地域コミュニティの形成

### (1) 現状と課題

- 過疎化や少子高齢化が進む中、中山間地域においては、自治機能の低下や将来的な存続が危ぶまれる集落が存在しており、また、市街地においては人口の空洞化が更に進んでいます。

このような中で、地域コミュニティの維持や活性化を図り、地方分権時代に対応していくためには、市民と行政が一体となった協働関係を築き、「地域の力」による市民主体のまちづくりを推進することが重要です。

さらには、地域課題の解決に向けた取組を主体的に牽引する地域リーダーの育成やNPO・ボランティア団体との更なる連携の強化が必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 市民主体による協働のまちづくりの推進

過疎化や少子高齢化等によって地域コミュニティの姿が急速に変化する中で、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるように、市民が主体となって行政、民間、NPO等との協働のまちづくりを進めます。

そのために、社会教育を通じた人づくりの拠点である公民館と連携しながら、市民主体のまちづくりへの機運の醸成を図り、まちづくりのための協働の原則や役割等の基本的なルールを定めた「(仮称) 浜田市自治基本条例」を制定します。

#### ② 地域コミュニティの再生・強化

地縁型による地域コミュニティにおいては、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う“地域リーダー”や“地域コーディネーター”を育成するとともに、公民館単位をはじめとした地縁の住民自治組織単位において「地区まちづくり推進委員会」の設立を促進し、特色ある地域活動を積極的に支援します。

また、地区まちづくり推進委員会の設立に時間を要する地域に対しても、町内会や自治会等の活動を支援します。

さらに、地区まちづくり推進委員会、町内会、自治会間において、地域コミュニティ活動の情報交換ができる仕組みづくりや環境を整備し、地域間の相乗的な機運の醸成を図ります。



地区まちづくり推進委員会

#### ③ 市民活動等への支援

志縁型によるNPOやボランティア団体等の市民活動組織においては、その専門的な知識や技能等が地域コミュニティをはじめとする幅広いコミュニティに対して十分に発揮できるように積極的に支援します。

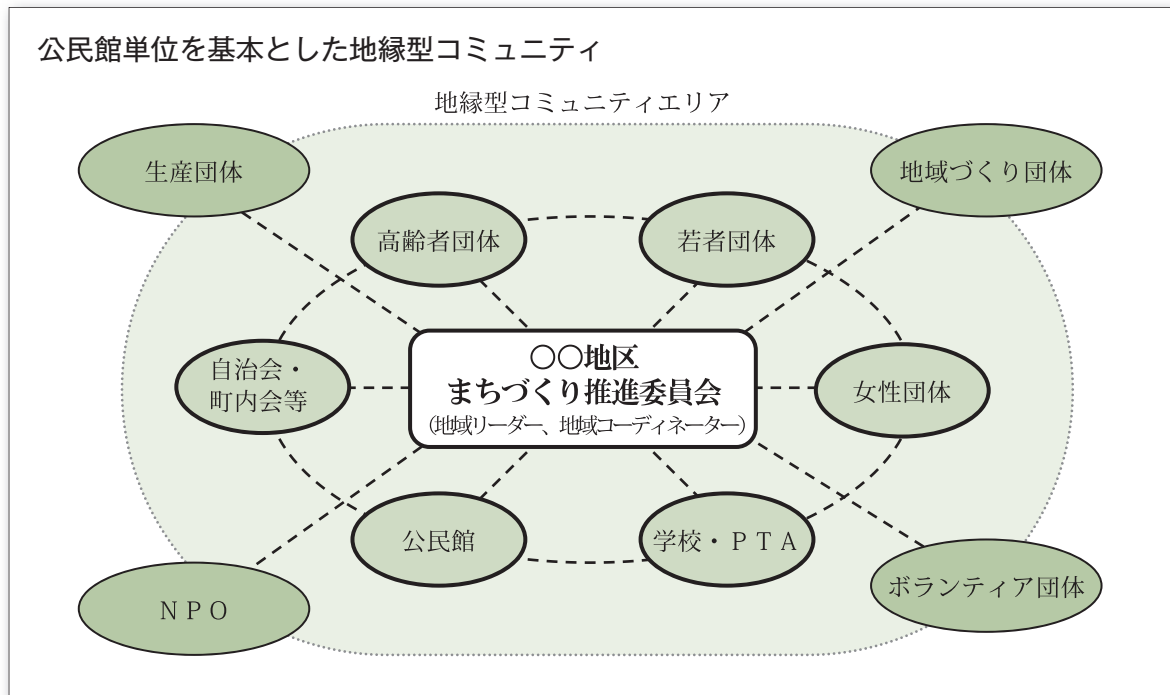
## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標           | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                                     |
|------------------|----------|---------|-------------------------------------------|
| 「地区まちづくり推進委員会」の数 | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 新たな住民自治組織または地域活性化の組織となる「地区まちづくり推進委員会」の設置数 |
|                  | 10組織     | 20組織    |                                           |

## (4) 主要事業

| 事業名                         | 事業主体 | 事業の概要                                                                        |
|-----------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 「(仮称)浜田市自治基本条例」制定事業         | 市・市民 | 協働のまちづくり推進のための原則や役割等の基本的ルールを定めた「(仮称)浜田市自治基本条例」を制定する。                         |
| 地区まちづくり推進委員会設置育成事業          | 市    | 地区まちづくり推進委員会の設立支援や地域リーダー、地域コーディネーターの育成支援等を行う。                                |
| 職員地域担当制事業                   | 市    | 行政施策の情報提供、地域の課題解決、地域計画書策定の支援を行う。                                             |
| まちづくり総合交付金事業<br>(地域づくり振興事業) | 市    | 地区まちづくり推進委員会を設立した地域に交付金を交付し、自主的な地域づくり活動を促す。また、地域が行う集会所整備、地域活動、防犯灯設置等への補助を行う。 |
| 地域協議会運営事業                   | 市    | 各自治区の重要施策や自治区事業等について審議する。                                                    |
| 市民協働活性化支援事業                 | 市    | NPOをはじめとする市民団体のまちづくり活動への支援を行う。                                               |

## ■「地区まちづくり推進委員会」のイメージ図



## 2 定住対策の推進

### (1) 現状と課題

- 自治区別人口（住民基本台帳人口に外国人を加えた自治区別人口）を合併時と平成22年10月1日で比較すると、浜田自治区は5.0%減、金城自治区は7.1%減、弥栄自治区は9.0%減、三隅自治区は9.9%減となっている一方、島根あさひ社会復帰促進センターが誘致された旭自治区は4.8%増となっており、総じて人口減少が続いています。

これまで自治区ごとに定住施策を展開し、定住に関する専門的な窓口が一本化されていなかったため、定住に関する情報発信も不十分でした。これに加え、長引く景気の低迷による地域経済の沈滞も影響し、少子高齢化、過疎化が依然として進んでいます。

このため、少しでも多くの人々が地域にとどまり、そしてより多くの人々が地域に入り、持続可能な地域社会を形成していくための対策を講じることが喫緊の課題となっています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 定住相談体制の充実

県外・市外在住者からの定住相談や問い合わせに対し、移住希望者の多様なニーズ（雇用条件、住環境、子育て環境等）に応じられるように相談窓口を一本化し、定住相談員等によるワンストップサービスを充実します。



定住相談

#### ② 情報受発信の充実とPR活動の推進

浜田市ホームページを活用した分かりやすい定住情報の提供に努め、移住希望者にとって重要な雇用と住居の情報提供を積極的に行います。

また、市外在住の固定資産所有者や本市出身者に対して定期的に「空き家バンク制度※1」のPRを行うとともに、定住情報のダイレクトメールの送付を行い、移住希望者のニーズに応じた空き家の確保に努めます。

さらに、国や県等が主催する定住関連フェア等に積極的に参加・出展し、本市の魅力を全国に発信します。

#### ③ 短期滞在等のメニューの充実と利用の促進

県外・市外在住者が本市を知るための短期滞在型の施策である「はまだ暮らし体験事業」を拡充した新たな事業メニューとして1週間から1か月程度滞在できる「（仮称）浜田市短期滞在型住宅」を設置し、より多くの人により長く“はまだ暮らし”を体験してもらい、U・Iターンを促進します。

#### ④ 広域圏での定住対策の推進

地理的・産業的に多様性を有している本市の魅力を活かし、様々なライフスタイルが描ける石見地域の中核都市として、周辺市町と連携しながら、総合的な定住対策を実施します。

※1 「空き家バンク制度」 所有者等が使用予定のない空き家を「空き家バンク」に登録し、利用希望者等に情報提供を行うことで定住化を図る制度。



## (3) 代表的な目標

| 代表的な目標         | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                         |
|----------------|----------|---------|-------------------------------|
| 空き家バンク成約件数     | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 本市の空き家バンクにより成約した6年間のU・Iターン総件数 |
|                | 2件       | 90件     |                               |
| はまだ暮らし体験事業参加者数 | 平成21年度   | 平成27年度  | はまだ暮らし体験事業に参加した市外からの年間の参加者数   |
|                | 21人      | 30人     |                               |

## (4) 主要事業

| 事業名                          | 事業主体 | 事業の概要                                                                         |
|------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| U・Iターン基盤整備事業                 | 市    | インターネットや情報誌を通じて空き家や雇用等の定住に関する情報提供を行うとともに、空き家バンクの運営や定住フェア、U・Iターン相談会等を実施する。     |
| はまだ暮らし体験事業                   | 市    | U・Iターン希望者向けの「ふるさと探し体験ツアー」(体験・交流事業)と「滞在体験パック事業」を行い、本市の住環境を体験してもらう。             |
| 定住相談事業                       | 市    | U・Iターン希望者の相談窓口を一本化し、定住相談員による総合的な相談や受付を行う。                                     |
| 短期滞在型住宅事業                    | 市    | 本市への移住希望者に対し、短期滞在型住宅を提供して“はまだ暮らし”を体験してもらい、移住に対する不安とリスクの軽減を図る。                 |
| 浜田市知名度UP事業                   | 市    | 本市に関係する人、物のあらゆる資源を総合的、有機的に結合し、インターネット等を通じて情報発信することによって本市の知名度の向上を図る。           |
| 出会い応援事業                      | 市    | 県の出会い事業の「はっぴーこーでいねーたー」と連携し、未婚化、晩婚化、少子化対策として、本市の地域資源を活用した独自の出会い事業を行う。          |
| 地域雇用創造推進事業<br>(新パッケージ事業)【再掲】 | 市・民間 | 求職者や企業等を対象とした人材育成セミナーを開催する。また、U・Iターン定住希望者への住居等の情報提供や農林水産業を中心とした体験型ツアーを実施する。   |
| ふるさと農業研修生育成事業<br>【再掲】        | 市    | 本市での新規農業研修希望者に対し、先進的な実践農業者を受入先として農業経営や農業技術の養成等を行い、農業従事者の拡大とU・Iターン希望者の定住促進を図る。 |
| 感動を呼ぶツーリズム創造事業<br>【再掲】       | 民間   | ツーリズムのメニューや料金設定のデータ化、プログラムの開発、PR活動等のツーリズム推進体制の整備を図る。                          |
| 浜田の海を活かした定住促進事業              | 市    | 浜田の海資源を活かした様々な生産活動や体験交流事業等を複合的に組み合わせた海での生活・定住モデルの構築を図る。                       |
| リハビリテーションカレッジ<br>島根支援事業【再掲】  | 市    | 修学に対する資金貸付けと入学金の助成により、入学者の増加を図る。                                              |
| 定住サポートみずすみ委託事業               | 市    | U・Iターン希望者からの問い合わせに関する情報提供、空き家情報の収集、情報提供を行う。                                   |
| U・Iターン産業体験事業                 | 市    | (財)ふるさと定住財団が実施するU・Iターンのための島根の産業体験事業による助成金を受けた者のうち、引き続き産業体験を継続する意思のある者に助成を行う。  |
| 住宅団地造成分譲事業                   | 市    | 住宅団地の造成、分譲を行う。(三隅・晴海台1区画、三隅・岡見28区画、旭・重富4区画)                                   |

### 3 人権を尊重するまちづくりの推進

#### (1) 現状と課題

- 差別のない社会をつくる上で、「人権の尊重」は非常に重要な問題です。  
しかし、人権問題は、知的理解にとどまる傾向もあり、実践が十分に身についていないという現状があります。  
我が国固有の人権問題である同和問題は解決の方向に進んでいるものの、依然として差別意識は根強く存在し、差別事象が跡を絶たない状況にあります。また、女性や高齢者、障がい者、ハンセン病患者、あやまちを犯し社会復帰を目指す人等をめぐる様々な人権問題やいじめ、虐待等で子どもの人権が侵害される事例も跡を絶たない状況にあります。  
このため、同和教育の充実と人権教育の推進を図り、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる意識、意欲、態度の育成が求められています。

#### (2) 主要施策の展開

##### ① すべての人が大切にされる人権啓発の推進

人は皆お互いに、人間らしく生きたいという願いと幸せに生きる権利をもっています。  
本市は、島根あさひ社会復帰促進センターの開庁を背景に、浜田市人権尊重都市宣言を制定しました。差別を憎み、許さない社会を構築していくためには、教育や啓発が最も重要であることから、これらの問題解決に向け、更なる取組を推進します。

##### ② 子どもの命と人権を守る活動の推進

一人ひとりの子どもたちが心身ともに健康で健やかに育つことは、私たちすべての願いです。  
家庭や地域、各関係機関・団体等が一体となって子どもの生活にしっかりと目を向け、温かいかわりを深めていけるように地域や公民館等における啓発に取り組み、子どもの命と人権を守る活動を強力に推進します。

#### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標      | 現状値    | 目標値    | 目標の説明                          |
|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 人権研修会等の開催回数 | 平成21年度 | 平成27年度 | 地域や公民館における各種人権啓発に関する研修会の年間開催回数 |
|             | 15回    | 26回    |                                |

#### (4) 主要事業

| 事業名            | 事業主体 | 事業の概要                                     |
|----------------|------|-------------------------------------------|
| 人権尊重のまちづくり推進事業 | 市    | 人権尊重のまちづくり推進大会の開催や人権啓発リーフレットの作製、配布活動等を行う。 |
| 人権啓発推進事業       | 市    | 人権啓発関係団体への補助等による市民への人権啓発を推進する。            |
| 人権教育推進事業       | 市    | 人権・同和教育講演会等を実施する。                         |
| 同和教育推進事業       | 市    | 関係機関・諸団体との連携による同和教育を推進する。                 |

## 4 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

### (1) 現状と課題

- 島根県立大学の開学以来、「大学を核としたまちづくり」を本市の重要施策として位置付け、大学と行政、地域住民の連携に取り組んできました。

平成22年4月に制定された「島根県立大学憲章」においても、地域にひらかれた大学として、「市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」と明記される等、大学側の積極的な姿勢もあり、今後ますますの大学の知的資源と若い学生の力を地域の活性化に活用していく必要があります。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 大学等との連携の推進

地域にひらかれた大学を目指す島根県立大学やリハビリテーション医療・福祉分野の技術を活かしたりリハビリテーションカレッジ島根の学術研究機能の活用を図り、地域の産業と行政との連携によるまちづくりを進めます。

また、島根県立大学やリハビリテーションカレッジ島根の教授陣の知識と学生の若い力をまちづくりに活かすため、市民との交流の促進を図ります。



島根県立大学との共同研究事業 成果報告会

#### ② 大学等の機能活用の推進

島根県立大学等の教授陣のもつ知的資源を活用し、市民の地域づくりリーダーの育成や職員の人材育成を図るとともに、各種調査事業の実施やビジョン策定に取り組みます。

また、島根県立大学等の公開講座や特別講演会等への市民参加を促進するほか、島根大学、放送大学、県内高等教育機関との連携を深め、生涯学習機能としての活用を図ります。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標           | 現状値    | 目標値     | 目標の説明                     |
|------------------|--------|---------|---------------------------|
| 県立大学との共同研究事業実施件数 | 平成22年度 | 平成27年度末 | 島根県立大学と共同研究する事業の6年間の実施件数  |
|                  | 3件     | 18件     |                           |
| 市民交流促進事業実施件数     | 平成22年度 | 平成27年度末 | 市民団体等が行う市民交流促進事業の6年間の実施件数 |
|                  | 10件    | 70件     |                           |

### (4) 主要事業

| 事業名               | 事業主体 | 事業の概要                                                   |
|-------------------|------|---------------------------------------------------------|
| 県立大学との共同研究事業      | 市・民間 | 産業振興をはじめとした行政施策の立案、推進による共同研究事業を行う。                      |
| 市民交流促進事業          | 市民   | 市民と県立大学の交流事業に対して補助する。                                   |
| 大学等高等教育機関知的資源活用事業 | 市    | 各種審議会、計画策定等への参画を積極的に推進する。                               |
| 大学等高等教育機関生涯教育促進事業 | 市    | 大学等が開催する公開講座等の受講を広報紙や浜田市ホームページを活用して市民へ周知し、生涯学習の機会を提供する。 |

## 5 男女共同参画社会の形成

### (1) 現状と課題

- 女性の社会進出が進んできた現在、法の下に男女の平等がうたわれてはいるものの、家庭や地域社会において性別による固定的な役割分担や慣習は依然として存在しており、女性の社会参加を促す条件整備は立ち遅れているのが現状です。

女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、いきいきと暮らせる調和のとれた環境づくりが必要です。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 男女がともに参画する社会の実現

男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」に基づき、男女がお互いに対等なパートナーとして、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりのため、職場や地域をはじめとしたあらゆる分野における啓発活動を積極的に推進します。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標          | 現状値      | 目標値     | 目標の説明                                                   |
|-----------------|----------|---------|---------------------------------------------------------|
| 審議会等への女性参画率の達成率 | 平成22年度当初 | 平成27年度末 | 浜田市男女共同参画推進計画に掲げる「審議会等への女性参画率」の達成率<br>(現状参画率÷目標参画率×100) |
|                 | 69.4%    | 100.0%  |                                                         |

### (4) 主要事業

| 事業名        | 事業主体 | 事業の概要                                               |
|------------|------|-----------------------------------------------------|
| 男女共同参画推進事業 | 市    | 浜田市男女共同参画推進計画に基づく各種事業（女性ネットワーク等の活動支援、講演会等の開催）を実施する。 |



男女共同参画研修会



## 6 国際交流・地域間交流の推進

### (1) 現状と課題

- 国際交流の推進においては、市内に19か国、約700人（平成22年3月末現在）の外国人が暮らし、研修生や留学生等の外国人が身近になる中、外国人においても暮らしやすいまちづくりを進めることが必要となっています。
- また、地域間交流の推進においては、浜田藩や島村抱月等を縁とした都市交流を行っており、今後、更に多くの市民が参画して相互交流の輪を広げるとともに、全国に本市の情報が発信できるような交流を進めることが課題となっています。

### (2) 主要施策の展開

#### ① 多文化共生社会の実現

国籍や民族等の異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていける社会を目指します。

また、海外友好都市協定を締結している都市等と相互交流を続けるとともに、民間の国際交流団体の活動を支援し、国際性豊かな人材育成等に努めます。



国際交流協会による交流イベント

#### ② 地域の特性を活かしたネットワークの構築

本市における地域の歴史や文化、伝統を活かし、情報交換と相互交流を通じて都市間の交流と連携を深めるとともに、地域の特性を全国に発信することで市民の郷土愛を育み、地域社会の活性化を図ります。

### (3) 代表的な目標

| 代表的な目標         | 現状値               | 目標値              | 目標の説明                        |
|----------------|-------------------|------------------|------------------------------|
| 各種国際交流事業への参加者数 | 平成21年度<br>1,739人  | 平成27年度<br>1,800人 | 語学講座、交流サロン、交流イベント等への年間延べ参加者数 |
| 浜田国際交流協会の会員数   | 平成22年度当初<br>330会員 | 平成27年度末<br>350会員 | 浜田国際交流協会の個人・団体会員の合計数         |

### (4) 主要事業

| 事業名          | 事業主体 | 事業の概要                                                      |
|--------------|------|------------------------------------------------------------|
| 海外友好都市交流推進事業 | 市・民間 | 中国、韓国、アメリカ合衆国等の関係都市との相互訪問により交流を推進する。                       |
| 浜田国際交流協会助成事業 | 市・民間 | 各種講座等や国際交流イベントの開催等、多くの市民が国際理解を深めるための事業を行う浜田国際交流協会に対して助成する。 |
| 浜田藩美作濱田会交流事業 | 市・民間 | 浜田藩が縁の都市交流で、美作濱田会等との交流を行う。                                 |
| 知音都市交流事業     | 市・民間 | 島村抱月が縁の都市交流で、行政間交流の実施とともに、市民交流団体への支援を行う。                   |



# 後期基本計画

## 第3章

### 計画推進の方策

## 第3章 計画推進の方策

主要施策の展開や主要事業の実施については、次の各点を考慮しながら進めていくことが重要であり、後期基本計画の推進のための手法・方策として取り組みます。

### 1 市民参画の推進

#### (1) 主要施策の展開

##### ① 広報・広聴活動の推進

広報紙の更なる紙面の充実を図るとともに、ホームページやケーブルテレビ、防災行政無線等を活用して、市政に関する情報を積極的に市民に提供します。

また、市の政策や各種計画等におけるパブリックコメント※<sub>1</sub>を実施するとともに、本市の地域協議会等を通じて、幅広い市民の意見集約に努めます。

##### ② 参画機会の充実

市民との協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報提供の充実と市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティや市民活動団体、NPO等と連携した市民参画の仕組みづくりや参画手法を工夫し、多様な市民の参画を促進します。

##### ③ 情報公開の推進

ひらかれた市政を目指し、分かりやすい情報公開制度の充実を図るとともに、適正な個人情報保護に努めます。

#### (2) 主要事業

| 事業名             | 事業主体 | 事業の概要                                                                                    |
|-----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報事業            | 市    | 「広報はまだ」の作成や各種広報活動を実施する。                                                                  |
| 地域情報化推進事業【再掲】   | 市    | 歴史、文化、自然等の素材や資料をアーカイブし、いつでもどこからでも利用できる環境の整備と高齢者ポータルサイト及び子育て支援ポータルサイトを活用した各種情報の提供・相談等を行う。 |
| CATVによる行政情報提供事業 | 市・民間 | ケーブルテレビの自主放送番組を活用し、行政広報番組、議会中継、防災情報等の行政情報を発信する。                                          |
| 地域協議会運営事業【再掲】   | 市    | 各自治区の重要施策や自治区事業等について審議する。                                                                |
| パブリックコメントの推進    | 市    | 市の政策や計画等について、幅広く市民からの意見を公募し、その意見を考慮して意思決定を行う。                                            |

※1 「パブリックコメント」 市の基本的な計画等の策定等に当たって、その案を公表して市民の意見を募集し、その提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の仕組み。

## 2 調和のとれたまちづくりの推進

### (1) 主要施策の展開

浜田那賀方式自治区制度を導入している本市は、浜田市総合振興計画の基本構想において「将来像実現のための基本方針」のひとつに「調和のとれたまちづくり」の考え方を掲げ、「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」と「地域の個性を活かしたまちづくり」を基本としています。

この2つの基本を踏まえ、後期基本計画において6つの「まちづくりの大綱」を横断的に結び付けた施策や事業を展開し、より効果的で調和のとれたまちづくりを推進します。

#### ① 「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」の推進

本市全体における総合的な発展と連帯感を深めるため、後期基本計画に基づく一体的なまちづくりを推進します。

#### ② 「地域の個性を活かしたまちづくり」の推進

特色ある地域づくり活動や自治区事業を進めるため、各自治区における地域協議会での審議を経て、地域振興基金や投資的経費を有効に活用し、地域住民の意見が反映されたきめ細やかなまちづくりを推進します。

### (2) 主要事業

| 事業名                     | 事業主体 | 事業の概要                                                |
|-------------------------|------|------------------------------------------------------|
| 「(仮称)浜田市自治基本条例」制定事業【再掲】 | 市・市民 | 協働のまちづくり推進のための原則や役割等の基本的ルールを定めた「(仮称)浜田市自治基本条例」を制定する。 |
| 地区まちづくり推進委員会設置育成事業【再掲】  | 市    | 地区まちづくり推進委員会の設立支援や地域リーダー、地域コーディネーターの育成支援等を行う。        |
| 地域協議会運営事業【再掲】           | 市    | 各自治区の重要施策や自治区事業等について審議する。                            |



地域協議会合同会議

### 3 効率的・計画的な行財政運営の推進

#### (1) 主要施策の展開

##### ① 組織機構や事務の効率化

浜田市行財政改革大綱や実施計画を策定し、組織の再編や合理化を進め、スリムで柔軟な体制を実現するとともに、分権化や重点施策に対応した機能的な組織機構を確立します。

また、職場の事務量に応じた職員の適正な人員配置を行い、事務の一層の効率化を図るとともに、職員への多様な研修機会の提供を計画的に進め、職員の資質の向上と人材の育成に努めます。

##### ② 計画的で健全な財政運営の確立

平成27年度をもって地方交付税の合併算定替特例措置※<sub>1</sub>が終了することから、大幅な財源の減少が見込まれるため、より適正な中期財政計画を策定するとともに、徹底した経費の削減と自主財源の確保を強化し、健全な財政運営を確立します。

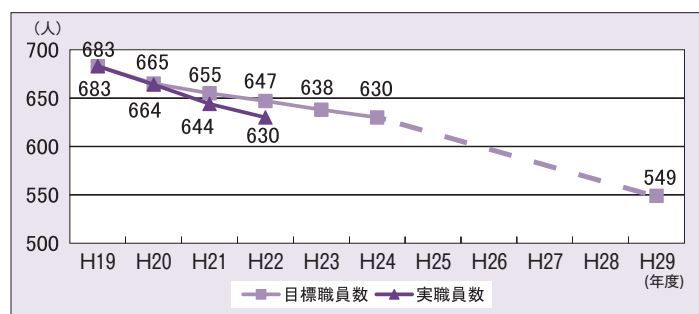
##### ③ 効果的な行政評価の推進

後期基本計画の進捗度を客観的に把握するため、毎年度において適切な進捗管理と評価を進めるとともに、行財政改革実施計画における各施策や事業の行政評価が総合的に実施でき、その結果を以降の事業予算の見直しに活かせる総合的な行政評価システムを構築します。

#### (2) 主要事業

| 事業名            | 事業主体 | 事業の概要                                         |
|----------------|------|-----------------------------------------------|
| 行財政改革大綱実施計画の推進 | 市    | 行財政改革大綱実施計画に基づく事業等の行政評価を実施する。                 |
| 定員適正化計画の推進     | 市    | 市職員の定員適正化を図る。                                 |
| 中期財政計画の推進      | 市    | 中期的な財政見通しを立て、計画的な財政運営を推進する。本市総合振興計画の実施計画に当たる。 |
| 総合行政評価システムの構築  | 市    | 後期基本計画の進捗度と、行財政改革大綱実施計画の行政評価を総合的に行うシステムを構築する。 |

■浜田市定員適正化計画（平成19年度策定）



（※職員数は、4月1日現在における消防職員を除く一般職とする。）

※1「合併算定替特例措置」 市町村合併の特例措置として、合併後10年間は地方交付税（普通交付税）が合併前の市町村が存続したものとして算定した合算額が保障される制度。合併後11年目以降の5年間で、段階的に縮減され、合併後16年目以降は1市町村として算定した普通交付税額となる。

## 4 広域的・広角的なまちづくりの推進

### (1) 主要施策の展開

#### ① 広域連携の推進

浜田地区広域行政組合において実施する可燃ごみ処理施設の管理運営や介護保険に関する事務等に引き続き取り組みます。

医療体制においては、浜田医療センターや済生会江津総合病院、益田赤十字病院等と連携を図り、島根県西部圏域における更なる医療体制の整備と充実に取り組みます。

観光振興においては、平成21年にユネスコ無形文化遺産※<sub>1</sub>に登録された石州半紙や世界遺産※<sub>2</sub>の石見銀山等、島根県西部圏域で連携を進め、戦略的な観光振興策に取り組みます。

また、島根県西部の中核都市として、広島市をはじめとした山陽方面との連携や浜田港を活用した広角的な連携に取り組みます。

### (2) 主要事業

| 事業名                | 事業主体       | 事業の概要                               |
|--------------------|------------|-------------------------------------|
| はまだ・ごうつ医師確保推進プログラム | 市・民間・関係団体等 | 浜田・江津市、保健所、医師会、高校等が連携して地元医師の確保を図る。  |
| 石見観光振興協議会観光キャンペーン  | 市・民間・関係団体等 | 県西部の市町、観光協会、商工会議所、商工会等が連携して観光振興を図る。 |
| 浜田港ロシア貿易促進プロジェクト   | 市・民間・関係団体等 | 県、市、商工会議所、民間等が連携して対ロシア貿易の促進を図る。     |



エコクリーンセンター

※1「ユネスコ無形文化遺産」 2003年第32回ユネスコ総会で採択された「無形文化遺産保護条約」に基づき、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間で、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの。

※2「世界遺産」 世界遺産条約に基づき、人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡、自然環境として世界遺産委員会に登録された有形の不動産。文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種がある。



## ■ 財 政 計 画

### 【歳 入】

(単位：百万円)

| 区 分 \ 年 度   | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 方 税       | 7,419  | 7,229  | 7,249  | 7,158  | 6,993  |
| 地方譲与税、各種交付金 | 1,249  | 1,227  | 1,227  | 1,227  | 1,227  |
| 普通交付税       | 10,144 | 10,420 | 10,628 | 11,101 | 11,359 |
| 特別交付税       | 1,400  | 1,400  | 1,400  | 1,400  | 1,400  |
| 使用料、手数料     | 588    | 587    | 587    | 587    | 587    |
| 国・県支出金      | 6,554  | 5,870  | 6,064  | 6,569  | 5,564  |
| 繰 入 金       | 927    | 804    | 474    | 374    | 330    |
| 地 方 債       | 6,233  | 5,996  | 5,865  | 6,240  | 4,536  |
| その他の収入      | 1,977  | 2,854  | 2,037  | 2,042  | 2,027  |
| 歳入合計        | 36,491 | 36,387 | 35,531 | 36,698 | 34,023 |

### 【歳 出】

(単位：百万円)

| 区 分 \ 年 度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 件 費     | 5,890  | 5,880  | 5,834  | 5,773  | 5,690  |
| 物 件 費     | 3,899  | 3,872  | 4,040  | 3,937  | 3,955  |
| 扶 助 費     | 5,560  | 5,616  | 5,672  | 5,729  | 5,786  |
| 補 助 費 等   | 2,879  | 2,750  | 2,714  | 2,703  | 2,703  |
| 普通建設事業費   | 6,370  | 5,380  | 5,037  | 5,962  | 3,112  |
| 公 債 費     | 5,497  | 5,902  | 5,482  | 5,745  | 5,924  |
| 積 立 金     | 1,613  | 2,098  | 1,761  | 1,869  | 1,809  |
| 繰 出 金     | 3,755  | 3,912  | 4,014  | 4,005  | 4,069  |
| そ の 他     | 1,028  | 977    | 977    | 975    | 975    |
| 歳出合計      | 36,491 | 36,387 | 35,531 | 36,698 | 34,023 |

「地方税」 地方公共団体がかける税金で、都道府県税と市町村税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等）がある。

「地方譲与税」 国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税（地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等）。

「普通交付税」 地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるもの。

「特別交付税」 地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。

「人件費」 職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費。

「物件費」 賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等の物財調達のための経費。

「扶助費」 社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費。

「補助費等」 各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費。

「普通建設事業費」 道路、橋梁、学校、庁舎等の公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費。

「公債費」 地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

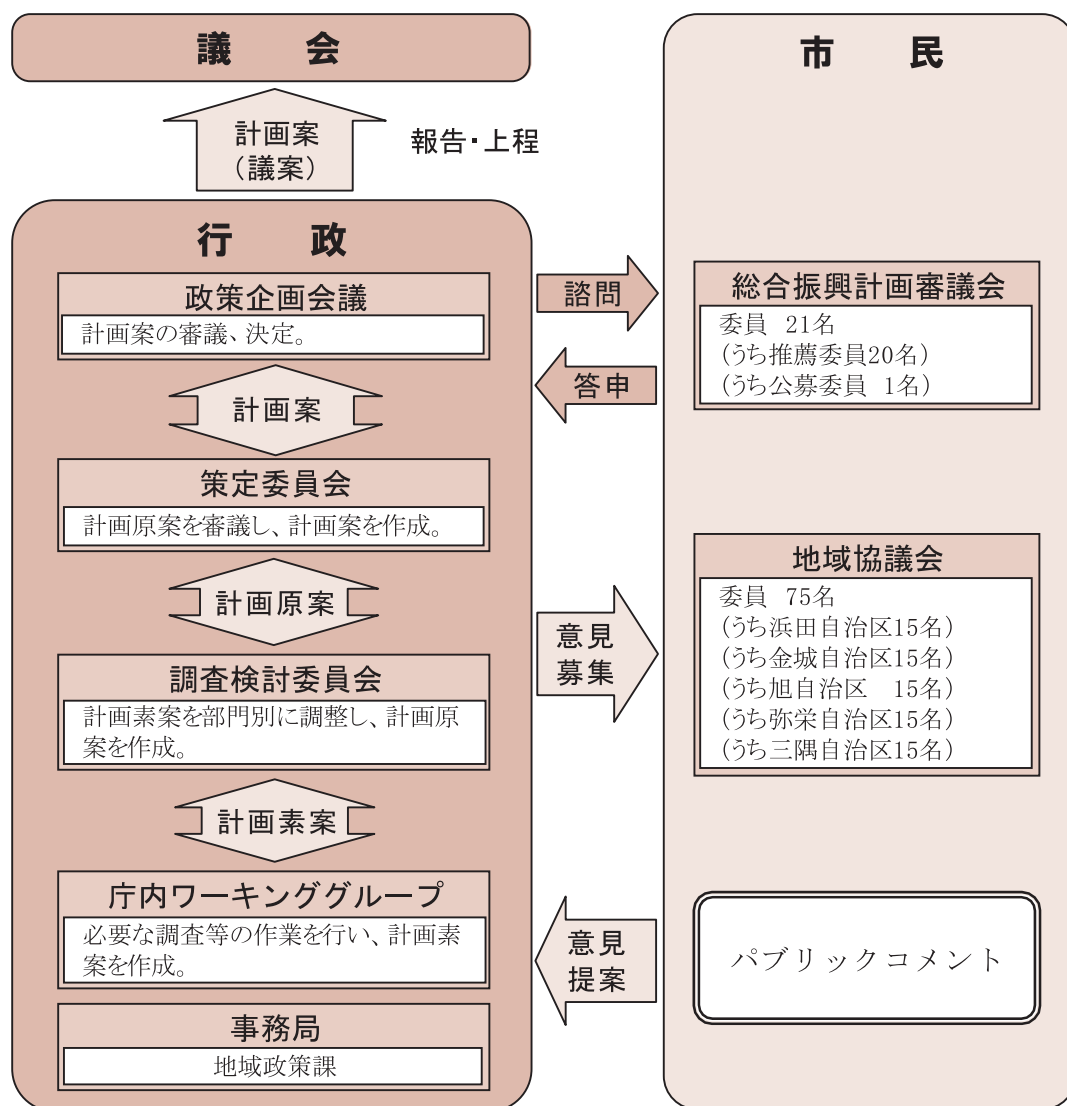
「積立金」 特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費。

「繰出金」 一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費。

# 資料編

|      |                            |    |
|------|----------------------------|----|
| ■資料1 | 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定体制……………  | 87 |
| ■資料2 | 浜田市総合振興計画審議会条例……………        | 88 |
| ■資料3 | 浜田市総合振興計画審議会委員名簿……………      | 89 |
| ■資料4 | 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定経過……………  | 89 |
| ■資料5 | 浜田市総合振興計画後期基本計画の諮問・答申…………… | 90 |
| ■資料6 | 代表的な目標一覧……………              | 91 |
| ■資料7 | 用語の解説……………                 | 94 |
| ■資料8 | 憲章、宣言、浜田市民歌……………           | 98 |

## ■資料 1 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定体制



### 浜田市政策企画会議

| 職 名                                                            | 備考  |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 市長、副市長、教育長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、総務部長、企画財政部長、その他市長が指名する職員 | 9 名 |

### 浜田市総合振興計画策定委員会

| 役職  | 職 名                                                                                                      | 備考  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 委員長 | 副市長                                                                                                      | 18名 |
| 委 員 | 教育長、総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、市民環境部長、産業経済部長、建設部長、議会事務局長、教育部長、消防長、水道部長、広域行政組合事務局長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長、企画財政部次長 |     |

### 浜田市総合振興計画調査検討委員会

| 役職  | 職 名                                                           | 備考  |
|-----|---------------------------------------------------------------|-----|
| 委員長 | 企画財政部次長                                                       | 10名 |
| 委 員 | 総務部次長、健康福祉部次長、市民環境部次長、産業経済部次長、建設部次長、教育部次長、水道部管理課長、総合調整室長、財政課長 |     |

## ■資料2 浜田市総合振興計画審議会条例

（目的及び設置）

**第1条** 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

**第2条** 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

**第3条** 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

（会長及び副会長）

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

**第6条** 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

（庶務）

**第7条** 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

（その他）

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

### 附 則（平成22年3月26日条例第4号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## ■資料3 浜田市総合振興計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

| 区 分             | 氏 名     | 摘 要                  |
|-----------------|---------|----------------------|
| 会長              | 野 藤 薫   | 浜田市教育委員会教育委員         |
| 副会長             | 加 藤 喜 六 | 三隅自治区地域協議会委員         |
| 識見者             | 林 秀 司   | 島根県立大学教授             |
|                 | 松 永 桂 子 | 島根県立大学准教授            |
|                 | 西 井 久美子 | 浜田人権擁護委員協議会副会長       |
|                 | 栗 栖 真 理 | 浜田のまちの縁側代表           |
| 公共的団体の代表        | 岩 谷 百合雄 | 浜田商工会議所会頭            |
|                 | 楨 岡 正 明 | 石央商工会副会長             |
|                 | 小 谷 典 弘 | 浜田市社会福祉協議会会長         |
|                 | 佐々木 豊   | いわみ中央農業協同組合 営農経済部長   |
|                 | 栗 栖 利 寿 | 石央森林組合参事             |
|                 | 竹 原 久 人 | 漁業協同組合JFしまね 浜田支所長    |
|                 | 小 坂 美奈子 | 浜田市民生児童委員協議会（女性委員代表） |
|                 | 泉 忠 敬   | 浜田市文化協会副会長           |
|                 | 伊 原 憲 吾 | 社団法人浜田青年会議所理事長       |
|                 | 長 松 美千子 | 浜田女性ネットワーク副会長        |
| その他市長が特に必要と認める者 | 亀 谷 利 幸 | 浜田自治区地域協議会会長         |
|                 | 永 見 利 久 | 金城自治区地域協議会会長         |
|                 | 木 村 豪 成 | 旭自治区地域協議会会長          |
|                 | 栗 栖 一 雄 | 弥栄自治区地域協議会会長         |
|                 | 佐々木 富士子 | 公募委員                 |
| 合 計             | 21名     |                      |

## ■資料4 浜田市総合振興計画後期基本計画の策定経過

| 平成22年  | 内 容                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 4月1日   | 浜田市総合振興計画審議会公募委員募集（4月1日～4月20日）                           |
| 5月12日  | 浜田市総合振興計画（後期基本計画）策定方針決定                                  |
| 5月21日  | 浜田市総合振興計画審議会委員（公募委員を含む）決定                                |
| 5月24日  | 第1回策定委員会開催                                               |
| 6月2日   | 第1回調査検討委員会開催<br>第1回浜田市総合振興計画審議会開催（市長から浜田市総合振興計画審議会会長へ諮問） |
| 6月29日  | 第2回調査検討委員会開催                                             |
| 6月30日  | 第2回策定委員会開催                                               |
| 7月7日   | 第2回浜田市総合振興計画審議会開催                                        |
| 7月26日  | 第3回調査検討委員会開催                                             |
| 7月28日  | 第3回策定委員会開催                                               |
| 8月3日   | 第3回浜田市総合振興計画審議会開催                                        |
| 8月19日  | 第4回策定委員会、調査検討委員会合同会議開催                                   |
| 8月26日  | 第4回浜田市総合振興計画審議会開催                                        |
| 9月1日   | 浜田市総合振興計画審議会会長から市長へ中間答申                                  |
| 9月16日  | パブリックコメント（9月16日～10月15日）実施                                |
| 10月22日 | 第5回策定委員会、調査検討委員会合同会議開催                                   |
| 10月28日 | 第5回浜田市総合振興計画審議会開催                                        |
| 11月11日 | 浜田市総合振興計画審議会会長から市長へ答申                                    |
| 12月16日 | 12月市議会定例会において「浜田市総合振興計画後期基本計画」を議決                        |



## ■資料5 浜田市総合振興計画後期基本計画の諮問・答申

### 〔諮問書〕

地 第 239 号

平成 22 年 6 月 2 日

浜田市総合振興計画審議会会長 様

浜田市長 宇 津 徹 男  
(地域政策課)

浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

浜田市総合振興計画後期基本計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたく諮問  
します。

### 〔答申書〕

平成 22 年 11 月 11 日

浜田市長 宇 津 徹 男 様

浜田市総合振興計画審議会  
会長 野 藤 薫

浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 22 年 6 月 2 日付け地第 239 号で諮問のあった標記の件について、提出された  
「浜田市総合振興計画後期基本計画（案）」を本審議会において慎重に審議した結果、  
下記の意見を付し、別添のとおり答申します。

#### 記

#### 1 意見

計画の推進に当たっては、本計画の趣旨を広く市民に周知し市民参画を図ると  
ともに、行政及び関係機関・団体等の連携により、計画の実現に努めていただ  
くよう要望します。

#### 2 添付書類

浜田市総合振興計画後期基本計画（案）

## ■資料6 代表的な目標一覧

| まちづくりの大綱                           |          |          |         |           |
|------------------------------------|----------|----------|---------|-----------|
| 施策大綱                               |          |          |         |           |
| 代表的な目標                             |          | 現状値      |         | 目標値       |
| Ⅰ 健康でいきいきと暮らせるまち【健康・福祉部門】          |          |          |         |           |
| 1 だれもが安心して受けられる医療体制の整備             |          |          |         |           |
| 浜田市国民健康保険診療所の数                     | 平成22年度当初 | 5施設      | 平成27年度末 | 5施設       |
| 土曜日診療を実施する浜田市国民健康保険診療所の数           | 平成22年度当初 | 3施設      | 平成27年度末 | 3施設       |
| 浜田市休日応急診療所の数                       | 平成22年度当初 | 1施設      | 平成27年度末 | 1施設       |
| 2 生涯を通じて豊かな生活の実現を目指す健康づくりの推進       |          |          |         |           |
| 平均寿命(男)                            | 平成22年度当初 | 男77.11歳  | 平成27年度末 | 男78.35歳   |
| 平均寿命(女)                            | 平成22年度当初 | 女85.69歳  | 平成27年度末 | 女86.24歳   |
| 脳血管疾患年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死亡者数) | 平成22年度当初 | 50.7     | 平成27年度末 | 40.3      |
| がん年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死亡者数)    | 平成22年度当初 | 141.6    | 平成27年度末 | 136.6     |
| 自殺年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死亡者数)    | 平成22年度当初 | 27.0     | 平成27年度末 | 25.7      |
| 心疾患年齢調整死亡率<br>(人口10万人当たりの年間死亡者数)   | 平成22年度当初 | 53.6     | 平成27年度末 | 52.2      |
| 3 子どもを安心して産み育てる環境づくり               |          |          |         |           |
| 通常保育の定員                            | 平成22年度当初 | 1,730人   | 平成27年度末 | 1,775人    |
| 延長保育の実施施設数                         | 平成22年度当初 | 22施設     | 平成27年度末 | 26施設      |
| 放課後児童クラブ等の受入数                      | 平成22年度当初 | 572人     | 平成27年度末 | 710人      |
| 地域子育て拠点施設数                         | 平成22年度当初 | 2施設      | 平成27年度末 | 3施設       |
| 4 高齢者・障がい者にやさしい環境づくり               |          |          |         |           |
| 認知症サポーター数                          | 平成22年度当初 | 378人     | 平成27年度末 | 628人      |
| 就労支援事業所等に通所する障がい者の平均工賃月額           | 平成22年度当初 | 27,105円  | 平成27年度末 | 28,000円以上 |
| 5 市民との協働による地域福祉の推進                 |          |          |         |           |
| 災害時要援護者登録者の数                       | 平成22年度当初 | 3,100人   | 平成27年度末 | 4,000人    |
| Ⅱ 豊かな心を育む教育と文化を身近に感じるまち【教育・文化部門】   |          |          |         |           |
| 1 生涯学習の推進と地域活動を担う人材の育成             |          |          |         |           |
| 「地域力」醸成プログラム事業実施公民館数               | 平成22年度当初 | 11館      | 平成27年度末 | 20館       |
| 地域による学校支援活動の参加者数                   | 平成21年度   | 延べ4,102人 | 平成27年度  | 延べ6,000人  |
| 2 生きる力を育む学校教育の充実                   |          |          |         |           |
| 小・中学校施設の耐震化率                       | 平成22年度当初 | 48%      | 平成27年度末 | 100%      |
| 3 生涯を通じて活動できるスポーツの振興               |          |          |         |           |
| 各種スポーツ教室の開催回数                      | 平成21年度   | 6回       | 平成27年度  | 10回       |
| JFA夢の教室の開催回数                       | 平成22年度   | 1回       | 平成27年度  | 2回        |
| 総合型地域スポーツクラブの数                     | 平成22年度当初 | 1クラブ     | 平成27年度末 | 10クラブ     |
| 4 歴史・文化の伝承と地域性豊かな文化の創造             |          |          |         |           |
| 文化活動の助成申請件数                        | 平成21年度   | 5件       | 平成27年度  | 7件        |
| 石央文化ホールの入館者数                       | 平成21年度   | 65,069人  | 平成27年度  | 75,000人   |
| 美術館の入館者数                           | 平成21年度   | 74,900人  | 平成27年度  | 80,000人   |

| まちづくりの大綱                       |         |            |                  |
|--------------------------------|---------|------------|------------------|
| 施策大綱                           |         |            |                  |
| 代表的な目標                         |         | 現状値        | 目標値              |
| Ⅲ 自然環境を活かした潤いのあるまち【環境部門】       |         |            |                  |
| 1 地域特性を活かした景観形成の推進             |         |            |                  |
| 緑と花の沿道推進事業実施件数                 | 平成21年度末 | 70件        | 平成27年度末 100件     |
| 2 環境保全の人づくり・地域づくりの推進           |         |            |                  |
| 環境アダプトプログラム登録団体数               | 平成21年度末 | 20団体       | 平成27年度末 30団体     |
| こどもエコクラブ登録団体数                  | 平成21年度末 | 2団体        | 平成27年度末 10団体     |
| はまだエコライフ推進隊会員数(団体)             | 平成21年度末 | 97団体       | 平成27年度末 120団体    |
| はまだエコライフ推進隊会員数(個人)             | 平成21年度末 | 25人        | 平成27年度末 40人      |
| 3 地球温暖化対策への積極的な取組              |         |            |                  |
| 二酸化炭素排出量<br>(事務事業・オフィス＝市役所の取組) | 平成21年度  | 3,218t     | 平成27年度 3,025t    |
| エコライフチャレンジしまね参加世帯数             | 平成21年度末 | 682世帯      | 平成27年度末 1,000世帯  |
| 4 循環型社会構築に向けた取組                |         |            |                  |
| ごみのリサイクル率                      | 平成21年度  | 20.0%      | 平成27年度 26.7%     |
| 市民一人1日当たりのごみ排出量                | 平成21年度  | 982g       | 平成27年度 882g      |
| Ⅳ 地域資源を活かした産業を創造するまち【産業・経済部門】  |         |            |                  |
| 1 地域の特性を活かした農林水産業の振興           |         |            |                  |
| 新規就農者数                         | 平成21年度末 | 31経営体      | 平成27年度末 40経営体    |
| 認定農業者数                         | 平成21年度末 | 64経営体      | 平成27年度末 68経営体    |
| エコファーマー数                       | 平成21年度末 | 194経営体     | 平成27年度末 200経営体   |
| 「どんちっち」ブランド加盟店舗数               | 平成21年度末 | 86店舗       | 平成27年度末 95店舗     |
| 2 活力ある商工業の振興                   |         |            |                  |
| 新商品の開発件数                       | 平成21年度末 | 26件        | 平成27年度末 41件      |
| 3 矯正施設を核とした地域の振興               |         |            |                  |
| 矯正施設に関係する雇用者数                  | 平成21年度  | 360人       | 平成27年度 370人      |
| 矯正施設への食材の納入率                   | 平成21年度末 | 100%       | 平成27年度末 100%     |
| 施設外刑務作業の導入箇所数                  | 平成21年度末 | 2か所        | 平成27年度末 4か所      |
| 4 浜田港・三隅港を活かした産業の振興            |         |            |                  |
| 取扱いコンテナ数                       | 平成21年度  | 1,179TEU   | 平成27年度 2,500TEU  |
| 5 地域資源を活かした観光の振興               |         |            |                  |
| 観光入り込み客数                       | 平成21年   | 1,757,419人 | 平成27年 2,021,000人 |
| 宿泊客数                           | 平成21年   | 111,067人   | 平成27年 128,000人   |
| 浜田の五地想ものがたり協賛店舗数               | 平成21年度末 | 19店舗       | 平成27年度末 50店舗     |
| 浜田市ツーリズム協議会会員数                 | 平成21年度末 | 27人        | 平成27年度末 50人      |
| 6 企業誘致や新産業による雇用の促進             |         |            |                  |
| 企業誘致件数                         | 平成21年度末 | 0件         | 平成27年度末 2件       |

| まちづくりの大綱                         |          |                       |         |                       |
|----------------------------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|
| 施策大綱                             |          |                       |         |                       |
| 代表的な目標                           |          | 現状値                   |         | 目標値                   |
| Ⅴ 快適で安心して暮らせる、にぎわいのあるまち【建設・安全部門】 |          |                       |         |                       |
| 1 快適な道路環境の整備                     |          |                       |         |                       |
| 市道延長                             | 平成21年度当初 | 1,507 km              | 平成27年度末 | 1,512 km              |
| 市道改良率                            | 平成21年度当初 | 44.7%                 | 平成27年度末 | 45.6%                 |
| 2 利便性の高い公共交通の確保                  |          |                       |         |                       |
| 市営バスの乗客数                         | 平成21年度   | 3.5人                  | 平成27年度  | 3.7人                  |
| デマンドタクシーの乗客数                     | 平成21年度   | 2.4人                  | 平成27年度  | 2.5人                  |
| 交通空白地域の数                         | 平成21年度末  | 10か所                  | 平成27年度末 | 0か所                   |
| 3 地域情報化の推進                       |          |                       |         |                       |
| 携帯電話不感地区数<br>(避難所における不感地区数)      | 平成22年度当初 | 5地区                   | 平成27年度末 | 0地区                   |
| 4 充実した都市基盤の整備                    |          |                       |         |                       |
| 地籍調査実施済の面積                       | 平成22年度当初 | 291.5 km <sup>2</sup> | 平成27年度末 | 358.9 km <sup>2</sup> |
| 5 安全なまちづくりの推進                    |          |                       |         |                       |
| 木造住宅耐震診断・改修等の実施件数                | 平成21年度末  | 12件                   | 平成27年度末 | 126件                  |
| 自主防災組織の組織率                       | 平成21年度末  | 20.5%                 | 平成27年度末 | 70.0%                 |
| 防災防犯メール登録者数                      | 平成21年度末  | 2,444人                | 平成27年度末 | 10,000人               |
| 6 上・下水道等生活基盤の整備                  |          |                       |         |                       |
| 簡易水道の取水施設と浄水施設の施設数               | 平成22年度当初 | 49か所                  | 平成27年度末 | 32か所                  |
| 汚水処理普及率                          | 平成22年度当初 | 38.9%                 | 平成27年度末 | 47.0%                 |
| Ⅵ 市民とともに創り育てるまち【市民活動・定住部門】       |          |                       |         |                       |
| 1 地域コミュニティの形成                    |          |                       |         |                       |
| 「地区まちづくり推進委員会」の数                 | 平成22年度当初 | 10組織                  | 平成27年度末 | 20組織                  |
| 2 定住対策の推進                        |          |                       |         |                       |
| 空き家バンク成約件数                       | 平成22年度当初 | 2件                    | 平成27年度末 | 90件                   |
| はまだ暮らし体験事業参加者数                   | 平成21年度   | 21人                   | 平成27年度  | 30人                   |
| 3 人権を尊重するまちづくりの推進                |          |                       |         |                       |
| 人権研修会等の開催回数                      | 平成21年度   | 15回                   | 平成27年度  | 26回                   |
| 4 大学等高等教育機関と連携した地域づくり            |          |                       |         |                       |
| 県立大学との共同研究事業実施件数                 | 平成22年度   | 3件                    | 平成27年度末 | 18件                   |
| 市民交流促進事業実施件数                     | 平成22年度   | 10件                   | 平成27年度末 | 70件                   |
| 5 男女共同参画社会の形成                    |          |                       |         |                       |
| 審議会等への女性参画率の達成率                  | 平成22年度当初 | 69.4%                 | 平成27年度末 | 100.0%                |
| 6 国際交流・地域間交流の推進                  |          |                       |         |                       |
| 各種国際交流事業への参加者数                   | 平成21年度   | 1,739人                | 平成27年度  | 1,800人                |
| 浜田国際交流協会の会員数                     | 平成22年度当初 | 330会員                 | 平成27年度末 | 350会員                 |

## ■資料7 用語の解説

### 【ア行】

#### ICT教育

パソコンや視聴覚機器等のICT(情報通信技術)を用いて、コミュニケーション能力を身に付けるための教育。

#### アーカイブ

デジタル化されたデータを圧縮する技術や方法。

#### 空き家バンク制度

所有者等が使用予定のない空き家を「空き家バンク」に登録し、利用希望者等に情報提供を行うことで定住化を図る制度。

#### イノベティブ

(=innovative)「革新的な」・「斬新な」・「進取の気性に富む」の意味。

#### 医療従事者

医師、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、医療機関や福祉施設等に従事する様々な国家資格等を持つ専門職。

#### NPO

非営利組織。政府や民間企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公的活動を行う組織・団体。

#### LED漁船

LED照明設備を搭載した漁船。

### 【カ行】

#### 合併算定替特例措置

市町村合併の特例措置として、合併後10年間は地方交付税（普通交付税）が合併前の市町村が存続したものとして算定した合算額が保障される制度。合併後11年目以降の5年間で、段階的に縮減され、合併後16年目以降は1市町村として算定した普通交付税額となる。

#### 緩和ケア

がん患者の治療等に際し、治癒を目的にするだけでなく、身体的、精神的苦痛を緩和する等、各個人にきめ細やかな対応を行うこと。

#### 畦畔

田畑を区切るあぜ。

#### CAS冷凍

セルアライブシステム冷凍（Cells Alive System 冷凍）の略。従来の冷凍技法による食品の凍結融解に伴う食味の低下を大幅に低減することを可能にした冷凍技術。

#### ケーブルテレビ

アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル、光ファイバー・ケーブルを用いて伝送する有線テレビ。双方向通信が可能。回線は、電話、インターネットも用いられる。

#### 高規格救急自動車

救急救命士が高度な救命処置を行えるように、広いスペースと救命資機材を積載した救急車。

#### 交流人口

観光者等の一時的・短期的な滞在人口。



## 個人の要望

個人の興味・関心に基づく学習。

## 五地想ものがたり

浜田の5つの自治区の食文化への想いを込め、「ご馳走」と掛け合わせた造語。山海の豊富な食資源を見つめ直すとともに、地産地消へのこだわりとおもてなしの心を持って本市の食の魅力をPRする取組。

## コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団。地域社会。共同体。

## 【サ行】

### SARS

重症急性呼吸器症候群。肺炎に似た症状で、38℃以上の高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身倦怠感、意識混濁などの症状もある。

### JFA夢の教室

財団法人日本サッカー協会主催のJリーグやなでしこリーグの現役選手、OB、OG、関係者、その他種目の現役選手等のOB、OGを「夢先生」として小学校に派遣し、「夢の教室」と呼ばれる授業を行う事業。

## 持続農業法

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の略称。

## 自動体外式除細動器（AED）

電気ショックが必要な心臓の状態を自動で判断し、心臓に電気ショックを与えることができる機器。

## 社会の要請

自立した個人の育成、自立した地域社会の形成に資する学習。

## 情報交流人口

市外に居住する人に対して、インターネット、郵便等による情報提供サービスを行う等、「情報交流」を行っている「登録者人口」。市が行う「はまだ特別市民制度」、「ふるさとメール」、「はまだ虹の大使」等のほか、各種NPOや団体等が行うものを含む。

## 初期・二次・三次救急医療

救急医療体制を構成する医療体制区分。日常的な救急患者の医療を外来診療で行う初期救急医療。入院治療が必要な重症救急患者を対象とする二次救急医療。二次救急医療で対応できない重篤な救急患者に対して高度な医療を行う三次救急医療。

## 新エネルギー

資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、地熱、水力等の「自然エネルギー」、「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱等の「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション（燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房等に利用するシステム）等の「高効率エネルギー」がある。

## スラグ

金属の製錬に際して、溶融した金属から分離して浮かぶかす。道路の路盤材やコンクリート骨材として広く用いられる。

## スローライフ

自然と調和してゆったりした時間の流れを楽しむ生き方を求める人のライフスタイル。

## 世界遺産

世界遺産条約に基づき、人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡、自然環境として世界遺産委員会に登録された有形の不動産。文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種がある。

**総合型地域スポーツクラブ**

1995年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、幅広い世代の人々が各自の興味や関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

**ゾーニング**

都市計画や建築プラン等で、空間を用途別に分けて配置すること。

**ゾーン**

地域、区域、範囲。

**【タ行】****地域包括ケア**

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう医療、介護、福祉の各サービスを包括的、継続的に提供し、支援を行うこと。

**中間育成**

天然種苗や人口種苗を放流できる大きさまで育てること。

**ツーリズム**

自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

**デマンドタクシー**

予約型乗り合いタクシー。玄関先から目的地までドア・ツー・ドアで移動できる低料金の乗合タクシー。

**【ナ行】****7対1看護**

1人の看護師が平均7人の患者を看護する看護体制。一般的には他に10対1、13対1、15対1の区分がある。

**二地域居住人口**

都市住民が年間で1か月以上の中・長期、または定期的・反復的に農山漁村等の同一地域に滞在し、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の居住に加えた生活拠点を持つ人口。

**ネットワーク**

網の目のような組織。通信網、道路網、情報網。

**年齢調整死亡率**

年齢構成が異なる地域間の比較を行う目的で年齢人口を調整した死亡率。

**【ハ行】****パブリックコメント**

市の基本的な計画等の策定等に当たって、その案を公表して市民の意見を募集し、その提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の仕組み。

**バリアフリー**

何らかの障がいをもつ人が、通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

**病後時保育**

保育所等に通っている児童が病気回復期にある時に、病院等に付設された専用スペースで一時的に行われる保育サービス。

**ブランド**

銘柄。商標。

### ポータルサイト

インターネットの「入り口」（ポータル）に相当するウェブサイト（様々な情報を提供するページ）のこと。

### ポートセールス

貿易貨物の集積、寄港船舶の誘致を目的とした港湾の振興策。

### ホスピタリティ

おもてなしの心。

## 【ヤ行】

### U・Iターン

都市に居住する人が、故郷（Uターン）や自分の出身地以外の地方（Iターン）へ住居を移すこと。

### ユネスコ無形文化遺産

2003年第32回ユネスコ総会で採択された「無形文化遺産保護条約」に基づき、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間で、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの。

### ユビキタス社会

「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

## 【ラ行】

### ライフスタイル

生活様式や営み方、また、人生観、価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ライフステージ

人の一生を少年期、青年期、壮年期、老齢期等と分けた、それぞれの段階。

### リードタイム

貨物が港に陸揚げされてから引き取り可能となるまでの所要時間。または工場等へ入荷されるまでの調達時間。

### リハビリ

リハビリテーションの略。身体障がい者や精神障がい者、事故や病気の後遺障がいをもつ人に行われる最大限の機能回復、社会復帰を目指した総合治療・訓練。

## 6次産業化

地域で生産（1次産業）された農林水産物等を素材に、商品加工（2次産業）し、より付加価値をつけて流通・販売（3次産業）すること。（1次×2次×3次＝6次）

### ロット

同一仕様の製品や部品を生産単位としてまとめた数量。

## ■資料8 憲章、宣言、浜田市民歌

### 浜田市市民憲章

(平成18年10月1日制定)

わたくしたちは 青い海と緑の大地に恵まれた  
美しい自然と温かい人情を誇る浜田市民です

明るく豊かなまちをつくるために  
この憲章を定め 力をあわせて進みます

- 一 きまりを守り よい習慣を育て  
きれいな住みよいまちをつくります
- 一 心身の健康に心がけ 明るい家庭を築き  
ゆとりのあるまちをつくります
- 一 働く喜びと誇りをもち  
活力のあるまちをつくります
- 一 郷土を愛し 教養を高め  
文化のかおるまちをつくります
- 一 高齢者をうやまい こどもをはぐくみ  
みんなが助け合うまちをつくります
- 一 命の大切さを深く考え  
お互いを尊重するまちをつくります

### 浜田市高齢者憲章

(平成20年3月21日制定)

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれたこのまちで、自立の心を持ち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことをめざして、この憲章を定めます。

- 一 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- 一 みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいを持ち、心豊かな人生をはぐくみます。

### 浜田市核兵器廃絶平和都市宣言

(平成18年6月21日制定)

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかるに、世界各地において地域紛争や武力抗争は後を絶たず、また、核の脅威は依然として継続しており、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界で最初の核被爆国として、この悲惨な体験を風化させることなく、再びあの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

浜田市は、日本国憲法の平和理念に基づき、核兵器の全面廃絶を求め、恒久平和を全世界に向かって訴えるものである。

よって、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

### 浜田市スポーツ都市宣言

(平成18年10月1日制定)

私たちは、生涯にわたってスポーツに親しみ、明るく豊かな浜田市を築くためスポーツ都市を宣言します。

- 一 私たちは、家庭、職場、地域にスポーツをとり入れ、健康な心とからだをつくります。
- 一 私たちは、スポーツを楽しみ、友情と交流の輪をひろげます。
- 一 私たちは、スポーツを通して活力ある住みよいまちをつくります。

### 浜田市人権尊重都市宣言

(平成20年6月25日制定)

すべての人は、生まれながらにして、人としての尊厳が守られ大切にされ、人間らしく幸せに生きる権利を有しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害、不当な差別や偏見が存在し、また社会情勢や価値観の変化による新たな人権問題も生じています。

私たち一人ひとは、日本国憲法や世界人権宣言の理念の下、たゆまぬ努力を重ねて、差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、それぞれの能力に応じた可能性を十分発揮できる社会の実現をめざします。

ここに、私たち浜田市民は、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、人権尊重の都市「浜田市」を宣言します。



## 浜田市市民防災の日

(平成18年6月21日制定)

浜田市の市民防災の日を次のように制定する。

- 1 昭和58年7月の豪雨は、本市に未曾有の被害をもたらした。私たちは、この災害による尊い犠牲を追想するとともに、未来永劫にわたってその記憶を忘れてはならない。

この経験から得た教訓を活かし、市及び市内の防災関係諸機関をはじめ、市民一人ひとりが暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等について防災意識を高め、災害への備えを充実強化していくことが求められている。

よって、安全で明るいまちづくりを推進するため、ここに「市民防災の日」を定める。

- 2 市民防災の日は、毎年7月23日とする。

## 浜田市いのちと安全安心の日

(平成22年9月22日制定)

平成21年に、鳥根県立大学生が理不尽に命を絶たれるという悲惨な事件が発生しました。

私たち浜田市民は、浜田市で学び、世界に羽ばたこうとしていた若者の命が奪われたという事実を重く受け止めています。

この記憶を風化させることなく、命を尊び、だれもが安全で安心して、幸せに暮らすことのできるまちづくりを推進するため、ここに、「いのちと安全安心の日」を制定します。

私たちは、命の大切さとその重さを認識し、犯罪を起こさせないよう防犯意識を高めるとともに、地域に根付いた防犯対策を推進していく必要があります。

よって、市民一人ひとりが命の尊さと安全安心について考えるため、毎年10月26日を「いのちと安全安心の日」として定めます。

# 浜田市民歌

(平成18年10月1日制定)

浜田市民歌（呼びかける風に）

作詞 五十川 式部  
作曲 小六 禮次郎

一

広がる空を 共に仰げば  
歌はあふれる 緑の大地  
手をのべ呼びかける

さわやかな風に 花はほほえみ  
あたらしい風に 歩め明日へ  
浜田 わがまち 地球といきるまち

二

眩しい海に 汽笛高鳴り  
希望はばたく 魚は躍る  
手をのべ呼びかける

はれやかな風に 心ひらいて  
あたらしい風に 歩め明日へ  
浜田 わがまち 笑顔つどうまち

三

連なる山に 森に流れに  
恵み豊かな 優しい故郷  
手をのべ呼びかける

ふくよかな風に 人よ輝き  
あたらしい風に 歩め明日へ  
浜田 わがまち 文化かおるまち  
地球といきるまち

*mf* ♩ 100 さわやかに

あはゆ はうみ たぶぐ うきめ ばりに げなれ おかが あたな にきに もてり ときも をにに らみま そうや るいる がしな ろぶら ひまつ け び よ の を て け け いや ほらが ほひか はろよ なこと はこひ ににに ぜぜぜ かかか ななな かかか ややわ われく さはふ へ あしため あゆめ ぜに か い しい たらあ みてき ち ち ま だ わ が ま ち ち きゅうと い き る ま ち え が お つ ど う ま ち ぶ ん か か お る ま ち ち は ま だ わ が ま ち ち きゅうと い き る ま ち

## 浜田市総合振興計画 後期基本計画

(平成23年度～平成27年度)

---

発 行 島根県浜田市  
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地  
発行年月 平成23年 3 月  
電 話 0855-22-2612(代)  
F A X 0855-23-1866  
ホームページ <http://www.city.hamada.shimane.jp>  
E-mail [info@city.hamada.shimane.jp](mailto:info@city.hamada.shimane.jp)  
企画・編集 浜田市企画財政部地域政策課

---

印 刷 柏村印刷株式会社

# 市章

(平成18年2月23日制定)



波頭の図案が「浜」を、中央の十字星は輝く未来を表し、同時に全体として里山にある「田」の文字を表徴している。

# 市の花・木・魚

(平成21年10月1日制定)



## 市の花／つつじ

市内に広く植えられており、春の開花期に一齐に咲きそろう様子は、春爛漫の浜田の景色を印象づけるものとなっています。種類も多く、栽培、普及が容易であることから多くの市民に親しまれています。



## 市の木／さくら

市内各所で多数植栽されているとともに、山々には野生種も点在し、花の時期にはそれぞれに風情のある姿で多くの市民の目を楽しませています。三隅町内数か所に、町内外の多くの人々に愛される「一本桜」の大樹が存在していることも特徴的です。



## 市の魚／のどぐろ

古くから地域で親しまれているとともに、近年は「どんちっち三魚」の一つとしてブランド化され、浜田を代表する魚として全国的な知名度も上がっています。市民にとっても、「味のよさ」と「高級感」から人気の高い魚です。